

(案)

名古屋・尾張中部医療圏保健医療計画

平成 30 年 3 月改定原案

(目 次)

はじめに	1
第1章 地域の概況（名古屋市域）	2
第1節 地勢	2
第2節 交通	2
第3節 人口及び人口動態	2
第4節 保健・医療施設	6
第1章 地域の概況（尾張中部地域）	7
第1節 地勢	7
第2節 交通	7
第3節 人口及び人口動態	7
第4節 保健・医療施設	9
第2章 公的病院等の役割を踏まえた医療機関相互の連携のあり方	11
第1節 総論	11
第2節 市立病院	13
第3章 機能を考慮した医療提供施設の整備目標	16
第1節 がん対策	16
第2節 脳卒中对策	24
第3節 心筋梗塞等の心血管疾患	32
第4節 糖尿病対策	38
第5節 精神保健医療対策（名古屋市域）	45
精神保健医療対策（尾張中部地域）	54
第6節 歯科保健医療対策（名古屋市域）	61
歯科保健医療対策（尾張中部地域）	65
第4章 救急医療対策（名古屋市域）	73
救急医療対策（尾張中部地域）	79
第5章 災害医療対策（名古屋市域）	81
災害医療対策（尾張中部地域）	89
第6章 周産期医療対策（名古屋市域）	94
周産期医療対策（尾張中部地域）	97
第7章 小児医療対策（名古屋市域）	100
小児医療対策（尾張中部地域）	106
第8章 在宅医療対策（名古屋市域）	109
在宅医療対策（尾張中部地域）	114
第9章 病診連携等推進対策	119
第10章 高齢者保健医療福祉対策（名古屋市域）	125
高齢者保健医療福祉対策（尾張中部地域）	132
第11章 薬局の機能強化等推進対策	135
第1節 薬局の機能推進対策	135
第2節 医薬分業の推進対策	139
第12章 医療安全支援センター	142
第13章 健康危機管理対策（名古屋市域）	144
健康危機管理対策（尾張中部地域）	149

はじめに

名古屋医療圏保健医療計画は、愛知県地域保健医療計画の一部として平成4年8月31日に初めて策定され、その後の保健医療環境の変化に対応すべく、6度の見直しを行い、愛知県、名古屋市、名古屋市医師会、名古屋市歯科医師会、名古屋市薬剤師会等関係者の連携のもと、その推進に努めてきているところです。前回の計画は平成26年3月に公示され、平成30年3月までを計画期間としていました。

また、尾張中部医療圏保健医療計画は、平成13年愛知県地域保健医療計画の見直しにより、尾張中部医療圏が名古屋医療圏から分離し、尾張中部地域単独の保健医療計画として策定され、4度の見直しを行い、前回の計画は、名古屋医療圏と同じく平成26年3月に公示され、平成30年3月までを計画期間としていました。

一方、この間の少子高齢化の急速な進展と、それに伴う慢性的な疾病や複数の疾病を抱える患者の増加などにより、病気と共存しながら生活の質の維持・向上を図っていくことが求められるようになっていきます。

こうした状況への対応を目的とし、平成26年6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成26年法律第83号)が制定され、医療法等の改正が行われ、都道府県は「地域医療構想」を策定し、いわゆる団塊の世代が75歳以上になりきる平成37年における地域の医療提供体制の姿を明らかにし、その地域にふさわしいバランスのとれた病床の機能の分化と連携を推進することとされました。

愛知県では、平成28年10月に「愛知県地域医療構想」が策定されましたが、当該構想において、患者の受療動向等から、名古屋医療圏と尾張中部医療圏については、統合して一つの構想区域とされました。

そのため、本計画から、名古屋医療圏と尾張中部医療圏は統合し、名古屋・尾張中部医療圏となります。

また、その他にも、医療の高度化・専門化など保健医療を取り巻く環境は大きく変化しており、地震・豪雨等の自然災害への対応なども含め、住民の医療ニーズは複雑化・多様化してきています。

国は、それらへの対応を見据え、平成29年3月に医療計画にかかる指針を見直し、引き続き5疾病(がん・脳卒中・心筋梗塞等の心血管疾患・糖尿病・精神疾患)5事業(救急医療・災害医療・へき地医療・周産期医療・小児医療)及び在宅医療について重点的に取り組みを推進することや、介護保険事業計画との整合性の確保を掲げました。これにより、これまで医療計画は5年サイクルであったものを、3年を期間とする介護保険事業計画と合わせるために、6年とされ、その中間年にあたる3年ごとに見直しを行うこととなるなど、新たな取り組みが求められています。

これらの大きな改変を受け、今回の計画は、両医療圏を統合し、平成30年4月から平成36年3月までの6年間を計画期間として策定したのですが、一部の章や節を除いて、名古屋市域と尾張中部地域で別記載となっています。

医療機関における機能分担と連携により、地域の限られた医療資源を生かしていくことが、引き続き、当医療圏において重要となっており、これらへの対応の検討に加え、名古屋市域と尾張中部地域で一体となることができる事業や、連携を進めることができる分野の検討を進め、適宜、記載内容の見直しを行っていく予定です。

第1章 地域の概況（名古屋市域）

第1節 地勢

名古屋市域は、東経136度47分30秒～137度3分39秒、北緯35度2分2秒～35度15分37秒、面積326.44k㎡（平成28年1月1日現在）で、愛知県西部に位置しています。

南は伊勢湾北端に接して名古屋港を構成し、北から西にかけては、木曾三川によってひらかれた濃尾平野の沃野が広がり、東はゆるやかな丘陵地帯をなして遠く中部山岳に連なっています。

地形は、東部丘陵地帯の一部を除き、東高西低で、おおむね平坦となっていますが、JR東海道線以西及び北部の庄内川沿線の一帯は低湿な農耕地帯となっています。特に名古屋港周辺の地域は、干拓によって造成された地域であって、いわゆる0メートル地帯が広がっています。

第2節 交通

名古屋市域の交通の特徴は、鉄道については、JR線、名鉄線、近鉄線、市営地下鉄があり、また、市バス等も整備されていますが、~~（財）運輸政策研究機構作成の都市交通年報（平成22年版）によると~~、都市交通機関として重要な役割を果たすべき鉄道（当地域では、JR線、名鉄線、近鉄線、市営地下鉄）の占める輸送人員の割合は23.1%であり、東京76.1%、大阪58.9%と比べると著しく低く、典型的な自動車交通体系となっています。

第3節 人口及び人口動態

1 人口

人口の推移を国勢調査にみると（表1-3-1）、昭和45年の調査で初めて200万人を超えた後、平成2年調査まで増加していましたが、大都市周辺市町村への転出が顕著になるいわゆるドーナツ化現象が生じ、平成7年の調査では人口が減少しました。しかし、平成12年には再び増加に転じ、平成17年以降もその傾向が続いています。

人口構成の変化では、年少人口の減少と老年人口の増加が進み、平成28年の構成比では、年少人口が12.4%、老年人口が24.5%になっています。

表1-3-1 名古屋市の年齢3区分別人口の推移

調査時期	総人口	年齢3区分人口			
		0～14歳 (年少人口)	15～64歳 (生産年齢人口)	65歳以上 (老年人口)	(再掲) 75歳以上
平成7年 (1995)	2,152,184	326,078(15.2)	1,544,859(71.8)	273,397(12.7)	102,723(4.8)
12年 (2000)	2,171,557	303,272(14.0)	1,506,882(69.4)	338,795(15.6)	129,569(6.0)
17年 (2005)	2,215,062	293,405(13.2)	1,492,010(67.4)	408,558(18.4)	171,558(7.7)
22年 (2010)	2,263,894	289,642(13.0)	1,463,977(65.8)	471,879(21.2)	215,160(9.7)
27年 (2015)	2,295,638	282,497(12.5)	1,429,795(63.3)	545,210(24.2)	258,354(11.4)
28年 (2016)	2,304,794	282,397(12.4)	1,429,460(63.1)	554,801(24.5)	268,865(11.9)

資料：国勢調査（総務省）、28年は名古屋市

注：総人口には年齢不詳者を含む。（ ）は%

また、将来の推計人口をみると、平成 27 年をピークとして総人口は減少を始めますが、老年人口は増加し続け、平成 37 年には、65 歳以上の老年人口が 617,541 人、全体に占める割合が 27.5%となる見通しです。中でも 75 歳以上の人口は、平成 27 年に比べおよそ 11 万 8 千人増加し 376,891 人となり、全体に占める割合は 16.8%となる見通しです。

表 1-3-2 名古屋市の将来推計人口

時期	総人口	年齢 3 区分人口			
		0～14 歳 (年少人口)	15～64 歳 (生産年齢人口)	65 歳以上 (老年人口)	(再掲) 75 歳以上
32 年 (2020)	2,278,104	271,753(11.9)	1,402,354(61.6)	603,997(26.5)	324,759(14.3)
37 年 (2025)	2,247,647	252,259(11.2)	1,377,847(61.3)	617,541(27.5)	376,891(16.8)
42 年 (2030)	2,204,182	232,183(10.5)	1,332,998(60.5)	639,001(29.0)	388,316(17.6)
47 年 (2035)	2,150,631	220,464(10.3)	1,260,531(58.6)	669,636(31.1)	386,511(18.0)
52 年 (2040)	2,088,107	211,621(10.1)	1,163,457(55.7)	713,029(34.1)	397,259(19.0)

資料：国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）

() は%

各区の人口は緑区が最も多く、平成 27 年から平成 28 年の増加率をみると、中区、昭和区、瑞穂区、中村区の順に高くなっています。人口の減少は、港区で著しくなっています。(表 1-3-3)

表 1-3-3 世帯数と人口

(平成 28 年 10 月 1 日現在)

区分	面積 (k m ²)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	人口 密度 (人/ k m ²)	平成 27 年 人口 (人)	平成 27 年～平成 28 年の人口増減	
						増減数 (人)	増減率 (%)
全市	326.45	1,072,913	2,304,794	7,060	2,295,638	9,156	0.40
千種	18.18	85,844	165,443	9,100	164,696	747	0.45
東	7.71	41,720	78,428	10,172	78,043	385	0.49
北	17.53	76,422	163,697	9,338	163,579	118	0.07
西	17.93	70,933	149,645	8,346	149,098	547	0.37
中村	16.30	67,495	134,117	8,228	133,206	911	0.68
中	9.38	55,005	84,614	9,021	83,203	1,411	1.70
昭和	10.94	56,013	108,427	9,911	107,170	1,257	1.17
瑞穂	11.22	49,336	106,204	9,466	105,357	847	0.80
熱田	8.20	32,228	66,071	8,057	65,895	176	0.27
中川	32.02	96,685	220,261	6,879	220,281	△20	△0.01
港	45.64	62,127	146,060	3,200	146,745	△685	△0.47
南	18.46	61,648	136,629	7,401	136,935	△306	△0.22
守山	34.01	70,749	173,700	5,107	172,845	855	0.49
緑	37.91	96,779	243,345	6,419	241,822	1,523	0.63
名東	19.45	74,757	165,005	8,484	164,080	925	0.56
天白	21.58	75,172	163,148	7,560	162,683	465	0.29

資料：名古屋市の世帯数と人口（愛知県人口動向調査）

2 人口動態

平成 27 年人口動態のそれぞれの率を県と比較すると、出生率、乳児死亡率は低く、新生児死亡率は同じで、その他の率は高くなっています。(表 1-3-4)

表 1-3-4 人口動態総覧 (平成 27 年)

	実 数			率		
	名古屋市	愛知県		名古屋市	愛知県	差
出生	19,606	65,615	(人口千対)	8.8	9.0	△0.2
死亡	20,968	64,060	(人口千対)	9.4	8.8	0.6
乳児死亡	36	140	(出生千対)	1.8	2.1	△0.3
新生児死亡	17	62	(出生千対)	0.9	0.9	0.0
死産	406	1,283	(出産千対)	20.3	19.2	1.1
周産期死亡	78	253	(出産千対)	4.0	3.8	0.2

資料：人口動態統計（厚生労働省）

注 1：死産率における出産数は死産数に出生数を加えたもの。

注 2：周産期死亡率における出産数は妊娠満 22 週以後の死産数に出生数を加えたもの。

(1) 出 生

平成 27 年の出生数は 19,606 人、出生率 8.8 となっています。年次推移でみると、出生数、出生率ともに年々低下しておりますが、平成 22 年には若干増加に転じています。県と比較すると、出生率、合計特殊出生率ともに低くなっています。(表 1-3-5)

表 1-3-5 出生、合計特殊出生率の推移

	出生数		出生率（人口千対）		合計特殊出生率	
	名古屋市	愛知県	名古屋市	愛知県	名古屋市	愛知県
平成 12 年	20,760	74,736	9.6	10.8	1.26	1.44
17 年	19,046	67,110	8.8	9.4	1.21	1.34
22 年	20,125	69,872	8.9	9.6	1.36	1.52
27 年	19,606	65,615	8.8	9.0	1.42	1.57

資料：人口動態統計（厚生労働省）合計特殊出生率は名古屋市

注：合計特殊出生率は、その年次の 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当するもの。

(2) 死 亡

平成 27 年の死亡数は 20,968 人、死亡率は 9.4 となっています。年次推移でみると、死亡率は年々徐々に高くなっています。(表 1-3-6)

表 1-3-6 死亡の推移

	名古屋市		愛知県	
	実数	率（人口千対）	実数	率（人口千対）
平成 12 年	15,143	7.0	45,810	6.6
17 年	17,396	7.9	52,536	7.2
22 年	19,014	8.4	58,477	8.1
27 年	20,968	9.4	64,060	8.8

資料：人口動態統計（厚生労働省）

平成 27 年の主な死因別死亡数を平成 24 年と比較すると、名古屋市では、悪性新生物、心疾患、肺炎の順となっています。(表 1-3-7)

表 1-3-7 主な死因別死亡数、率

死 因	実 数				死亡率（人口 10 万対）			
	平成 24 年		平成 27 年		平成 24 年		平成 27 年	
	名古屋 市	愛知県	名古屋 市	愛知県	名古屋 市	愛知県	名古屋 市	愛知県
総 数	19,680	61,354	20,968	64,060	868.1	843.1	936.6	875.7
悪性新生物	5,920	18,102	6,319	18,911	261.1	248.8	282.3	258.5
心疾患	2,980	8,651	2,768	8,490	131.5	118.9	123.6	116.1
肺炎	1,749	5,515	1,736	5,351	77.2	75.8	77.5	73.1
脳血管疾患	1,642	5,585	1,592	5,186	72.4	76.7	71.1	70.9
老衰	830	3,244	1,330	4,452	36.6	44.6	59.4	60.9
不慮の事故	610	2,019	615	1,978	26.9	27.7	27.5	27.0
自殺	406	1,332	388	1,172	17.9	18.3	17.3	16.0
腎不全	357	1,124	394	1,159	15.7	15.4	17.6	15.8
慢性閉塞性肺疾患	190	644	214	650	8.4	8.8	9.6	8.9
その他	4,996	15,138	5,612	16,711	220.4	208.1	250.7	228.5

資料：人口動態統計（厚生労働省）

第4節 保健・医療施設

地域住民の健康の保持及び増進を図り、地域保健対策を総合的に推進するため、専門的かつ技術的な拠点として市内16区毎に保健所が設置されています。

また、医療施設では、病院129、診療所2,111、歯科診療所1,448、助産所69、薬局1,164が設置されています。(表1-4-1、表1-4-2)

表1-4-1 医療施設数 (平成28年10月1日現在)

区分	保健所	病院	診療所	歯科診療所	助産所	薬局
全市	16	129 (36)	2,111 (7)	1,448	69	1,164
千種	1	12 (3)	178 (-)	127	5	83
東	1	3 (1)	99 (-)	78	3	47
北	1	11 (4)	137 (-)	98	4	85
西	1	6 (-)	122 (2)	86	3	74
中村	1	10 (1)	199 (-)	125	1	99
中	1	11 (2)	240 (-)	157	1	85
昭和	1	8 (2)	116 (-)	78	2	55
瑞穂	1	8 (3)	94 (-)	68	5	58
熱田	1	5 (-)	63 (-)	37	4	37
中川	1	13 (3)	123 (-)	96	6	96
港	1	5 (4)	92 (1)	57	2	63
南	1	12 (2)	93 (-)	70	4	76
守山	1	8 (4)	111 (-)	65	7	74
緑	1	5 (1)	175 (-)	110	10	91
名東	1	8 (5)	140 (1)	101	5	71
天白	1	4 (1)	129 (3)	95	7	70

資料：病院名簿（愛知県健康福祉部）、薬局は健康福祉年報（名古屋市健康福祉局）

注1：()は療養病床を有する施設数（再掲）

注2：薬局は平成28年3月31日現在

注3：診療所には保健所の数を含む。

表1-4-2 病床数 (平成28年10月1日現在)

区分	病院					診療所
	一般病床	療養	精神	結核	感染症	
全市	16,001	4,173	4,567	70	12	1,216 (52)
千種	1,462	129	523	-	10	30 (-)
東	160	81	-	-	-	48 (-)
北	1,120	286	223	-	-	107 (-)
西	597	308	-	-	-	167 (12)
中村	1,306	537	345	-	-	41 (-)
中	1,439	255	50	-	-	81 (-)
昭和	2,162	131	229	-	2	53 (-)
瑞穂	1,140	99	36	-	-	67 (-)
熱田	605	205	-	-	-	9 (-)
中川	1,462	602	711	-	-	88 (-)
港	856	270	-	-	-	77 (9)
南	1,451	360	468	10	-	26 (-)
守山	276	293	1,502	-	-	84 (-)
緑	859	106	-	-	-	141 (-)
名東	699	209	-	60	-	45 (8)
天白	524	302	480	-	-	152 (23)

資料：病院名簿（愛知県健康福祉部）

注：()は療養病床再掲

第1章 地域の概況（尾張中部地域）

第1節 地勢

尾張中部地域は、名古屋市の西北部に隣接し、平成21年度の合併により2市1町（清須市、北名古屋市、豊山町）になりました。地形は木曾川と庄内川により形成された肥沃な沖積平野に位置し、面積は41.88k㎡、南北約10km、東西約10kmに及んでいます。

第2節 交通

鉄道は名古屋を中心として放射状に発達し、南西部はJR東海の東海道新幹線及び東海道本線、東海交通事業城北線並びに名鉄名古屋本線が通っており、名鉄犬山線が南北に縦断しています。

なお、名鉄犬山線は、地下鉄3号線（鶴舞線）に接続されており、名古屋市中心部と直結しています。

道路は、東名阪自動車道名古屋第2環状自動車道が南部の東西を横断し、国道22号線及び41号線が南北に通っています。

その他、主要地方道として、県道春日井稲沢線が東西に、県道名古屋江南線が南北に通っており、道路密度は比較的高くなっています。

なお、庄内川、新川にかかる橋梁がボトルネックとなり、名古屋市へ流入する道路の渋滞が生じています。

第3節 人口及び人口動態

1 総人口

尾張中部地域の平成28年10月1日現在の人口は、167,901人で、男84,264人（構成比50.2%）、女83,637人（構成比49.8%）となっています。

平成2年以降の人口の推移は表1-3-1のとおりで、平成2年を100とした指数でみると平成28年は、113.9であり、微増しています。

表1-3-1 人口の推移 (各年10月1日現在)

	尾張中部地域	増加率	指数
平成2年	147,373	—	100.0
平成7年	150,121	1.9	101.9
平成12年	151,713	1.1	102.9
平成17年	154,996	2.2	105.2
平成22年	161,742	4.4	109.8
平成27年	166,729	3.1	113.1
平成28年	167,901	0.1	113.9
愛知県（平成28年）	7,507,691	—	—

資料：あいちの人口（愛知県県民生活部）

2 人口構成

尾張中部地域の平成28年10月1日現在の人口を年齢3区分で見ると、0～14歳の年少人口は24,633人（構成比14.7%）、15歳～64歳の生産年齢人口は102,843人（構成比61.3%）、65歳以上の老年人口は39,263人（構成比21.1%）となっており、本県の構成比率（年少人口13.5%、生産年齢人口61.4%、老年人口24.0%）と比べると、老年人口で2.9ポイント低くなっています。

しかしながら、人口構成割合の推移をみると平成2年に対して平成28年は老年人口割合が、15.3ポイント増加しており、高齢化が急速に進んでいます。(表1-3-2)

表1-3-2 人口(年齢3区分別)構成割合の推移 (各年10月1日現在)

	総人口	年少人口 (0-14歳)	生産年齢人口 (15-64歳)	老年人口 (65歳以上)	不詳人口
平成2年	147,373	26,851(18.2%)	108,467(73.6%)	11,971(8.1%)	84
平成7年	150,121	23,025(15.3%)	111,884(74.5%)	15,196(10.1%)	16
平成12年	151,713	22,065(14.5%)	109,105(71.9%)	19,719(13.0%)	824
平成17年	154,996	22,497(14.5%)	105,842(68.3%)	25,732(16.6%)	925
平成22年	161,742	24,290(15.0%)	104,075(64.3%)	32,447(20.1%)	930
平成27年	166,637	24,529(14.7%)	102,403(61.5%)	38,617(23.2%)	1,088
平成28年	167,901	24,633(14.7%)	102,843(61.3%)	39,263(23.4%)	1,162
愛知県(平成28年)	7,507,691	1,016,174(13.5%)	4,611,519(61.4%)	1,798,876(24.0%)	81,122

資料：あいちの人口(愛知県県民生活部)

注1：年少人口割合=年少人口/総人口×100、生産年齢人口割合=生産年齢人口/総人口×100、

注2：老年人口割合=老年人口/総人口×100

3 出生

尾張中部地域の平成27年の出生数は、1,667人(男839人、女828人)、出生率(人口千人対)は、10.3となっています。なお、全県と比較すると、出生率で1.2ポイント高くなっています。近年の出生率の動向は、前回と比較するとわずかながら減少しています。(表1-3-3)

表1-3-3 出生の推移

	尾張中部地域		愛知県	
	実数	出生率	実数	出生率
平成2年	1,494	10.1	70,942	10.6
平成7年	1,496	10.0	71,899	10.5
平成12年	1,683	11.1	74,736	10.6
平成17年	1,678	10.8	67,110	9.3
平成21年	1,768	11.0	69,768	9.7
平成27年	1,667	10.0	65,218	9.1

資料：平成27年愛知県の人口動態統計(確定数)の概況

注：出生率=出生数/人口×1,000(人口は、各年10月1日現在)

4 死亡

尾張中部地域の平成27年の死亡数は、1,313人(男717人、女596人)、で死亡率(人口千人対)は8.0となっています。なお、全県と比較すると、死亡率で0.6ポイント低くなっています。

近年の死亡率の動向は、わずかながら上昇傾向が見られます。(表1-3-4)

悪性新生物、心疾患及び脳血管疾患のいわゆる3大生活習慣病は、死因の上位5位以内にあり、これらの総数に占める割合は平成27年には52.1%となっています。(表1-3-5)

表 1-3-4 死亡の推移

	尾張中部地域		愛知県	
	実数	死亡率	実数	死亡率
平成 2 年	740	4.4	37,435	5.2
平成 7 年	823	5.5	42,944	6.3
平成 12 年	933	6.1	45,810	6.5
平成 17 年	1,023	6.6	52,536	7.2
平成 21 年	1,134	7.0	55,189	7.6
平成 27 年	1,313	7.9	64,716	8.6

資料：平成 27 年愛知県の人口動態統計（確定数）の概況

注：死亡率=死亡数/人口×1,000（人口は、各年 10 月 1 日現在）

表 1-3-5 死因順位、死亡数、率(人口 10 万対)・割合 (%)

死 因	平成 27 年				平成 26 年				愛知県(平成 27 年)			
	順位	死亡数	死亡率	割合	順位	死亡数	死亡率	割合	順位	死亡数	死亡率	割合
総 数		1,313	787.9	100.0		1,163	705.1	100.0		64,060	875.7	100.0
悪性新生物	1	394	236.4	30.0	1	412	249.8	35.4	1	18,911	243.7	29.5
心 疾 患	2	191	114.6	14.5	2	187	113.4	16.1	2	8,490	116.4	13.3
肺 炎	3	101	60.6	7.7	3	109	66.1	9.4	3	5,351	74.2	8.4
老 衰	4	101	60.6	7.7	5	88	53.4	7.6	5	4,452	75.2	6.9
脳血管疾患	5	100	60.0	7.6	4	100	60.6	8.6	4	5,186	43.6	8.1
不慮の事故	6	29	17.4	2.2	6	44	26.7	3.8	6	1,978	27.1	3.1
腎 不 全	7	23	13.8	1.8	9	19	11.5	1.6	8	1,159	15.8	1.8
自 殺	8	23	13.8	1.8	7	27	16.4	2.3	7	1,172	16.0	1.8
大動脈瘤及び解離	9	16	9.6	1.2	8	24	14.6	2.1	9	921	12.6	1.4
糖 尿 病	10	13	7.8	1.0	10	8	4.9	0.1	10	560	7.7	0.9
10 死因の小計		991	594.7	75.5		1,018	617.2	87.5		48,180	658.6	75.2

資料：平成 26、27 年愛知県の人口動態統計（確定数）の概況

第 4 節 保健・医療施設

尾張中部地域の保健・医療施設の状況は、表 1-4-1 のとおりです。また、保健所、市町保健センター等及び病院等の位置は図 1-4-①のとおりです。

表 1-4-1 保健・医療施設

(平成 28 年 10 月 1 日現在)

市 町 名	保健所 (再掲)	市町保健 センター等 (再掲)	病 院	診療所	歯科診療所	助産所	薬 局
清 須 市	1	4 ※	3	46	34	-	27
北名古屋市	-	1	2	44	36	4	32
豊 山 町	-	1	-	8	8	1	4
尾張中部地域	1	6	5	98	78	5	63

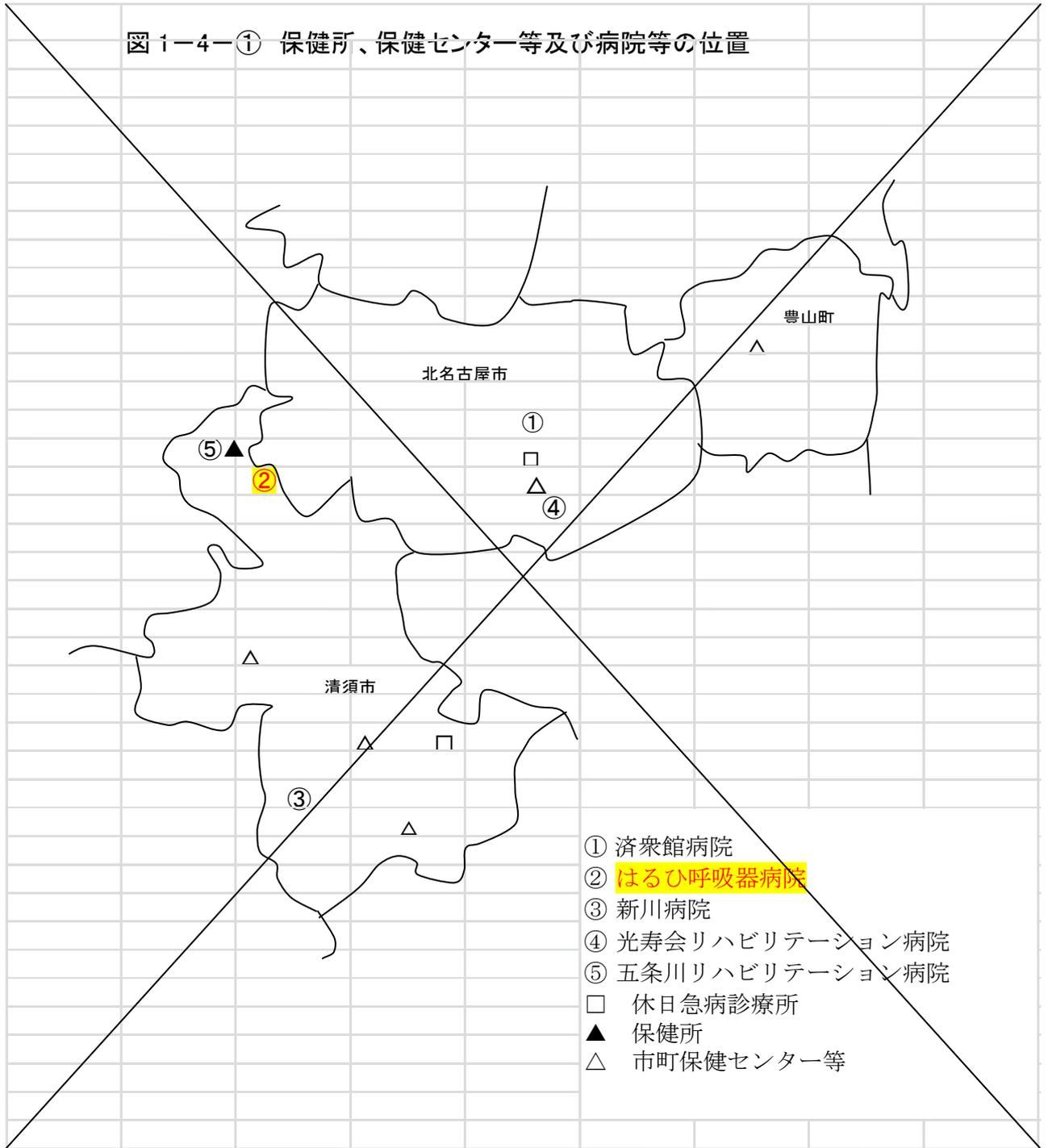
資料：保健所調査

注 1：市町保健センター等には、保健センターの他、類似施設（※印）を含む。

注 2：診療所には保健所及び市町保健センター等の数を含む。

注 3：薬局については、平成 28 年 3 月 31 日現在の施設数。

図 1-4-① 保健所、保健センター等及び病院等の位置



第2章 公的病院等の役割を踏まえた医療機関 相互の連携のあり方

第1節 総論

【現状と課題】

現 状

- 公的病院等の役割として、民間医療機関だけでは担うことが難しい救急、災害、小児、周産期、感染症(結核を含む)医療等の政策的医療を実施しています。
- 病院勤務医師の不足の深刻化により、従来からの経営問題ばかりではなく、小児科・産科を始めとする救急医療体制にも影響が出ています。
- 地域の医療ニーズの高い5疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患)に対する高度・専門医療への対応を、基幹的医療機関を中心に機能特化を図り、推進しています。
- かかりつけ医、かかりつけ歯科医を支援することにより、地域医療を確保する役割を担う地域医療支援病院の整備が進んでいます。

課 題

- 救急医療体制等の確保のため、医師等の勤務環境の改善を図る必要があります。
- 当医療圏の医師数・救急医療体制等の調査を行い、医療内容の現状分析とニーズを把握し、医療サービスの提供体制を整備する必要があります。
- 民間医療機関との機能分担により、より一層の効率的な医療提供体制を確立する必要があります。

【今後の方策】

- 医師、看護師の不足や病院事業の厳しい経営環境が続く中で、多様化する医療ニーズに的確に対応し、良質な医療サービスを安定的に提供するためには、公的医療機関と民間医療機関との医療機能の分担・連携を行うとともに、救急医療は医療圏を超えた地域全体で支えていくとの認識を共有して対応していきます。

表2-1-1 公的病院等一覧 (18病院)

(平成29年3月31日現在)

所在地	施設名	病床数	救命救急センター	二次輪番	災害拠点病院	周産期医療体制	がん診療連携拠点病院	地域医療支援病院
中区	(国)名古屋医療センター	740	○		○		○	○
守山区	(国)東尾張病院	233						
名東区	(国)東名古屋病院	468		○				
千種区	県精神医療センター	315						
千種区	県がんセンター中央病院	500					◎	
千種区	市立東部医療センター	498		○	△			○
北区	市立西部医療センター	500		○	△	○	△	○
北区	名古屋市重症心身障害児者施設	90						
瑞穂区	市立総合リハビリセンター	80						
緑区	緑市民病院	300		○				
名東区	市厚生院	204						
南区	中京病院	663	○		○		○	○
港区	中部労災病院	621		○	△		△	○
中村区	第一赤十字病院	852	○		○	◎	○	○
昭和区	第二赤十字病院	812	○		○	◎	○	○
昭和区	名大附属病院	1,035			△	◎	○	
瑞穂区	名市大病院	808	○		○	◎	○	
西区	愛知県済生会リハビリテーション病院	199						
西区	県青い鳥医療療育センター	170						

注：① 本計画における「公的病院等」は、平成15年4月24日付け医政発第0424005号厚生労働省医政局長通知「地域における公的病院等を含めた医療機関の機能分担と連携の確保への協力依頼について」に定める病院を対象としています。

② 災害拠点病院

○…地域中核災害医療センター

△…地域災害医療センター

③ 周産期母子医療センター

◎…総合周産期母子医療センター

○…地域周産期母子医療センター

④ がん診療連携拠点病院等

◎…都道府県がん診療連携拠点病院

○…地域がん診療連携拠点病院

△…地域がん診療拠点病院

⑤ 病床数は平成28年10月1日現在

<参考：公的病院等以外の病院>

所在地	施設名	病床数	救命救急センター	二次輪番	災害拠点病院	周産期医療体制	がん診療連携拠点病院	地域医療支援病院
昭和区	聖霊病院	276		○		○		
中川区	掖済会病院	662	○		○		△	○
天白区	名古屋記念病院	464		○	△		△	○

注：公的病院等以外で救命救急センター、災害拠点病院、周産期医療体制、がん診療連携拠点病院、地域医療支援病院のうちいずれかの指定・認定等を受けている病院

第2節 市立病院

【現状と課題】

現 状

- 多様化・高度化する医療ニーズに応え、~~地域住民にも医療従事者にも選ばれる病院となるために、各市立病院のもつ医療資源を効率的に活用することで、特色ある医療機能の充実・強化を進めています。~~
ため、各市立病院の特長を活かした医療を提供するなど、地域住民が安心して適切な医療を受けることができるよう、地域の中核病院として整備を図っています。

1 東部医療センター

- 心臓血管センター及び脳血管センターを開設設置し、心臓血管疾患及び脳血管疾患に対する高度・専門医療を提供しています。
~~○ 内科の全日第二次救急医療のほか、外科系の第二次救急医療を実施しています。~~
- 救急科を設置するとともに、救急・外来棟を開設するなど「断らない救急」を目指し、救急搬送を受け入れています。
- ~~救急・外来棟の整備を進めるとともに、老朽化の進む病棟の改築整備に向けて、準備を進めています。~~
- 医療機能の更なる充実を図るとともに良質な療養環境を提供するため、新病棟の整備を進めています。
- ~~災害拠点病院として、災害発生時の医療に対応しています。~~
- 第二種感染症指定医療機関として、感染症病床10床を備え、新型インフルエンザ等の感染症医療に対応しています。
~~○ 地域医療支援病院として、地域の医療機関との連携体制を構築し、市民がいつでも安心して適切な医療を受けることができる地域医療体制の整備に取り組んでいます。~~
- ~~臨床研修病院として、市大病院・西部医療センターと連携し、地域医療を担う若手医師の育成・確保に取り組んでいます。~~

2 西部医療センター

- 小児医療センター及び周産期医療センターを開設設置し、~~小児・周産期医療の拠点~~地域周産期母子医療センターとして高

課 題

- 多様化・高度化する医療ニーズに的確に対応できるよう、~~十分な~~医師等をはじめとした医療従事者の確保・育成に取り組むとともに、経営の健全化を図る必要があります。
- 他の病院や地域の診療所等との機能分担による病病連携・病診連携を一層推進するとともに、研修会の開催などを通じて、地域の医療機関の人材育成を図り、地域の医療水準の向上に取り組んでいく必要があります。
- ~~救急医療の一層の充実を図るため、体制の整備に努め、より高度な救急医療体制の整備に努め、第三次救急医療にも~~取り組んでいく必要があります。

- ~~病棟が老朽化しており、全面的な改築整備を早急に図る必要があります。~~

度・専門医療を提供しています。

- 主に内科・小児科・産婦人科の第二次救急医療を実施しています。

~~○ 痛みがなく、患者の身体的負担の少ない陽子線治療をはじめ、外科療法、化学療法、放射線療法を組み合わせた集学的がん医療を提供しています。~~

- 愛知県がん診療拠点病院として、手術・放射線治療・化学療法を組み合わせたがん医療を提供するとともに、陽子線治療センターではがん患者の治療の選択を拡大させるがん治療法である陽子線治療を提供しています。

- 脊椎センターを設置し、高齢化により増加する脊椎疾患に対応しています。

~~○ 災害拠点病院として、災害発生時の医療に対応しています。~~

~~○ 地域医療支援病院として、地域の医療機関との連携体制を構築し、市民がいつでも安心して適切な医療を受けることができる地域医療体制の整備に取り組んでいます。~~

~~○ 臨床研修病院として、市大病院・東部医療センターと連携し、地域医療を担う若手医師の育成・確保に取り組んでいます。~~

3 東部医療センター・西部医療センター共通

- 災害拠点病院として、DMAT（災害派遣医療チーム）を配置・派遣するとともに、災害対応備品の維持・更新や災害対応訓練を実施しています。

- 地域医療支援病院として、地域の医療機関からの紹介患者に対する医療の提供や医療機器の共同利用など、かかりつけ医の医療の支援に取り組んでいます。

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、東部医療センター及び西部医療センターは、在宅医療・介護連携を支える後方支援病院として、在宅療養者の急変時の受入れを行っています。

- 臨床研修病院として、市大病院・東部医療センター・西部医療センターが互いに連携し、次世代を担う医師の育成・確保に取り組んでいます。

3-4 緑市民病院

- 平成 24 年 4 月から指定管理者制度を導入し、市立病院として、地域密着型の総合的な病院としての役割を継続しつつ、救急

- 放射線腫瘍医を始めとするがん治療専門医等の確保・育成を図るとともに、陽子線治療センターを、東海地域全体の財産として広域的に活用できるように図るために、広報活動に努め、近隣の自治体や医療機関等との連携体制を構築していく進める必要があります。

- 指定管理者の運営により、救急医療の充実や地域の医療機関との連携等、医療サービスのさらなる向上が必要です。

医療の充実、地域包括ケア病棟の開棟・運営等による医療サービスの向上を図っています。

【今後の方策】

- 市立病院として担うべき役割を十分に果たすことができるよう、政策的医療に積極的に取り組みながら、各病院の持つ医療資源を効率的に活用し、医療機能を充実強化することで、地域の医療ニーズへのよりの確な対応に努めます。各市立病院の特長を活かした高度・専門医療を提供するなど、地域住民が安心して適切な医療を受けることができる医療体制の構築に貢献していきます。
- 医療・介護を取り巻く環境の変化に的確に対応し、より柔軟で効率的な運営に努め、経営の健全化を図ります。

第3章 機能を考慮した医療提供施設の整備目標

第1節 がん対策

【現状と課題】

現 状

課 題

1 条例

- 愛知県では、がん対策基本法の趣旨を踏まえ、がんの予防及び早期発見の推進、がん医療の充実その他のがん対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、がん対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もってがんによる死亡者の数の減少、がん患者及びその家族の苦痛の軽減及び療養生活の質の維持向上並びにがんになっても安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、「愛知県がん対策推進条例」を制定しがん対策を推進しています。
- 名古屋市では、がんの予防及び早期発見を推進するとともに、地域のがん医療水準の向上を図り、がんの克服に向けた市民総ぐるみによるがん対策の実施に資することを目的として「名古屋市がん対策推進条例」を制定しがん対策を推進しています。

2 がんの患者数等

- 悪性新生物は死因の第1位であり、悪性新生物の死亡者数は、平成27年度には総死亡数の約3割を占めています。(表3-1-1)
- 愛知県がん登録事業によれば、平成25年の各部位の罹患状況は、名古屋市は、男性で、肺、大腸、前立腺、女性は乳房、大腸、肺の順となっており、尾張中部地域は、男性で、肺、前立腺、胃、肺、大腸、肺、前立腺、女性は、乳房、大腸、胃、大腸、乳房、胃の順になっています。(表3-1-2)

3 予防・早期発見

(1) 予防

- がんについて正しい知識を持ち、喫煙や食事、運動といった生活習慣とがんの発症に関連があることや、適切な生活習慣が予防に寄与することを知り、主体的に生活習慣の改善に努めるよう、保健所や各市町からの啓発や、出前講座などを実施しています。

(2) がん検診の受診率及び精度管理の向上

- がんの発症が、喫煙、食生活や運動などの生活習慣に深く関わっており、がんの予防において、適切な生活習慣を維持することの重要性について住民の理解が一層広まるよう、知識普及に努める必要があります。

- がんの早期発見のため、適切にがん検診を受診することが重要であり、国の推奨する科学的根拠に基づく検診を実施するとともに、検診精度の質の維持向上に努める必要があります。
 - 名古屋市では、検診を500円で受診できる「ワンコインがん検診」を行っています。平成27年度の各検診の受診率は胃がん11.8%、大腸がん25.7%、肺がん21.5%、子宮がん55.2%、乳がん41.3%、**前立腺がん32.5%**、となっています。(表3-1-3)
 - 尾張中部地域の市町が実施したがん検診の平成27年度の受診率は、胃がん24.2%、大腸がん34.9%、肺がん28.2%、子宮がん50.5%、乳がん44.7%、となっています。(表3-1-53)
 - 名古屋市ではがん検診精度管理委員会を設置しており、**専門部会としてにおいて**がん検診ごとに**精度管理**の向上を図っています。
- (3) がん発生状況の把握
- 全国がん登録が法制化され、平成28年1月から開始しています。
 - がんの予防等に関する住民への啓発や医療機関等における医療水準の向上等のために、がん登録の情報の利用等を通じ、がんの罹患状況を含むがんの現状把握に努める必要があります。
 - 保健所は、医療機関に働きかけて悪性新生物患者(がん)登録事業を推進することにより、医療機関の診断・治療技術の向上に協力しています。
- 4 医療提供体制
- 地域におけるがん診療の連携を推進し、我が国に多いがん(肺がん、胃がん、大腸がん、肝がん、乳がん等)について、質の高いがん医療の均てん化を図るため、厚生労働大臣によりがん診療連携拠点病院が指定されています。(表3-1-4)
 - 愛知県では、がん医療の均てん化やがん医療水準の向上を一層進めていくため、がん診療連携拠点病院の基準を満たす病院を、がん診療拠点病院として独自に9病院指定しています。(表3-1-4)
 - 主ながんの手術機能等について、すべての部位において1年間の手術件数が10件以上の医療機関があります。(表3-1-5)
 - **抗がん剤を用いて治療に**化学療法や、放射線療法を行っている病院を主な部位別にみると、全ての部位において治療を行う施設があります。
- がん検診受診率向上のため、広報などがん検診の普及啓発に努める必要があります。
- がん検診受診率の目標値については、名古屋医療圏においては「健康なごプラン21」の中で設定する。また尾張中部医療圏においては、国の「がん対策推進基本計画」を踏まえ、県の「がん対策推進計画」の策定後設定する。
- 早期発見による早期治療につなげるため、がん検診で要精検とされた方の精密検査受診率の向上に努める必要があります。
 - 全国がん登録により集められたデータをもとに、がんに関する正しい知識について住民の方へ周知・啓発する必要があります。
 - 国が指定するがん診療連携拠点病院を中心とした県全体及び各医療圏単位でのがん診療連携体制の充実を図っていく必要があります。
 - 国が指定するがん診療連携拠点病院及び県が指定するがん診療拠点病院と、地域の医療機関との連携をさらに進める必要があります。
 - がん診療連携拠点病院等において、がん患者が、適切なセカンドオピニオン等の情報を得ながら、病態やニーズに応じたがん治療が受けられるよう、適切な治療を受けられる体制を強化していく必要があります。

(表3-1-6) (表3-1-7)

○ がん治療における全身麻酔による手術又は放射線療法、化学療法を実施する患者に対して、感染症や合併症を予防するための周術期口腔機能管理が病院内で医科歯科連携されていますが、地域の歯科医療機関との病診連携は十分ではありません。

○ 合併症予防などに資するため医科歯科連携による口腔ケア推進の取組が行われています。

○ 新たな放射線療法である粒子線治療が普及しつつあり、名古屋市では「名古屋陽子線治療センター」において、陽子線治療を行っています。

名古屋市では市立西部医療センターに併設された「名古屋陽子線治療センター」において、がん患者の治療の選択を拡大させるがん治療法である陽子線治療を提供しています。

○ 合併症予防などに資するため医科歯科連携による口腔ケア推進の取組が行われています。

5 緩和ケア等

○ がん医療においては、患者の心身両面の苦痛を緩和する緩和ケアの実施が求められています。

○ 緩和ケア病棟は、当医療圏内では以下の病院に設置されています。

・第一赤十字病院 (中村区)	20床
・聖霊病院 (昭和区)	15床
・協立総合病院 (熱田区)	16床
・掖済会病院 (中川区)	19床
・南生協病院 (緑区)	20床
・済衆館病院 (北名古屋市)	20床

(東海北陸厚生局平成29年4月1日現在)

6 相談支援・情報提供

○ がん診療拠点病院に設置されている「がん相談支援センター」では、がん患者や家族の方に対し、がんに関する情報提供や療養についての相談に応じています。

○ 名古屋市がん相談情報サロン「ピアネット」(名古屋市中区)では、がん情報の提供、患者相談、患者間の交流支援等を実施しています。

○ がん治療に際しては、術前・術後における周術期口腔機能管理が重要となるため、病院内の口腔外科のみならず、治療の初期段階である入院前や、地域に戻ってからの関わりを含めた、かかりつけ歯科医との連携を行う必要があります。

○ 陽子線治療センターを、東海地域の財産として広域利用を図るために、広報活動に努め、近隣自治体や医療機関との連携を進めるしていく促進する必要があります。

○ 入院治療後に、住み慣れた家庭や地域の医療機関で適切な通院治療や療養を選択できるような体制を強化していく必要があります。

○ 医療機関の受診に際して女性特有の心理的な制約が影響していると考えられることから、医療機関での受診を受けやすい環境を整備していく必要があります。

○ がんと診断された直後からの身心両面での緩和ケアが提供される体制の充実を図っていく必要があります。

○ 医療技術の進歩によりがん治療後の生存期間が大幅に改善してきたことから、治療後に通院しながら就労などの社会生活が営めるような外来緩和ケアの充実を図る必要があります。

○ 末期の患者が自宅等の住み慣れた環境で療養できるよう、在宅緩和ケアの充実を図る必要があります。

○ 患者数の少ない小児・AYA世代のがんや希少がん、難治性がん等については、個々の患者の状況に応じた多様なニーズに対応するための情報を提供する必要があります。

○ がん患者が治療と仕事を両立できる環境を整備していくため、本人、企業、医療機関等の関係機関が連携していく必要

があります。

【今後の方策】

- がん検診の受診率の向上及び精度管理の推進に努めます。
- 高度ながん医療が地域で提供できるように、がん診療連携拠点病院を中心とした地域の医療機関相互の連携を推進します。
- 女性が検診や治療を受けやすい環境づくりを進めていきます。
- 小児・AYA世代のがん、希少がん、難治性がん等に関する情報の提供に努めます。
- 仕事と治療の両立支援や就職支援、がん経験者の就労継続支援の取組をがん患者に提供できるよう努めます。
- ~~○ がん治療による口腔粘膜炎への対応をはじめ、歯周病治療や口腔内清掃不良等による感染や合併症予防を目的とした周術期口腔機能管理の推進に努めます。~~
- ~~○ 一般診療所が今後在宅医療における中心的な役割を担うことから、今後在宅療養診療所の整備に努めます。~~
- ~~○ 専門的手術機能を有する他医療圏内の医療機関との連携に努めます。~~

表 3-1-1 悪性新生物による死亡者数・死亡率（人口 10 万人対）

年次	名古屋市			尾張中部医療圏地域			愛知県	
	全死亡数	悪性新生物		全死亡数	悪性新生物		悪性新生物	
		死亡数	率		死亡数	率	死亡数	率
平成 23 年	19,594	5,884	259.6	1,163	352	217.1	17,596	242.3
平成 24 年	19,680	5,920	261.2	1,285	363	222.5	18,102	243.8
平成 25 年	20,181	6,094	268.3	1,267	407	248.1	18,491	248.7
平成 26 年	20,387	6,117	268.7	1,163	412	249.8	18,527	253.9
平成 27 年	20,965	6,314	275.0	1,313	394	236.4	18,911	258.5

資料：人口動態統計（厚生労働省）（平成27年） 愛知県衛生年報第20表（死亡数）

表3-1-2 がんの罹患状況

区分	総数	胃	肺	大腸	肝臓	前立腺	乳房	子宮	その他
名古屋市	男性	8,467	1,316	1,418	1,361	413	1,355	13	2,591
	女性	6,127	609	634	1,061	205	—	1,245	1,934
尾張中部	男性	597	91	116	184	52	94	1	59
	女性	359	35	34	114	25	—	75	47
愛知県	男性	25,518	4,025	4,198	4,013	1,274	4,030	—	7,978
	女性	17,926	1,789	1,712	3,032	627	—	3,661	5,806

資料：愛知県のがん登録平成28年9月（平成25年実績）

表3-1-3 がん検診受診率（平成27年度）

市町名	胃がん		大腸がん		肺がん		乳がん		子宮がん	
	受診者数	受診率%	受診者数	受診率%	受診者数	受診率%	受診者数	受診率%	受診者数	受診率%
名古屋市	55,294	11.8	136,935	25.7	133,223	21.5	51,560	41.3	93,573	55.2
清須市	2,271	18.7	3,509	30.0	2,673	21.0	2,242	49.9	3,138	55.9
北名古屋市	4,984	28.0	6,670	36.3	6,112	30.0	2,391	39.1	3,573	45.8
豊山町	500	27.1	1,455	50.6	1,649	52.6	582	55.8	478	53.1
尾張中部地域計	7,755	24.2	11,634	34.9	10,434	28.2	5,215	44.7	7,189	50.5
愛知県	262,117	9.1	451,062	15.7	481,280	14.9	96,858	26.5	167,200	29.2

注 1：愛知県には名古屋市を含まない

注 2：受診率の算定対象年齢は 40 歳から 69 歳まで（子宮がんは 20 歳から 69 歳まで）

表 3-1-4 がん診療連携拠点病院

平成 29 年 4 月 1 日現在

県がん診療拠点病院 （厚生労働省指定）	県がんセンター中央病院（千種区）
地域がん診療拠点病院 （厚生労働省指定）	名古屋第一赤十字病院（中村区）（国）名古屋医療センター（中区） 名大名古屋大学医学部附属病院（昭和区）名古屋第二赤十字病院（昭和区） 名古屋市立大学名大病院（瑞穂区）社会保険中京病院（南区）
がん診療拠点病院 （愛知県指定）	名古屋掖済会病院（中川区）名古屋記念病院（天白区） 中部労災病院（港区）市立西部医療センター（北区）

表3-1-5 がんの部位別手術等（10件以上）実施病院数

部 位	胃	大腸	乳腺	肺	子宮	肝臓
名古屋 名古屋・ 尾張中部	23 24	24 25	22	13	11	16
尾張中部 地域	1	1	—	—	—	—
愛知県	66	70	55	33	27	36

資料：愛知県医療機能情報公表システム（平成28年度調査）

注：平成27年度に手術を10件以上行った病院数

表3-1-6 化学療法実施病院数

部 位	胃	大腸	乳腺	肺	子宮	肝臓
名古屋 名古屋・ 尾張中部	40 41	38 39	31 32	23 25	20	32 33
尾張中部 地域	1	1	1	2	—	1
愛知県	106	105	85	69	46	91

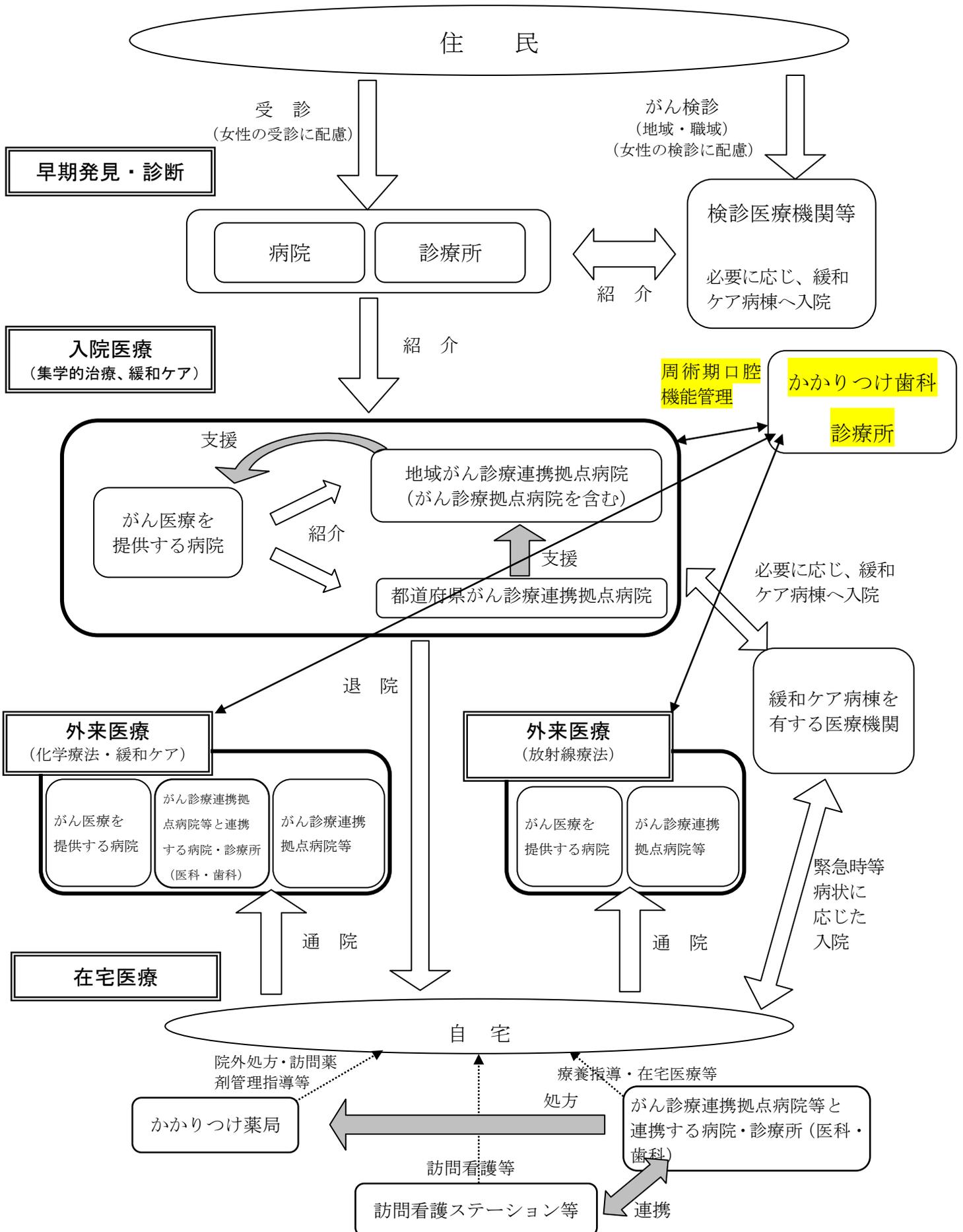
資料：愛知県医療機能情報公表システム（平成28年度調査）

表3-1-7 放射線療法実施施設数

部 位	胃	乳腺	肺	子宮
名古屋・ 尾張中部	13	14	14	15
愛知県	33	38	39	38

資料：愛知県医療機能情報公表システム（平成28年度調査）

がん 医療連携体系図



【がん 医療連携体系図の説明】

- 早期発見・診断
 - ・ 住民は有症状時には診療所への受診、あるいは検診医療機関等においてがん検診を受けます。
 - ・ 住民は、必要に応じて専門的医療を行う病院等で受診します。
 - ・ 女性が検診やがんを含めた身体の悩みで、受診しやすい環境づくりを進めています。
- 入院医療
 - ・ 「都道府県がん診療連携拠点病院」である県がんセンター中央病院では、本県のがん医療をリードし、地域がん診療連携拠点病院等の医療従事者に対する研修を実施してがんの専門的医療従事者の育成に努めています。
 - ・ 「地域がん診療連携拠点病院」等では、手術療法・化学療法・放射線療法による集学的治療及び緩和ケア等、専門的ながん医療を提供しています。
 - ・ 必要に応じて緩和ケア病棟を有する医療機関への入院が実施されます。
 - ・ 地域のかかりつけ歯科医とがん診療連携拠点病院等と連携して周術期における患者の口腔ケアを行います。
- 外来医療
 - ・ 退院後は病状や年齢・就労状況等に応じて、外来で治療及び経過観察が行われます。
 - ・ 必要に応じて外来緩和ケアが実施されます。
 - ・ 事業所の人事労務担当者・産業医等とがん診療連携拠点病院等及び連携する医療機関は、従業員ががんになっても働きながら外来通院を行えるよう、従業員の同意のもとがん治療に関する情報の共有を進めています。
- 在宅医療
 - ・ 退院後は病状や年齢等に応じて、在宅で治療及び経過観察が行われます。
 - ・ かかりつけ医の指示のもとで、かかりつけ薬局による服薬指導や麻薬の管理などが行われます。
 - ・ 必要に応じて在宅訪問診療・訪問看護を通じた緩和ケアが実施されます。
 - ・ 必要に応じてかかりつけ歯科医による口腔管理が実施されます。

※ 具体的な医療機関名は、別表に記載しています。

第2節 脳卒中対策

【現状と課題】

現 状

1 脳血管疾患の患者数等

- 名古屋市域の脳血管疾患によるの年齢調整死亡数（死亡率人口10万対）率は、平成25年に29.4、平成26年に26.4、平成27年に26.6、平成23年は1,799人(79.4)、平成24年は1,642人(72.4)、平成25年は1,663人(73.2)、平成26年は1,549人(68.0)、平成27年は1,592人(71.1)となっています。
（名古屋市健康福祉年報）（表3-2-4）

また、平成26年10月に脳梗塞で入院している推計患者数は1.4千人、その他の脳血管疾患では0.8千人です。（表3-2-1）

- 尾張中部地域の脳血管疾患による死亡数（死亡率人口10万対）は、平成23年は92人(56.7)、平成24年は107人(65.6)、平成26年は100人(60.6)、平成27年は100人(60.6)、平成27年は100人(60.0)と推移しています。（表3-2-4）

また、平成26年10月に脳梗塞で入院している推計患者数は0.1千人、その他の脳血管疾患では0.1千人です。（表3-2-1）

2 予防

- 循環器病予防のため、喫煙、塩分の取りすぎ、肥満、多量飲酒、運動不足等の危険要因を回避し、生活習慣の改善に取り組んでいます。

また、循環器疾患の早期発見に繋がる健診の受診率の向上に取り組んでいます。

- ~~高血圧や糖尿病、脂質異常、喫煙、過度の飲酒は、脳卒中の危険因子とされており、生活習慣の改善や適切な治療が重要です。~~

- 名古屋市域の脳血管疾患の標準化死亡比の経験的ベイズ推計値（EBSMR）では特に女性のくも膜下出血が高くなっています。

尾張中部地域の脳血管疾患の標準化死亡比の経験的ベイズ推定値（EBSMR）では特に女性のくも膜下出血、脳内出血が高くなっています。

（表3-2-5）

- 平成20年から、医療保険者による特定健康診査・特定保健指導が実施されています。

名古屋市地域の国保の特定健康診査実施率は

課 題

- 循環器病の予防のため、循環器病疾患の危険因子となるような生活習慣の改善を更に支援していく必要があります。

- 脳血管疾患の早期発見に繋がる特定健康診査の受診率の向上を図る必要があります。

- ~~生活習慣病の発症は、食生活や運動などの生活習慣に深く関わっていることを住民が理解するよう、周知に努める必要があります。~~

- 受診率の向上と、医療保険毎の受診率格差解消に努める必要があります。

30.2%、特定保健指導終了率は4.5%となっており、県の特定健康診査実施率38.9%よりやや低く、特定保健指導実施率16.0%より低くなっています。

尾張中部地域の国保の特定健康診査実施率は37.7%、特定保健指導終了率は24.1%となっており、県の特定健康診査実施率38.9%よりやや低く、特定保健指導実施率16.0%より高くなっています。(表3-2-6、表3-2-7)

3 医療提供体制

- 名古屋市域で、平成28年10月1日現在において、脳神経外科を標榜している病院は37病院、神経内科は50病院となっています。また、平成26年度医師・歯科医師・薬剤師調査によると、主たる診療科を脳神経外科とする医療施設従事医師数は平成26年12月末現在で133人です。

- 名古屋市域で、愛知県医療機能情報公表システム(平成28年度調査)によると、頭蓋内血腫除去術は20病院で320件、脳動脈瘤根治術は17病院で455件、脳血管内手術は17病院で398件実施されています。

尾張中部地域で、愛知県医療機能情報公表システム(平成28年度調査)によると、頭蓋内血腫除去術は1病院で13件実施されています。

- 尾張中部地域で脳神経外科、神経内科を標榜している病院は、平成29年6月1日現在、済衆館病院の1病院となっております。

- 地域における在宅患者に対して24時間体制で往診や訪問看護が可能な体制を整えた在宅療養支援診療所は、平成29年6月1日現在、尾張中部地域には19施設あります。(表3-2-9)

4 愛知県医師会の脳卒中システム

- 県医師会の「愛知県脳卒中救急医療システム」では、平成28年6月16日現在、当医療圏では15病院が指定されています。(表3-2-2)

5 医療連携体制

- 急性期の医療機能について一定の基準で抽出した高度救命救急医療機関(「医療連携体系図の説明」参照)は平成28年4月時点で12病院です。

- 脳卒中発症後の急性期医療とリハビリテーションを含めた診療体制の整備・充実を進めていく必要があります。
- 在宅医療における中心的な役割を担う在宅療養支援診療所(かかりつけ医)の充実を図る必要があります。

○平成21年度医療実態調査によると、平成21年9月末現在、脳卒中の地域連携クリティカルパスを導入している病院は35病院です。

○平成21年度医療実態調査によると、平成21年9月のある期間を見ると、病院に入院した人の48.4%が退院後、居宅に戻り通院治療をしており、28.9%が転院をしています。

6 リハビリテーション

○名古屋市域において平成28年3月31日、29年4月1日現在、回復期リハビリテーション病床を有する医療機関は15医療機関です。また、脳血管疾患等リハビリテーション料を算定している医療機関病院は131医療機関62病院です。(表3-2-3)

尾張中部地域において平成28年3月31日現在脳血管疾患等リハビリテーション料を算定している病院は3病院です。

○脳血管疾患などで急性期の医療を要する時期が終了しても、ADL(日常生活動作)で能力向上による寝たきり防止と家庭復帰を目的に、集中的な回復期リハビリテーションを受けることができる機能を有する病院は、尾張中部地域には2病院あります。

また、基本的動作能力の回復等を通して、日常生活における自立を支援する脳血管疾患等リハビリテーションを実施している病院・診療所は、平成29年6月1日現在、尾張中部地域には病院が3施設、診療所が6施設あります。(表3-2-8)

○尾張中部地域では、西春日井歯科医師会と回復期リハビリテーション機能を有する病院が連携し、訪問歯科診療を行っています。

7 在宅医療

○在宅医療を支援する医療機関には、地域の診療所、歯科診療所、薬局があります。

○通院できない在宅療養者に対して、かかりつけ医が往診や訪問診療を行っています。

○かかりつけ歯科医も、通院できない患者に対し訪問診療を行っています。

○医療機関や介護サービス事業所が相互に連携し、それぞれの有する機能を十分に発揮し、患者に対して発症段階から在宅復帰以降にかけて、切れ目のないサービスを提供するため、地域連携クリティカルパスの導入の更なる促進を図る必要があります。

○脳卒中発症後の急性期医療とリハビリテーションを含めた診療体制の整備・充実を進めていく必要があります。

○退院後も身近な地域においてリハビリテーションが受けられるよう病病、病診連携を推進することが必要です。

○維持期においては、介護サービス事業所においてリハビリテーションを受けることもあるため、医療機関と介護保険事業所の連携体制を構築することが必要です。

○退院後も身近な地域においてリハビリテーションが受けられるよう病病、病診連携を推進する必要があります。

○かかりつけ歯科医においても、訪問診療で摂食・嚥下リハビリテーション、口腔ケア等を推進する必要があります。

- 薬局は処方せんによる投薬や服薬指導など在宅療養者を支援しています。
- 在宅での生活が困難な場合、利用できる施設として、平成27年6月1日現在、尾張中部地域には介護老人保健施設が3施設、特別養護老人ホームが5施設（清須市3施設、北名古屋市2施設）、訪問看護ステーションが13施設であり介護・看護・リハビリテーションなどの提供をしています。

【今後の方策】

- 発症後の急性期医療からリハビリテーションにいたる治療体制の整備を進めていきます。
- 循環器病疾患の危険因子となるような生活習慣の改善を支援していきます。
- 脳卒中発症後の急性期医療からリハビリテーション、在宅に至る治療体制の充実と他医療圏の医療機関との連携に努めます。
- 在宅医療におけるかかりつけ医の充実を図ります。
- 歯科診療所の訪問歯科診療の充実を図ります。

表 3-2-1 脳血管疾患医療の状況（単位：千人）

	平成23年10月の推計入院患者数		平成26年10月の推計入院患者数	
	脳梗塞	その他の脳血管疾患	脳梗塞	その他の脳血管疾患
名古屋	1.2	0.9	1.4	0.8
尾張中部	0.1	0.1	0.1	0.1
愛知県	4.5	3.0	4.5	2.7

資料：平成23年患者調査、平成26年患者調査（厚生労働省）

表 3-2-2 愛知県脳卒中救急医療システム参加医療機関（平成28年6月16日現在）

千種区	市立東部医療センター	昭和区	名大附属病院
北区	大隈病院	瑞穂区	名市大病院
	総合上飯田第一病院	熱田区	協立総合病院
西区	名鉄病院	中川区	掖済会病院
中村区	第一赤十字病院	港区	中部労災病院
	名古屋セントラル病院		南区
中区	(国)名古屋医療センター		大同病院
昭和区	第二赤十字病院		

資料：愛知県医師会

表 3-2-3 名古屋市域におけるリハビリテーションの状況

	回復期リハビリテーション病床を有する医療機関		回復期リハビリテーション病床を有せず、脳血管疾患等リハビリテーション料を算定している医療機関
	うち脳血管等リハビリテーション料を算定している医療機関		
名古屋市	15	15	53

資料：愛知県医療機能情報公表システム（平成28年度調査）

表 3-2-4 脳血管疾患による死亡数・死亡率(人口 10 万対)

年次	名古屋市域			尾張中部地域			愛知県	
	全死亡数	脳血管疾患		全死亡数	脳血管疾患		脳血管疾患	
		死亡数	率		死亡数	率	死亡数	率
平成 23 年	19,594	1,799	79.4	1,163	92	56.7	5,723	78.8
平成 24 年	19,680	1,642	72.4	1,285	107	65.6	5,585	76.7
平成 25 年	20,181	1,663	73.2	1,267	106	65.0	5,338	73.2
平成 26 年	20,387	1,549	68.0	1,299	100	60.6	5,282	72.4
平成 27 年	20,968	1,592	71.1	1,313	100	60.0	5,186	70.9

資料：人口動態統計（厚生労働省）

表3-2-5 脳血管疾患標準化死亡比の経験的ベイズ推定値（EBSMR）（平成23年から27年）

市町村	くも膜下出血		脳内出血		脳梗塞		脳血管疾患(全体)	
	男	女	男	女	男	女	男	女
	EBSMR	EBSMR	EBSMR	EBSMR	EBSMR	EBSMR	EBSMR	EBSMR
名古屋市	88.7	102.0	94.2	98.0	87.1	83.5	91.3	91.0
清須市	101.2	108.1	96.0	109.2	83.9	88.5	89.5	94.8
北名古屋市	98.0	106.7	91.3	102.3	82.3	106.8	82.8	103.6
豊山町	96.8	110.0	94.5	120.9	85.1	84.2	83.6	102.3
愛知県	96.1	107.6	97.7	104.0	87.8	94.4	92.6	99.0

資料：愛知県衛生研究所 注：EBSMRが100以上の場合は全国平均より死亡率が高いことを表す。

表3-2-6 特定健診受診率

	健診対象者数	健診受診者数	健診受診率 (%)
名古屋市	346,055	104,496	30.2
清須市	10,473	4,618	44.1
北名古屋市	14,506	4,828	33.3
豊山町	2,620	948	36.2
尾張中部地域計	27,599	10,394	37.7
愛知県	1,188,112	462,752	38.9

表3-2-7 特定保健指導（積極的支援＋動機付け支援）終了率

	対象者数	終了者数	終了率 (%)
名古屋市	111,772	527	4.5
清須市	540	165	30.6
北名古屋市	521	54	10.4
豊山町	111	64	57.7
尾張中部地域計	1,172	283	24.1
愛知県	51,081	8,163	16.0

注：表 2-2-3、2-2-4 とともに資料データは、平成 28 年度（平成 27 年度分_法定報告）（愛知県国民健康保険団体連合会 総務部保健事業課）

表 3-2-8 脳血管疾患等リハビリテーションを実施している施設（平成 29 年 6 月 1 日現在）

市 町 名	東海北陸厚生局へ届出のある施設
須 清 市	五条川リハビリテーション病院、遠藤外科・整形外科、ゆうあいリハビリクリニック

北名古屋市	済衆館病院、光寿会リハビリテーション病院、師勝整形外科、 ようていファミリークリニック、ようてい健康増進クリニック、 西春整形外科
-------	---

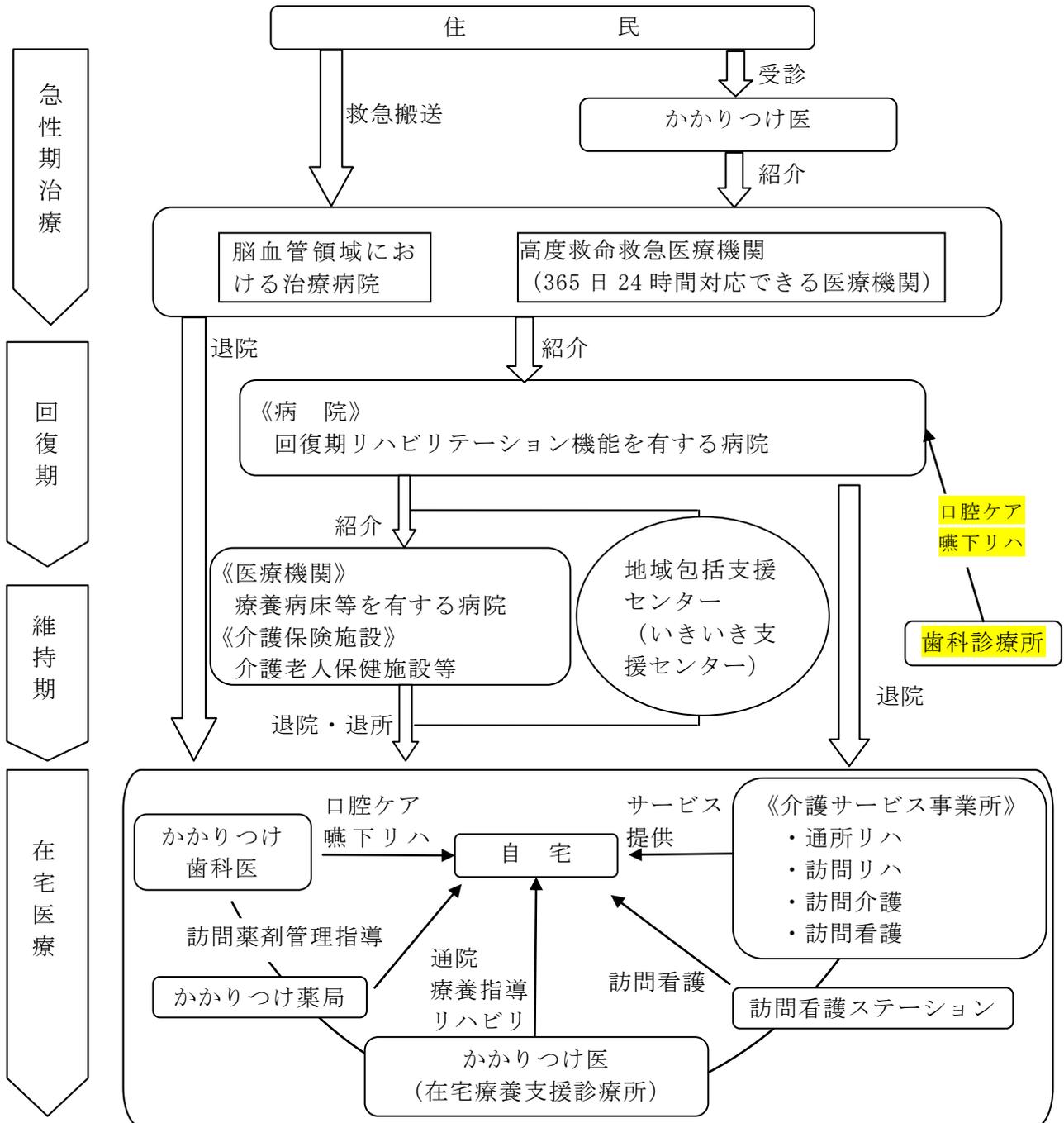
資料：保健所調査

表 3-2-9 在宅療養支援診療所 (平成 29 年 6 月 1 日現在)

清須市	尾関医院、ゆたかクリニック、三輪医院、このはなファミリークリニ ック、 はなみずき整形外科スポーツクリニック、はあと在宅クリニック、お ぐりクリニック
北名古屋市	山田クリニック、なるみやクリニック、いぶき野クリニック、師勝ク リニック、 ようてい健康増進クリニック、やまだ整形外科リハビリクリニック、 湯浅医院、 さほし内科クリニック、ハルクリニック、にしのほう伊藤内科クリニ ック、 西春クリニック
豊山町	とよ山内科クリニック

資料：東海北陸厚生局 (東海北陸厚生局へ届出のある施設)

脳卒中対策の体系図

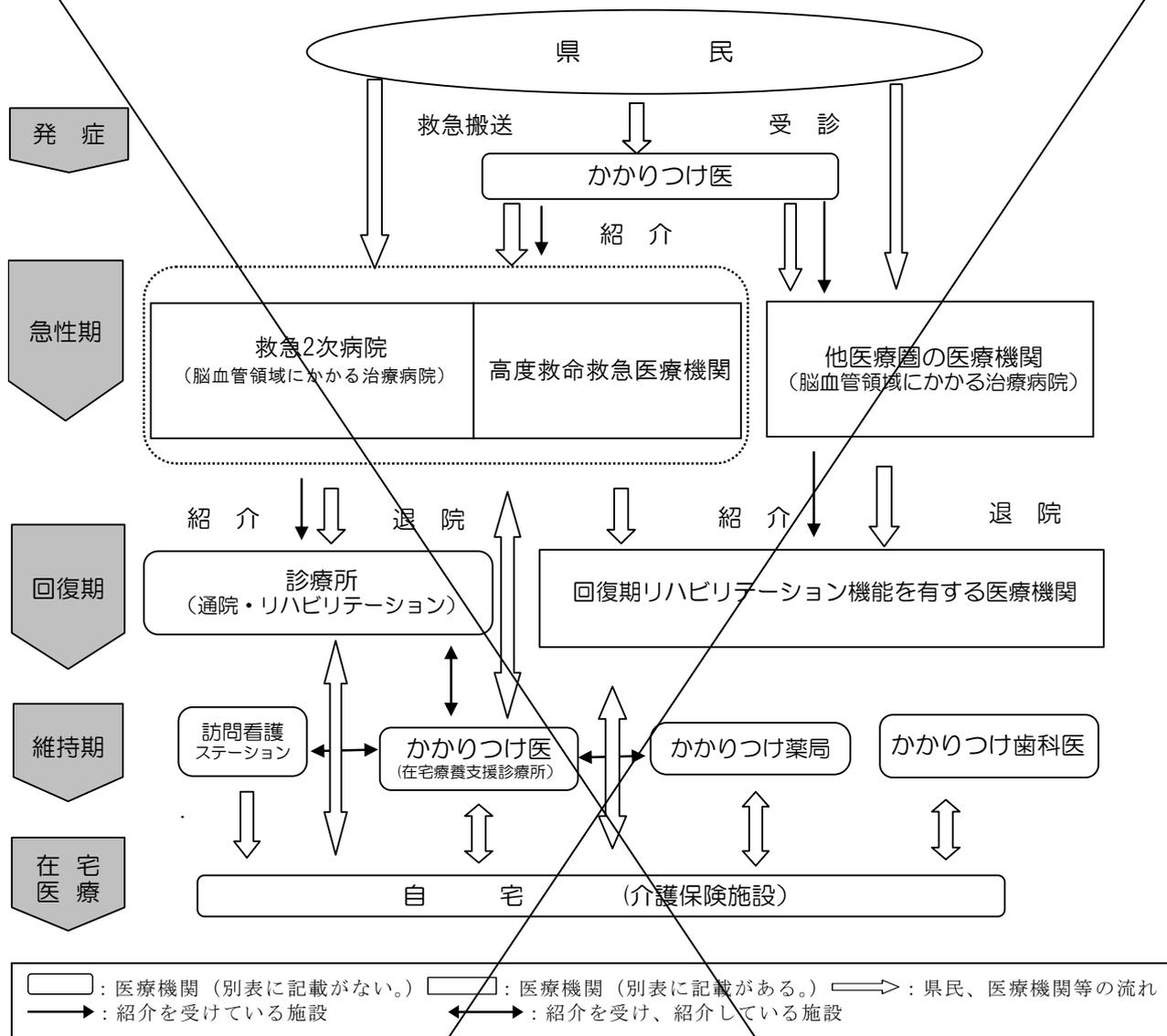


<脳卒中対策体系図の説明>

- ・ 「高度救命救急医療機関」とは、救急対応専門医師数7名以上（7人未満の場合は時間外対応医師（病院全体・当直）が4名以上）かつ脳神経外科医師と神経内科医師の両方が在籍する病院です。
- ・ 「脳血管領域における治療病院」とは、頭蓋内血腫除去術、脳動脈瘤頸部クリッピング（脳動脈瘤被包術、脳動脈瘤流入血管クリッピング（開頭）含む）または脳血管内手術を実施している病院です。
- ・ 「回復期リハビリテーション機能を有する医療機関」とは、回復期リハビリテーション病棟の届出を行い、脳血管疾患等リハビリテーション料を算定している病院です。

※ 具体的な医療機関名は、別表に記載しております。

脳卒中 医療連携体系図



<体系図の説明>

- 県民は、「脳血管領域における治療病院」や「高度救命救急医療機関」で専門的な治療を受けます。
- 回復期リハビリテーション機能を有する医療機関は、後遺症が比較的重い人が入院し、診療所（通院・リハビリテーション）は、後遺症が比較的軽い人が通院してリハビリテーションを行っています。
- かかりつけ医（在宅療養支援診療所は 24 時間体制）は、訪問診療を行い、訪問看護等の医療ケアを支援しています。
- かかりつけ歯科医は、嚥下リハビリテーション、口腔ケア等を行っています。
- かかりつけ薬局は、医師の指示により投薬や服薬指導など在宅療養者を支援しています。
- 訪問看護ステーションは、専門の看護師が在宅で治療中の方を定期的に訪問し、療養のアドバイスや看護サービスを行っています。

※具体的な医療機関名は、県計画の別表に記載してあります。

第3節 急性心筋梗塞等の心血管疾患対策

【現状と課題】

現 状

1 心疾患の患者数等

○ 名古屋市域の心疾患の年齢調整死亡率は、平成25年に48.0、平成26年に45.4、平成27年に43.6、平成23年は2,863人(126.3)、平成24年は2,980人(131.5)、平成25年は2,816人(124.0)、平成26年は2,779人(122.0)、平成28年は2,768人(123.6)となっており、総死亡数の約13.2%を占めています(名古屋市健康福祉年報)。(表3-3-2)

○ 平成21年度医療実態調査によると、平成21年9月に急性心筋梗塞を新規に発症し(初発、再発を含む)入院した患者数は121人となっています。

また、平成21年度患者一日実態調査によれば、当医療圏内の病院の平成21年6月における経皮的冠動脈形成術による入院患者は319人、心臓外科手術による入院患者は203人となっています。

○ 尾張中部地域の心疾患による死亡数は(死亡率人口10万対)、平成23年は158人(97.5)、平成24年は187人(114.6)、平成25年は160人(97.5)、平成26年は187人(113.4)、平成27年は191人(114.6)と推移しており、総死亡数の約14.5%を占めています。(表3-3-2)

○ 平成21年度患者一日実態調査によると、他の医療圏において6月の1か月間に経皮的冠動脈形成術を受けた患者は12人、心臓外科手術を受けた患者は13人です。(表2-3-2、2-3-3)

2 予防

○ 循環器病予防のため、喫煙、塩分の取りすぎ、肥満、多量飲酒、運動不足等の危険要因を回避し、生活習慣の改善に取り組んでいます。

また、循環器疾患の早期発見に繋がる健診の受診率の向上に取り組んでいます。

○ 高血圧や糖尿病、脂質異常症、喫煙、過度の飲酒などは、心筋梗塞の危険因子とされており、生活習慣の改善や適切な治療が重要です。

課 題

○ 循環器病の予防のため、循環器病疾患の危険因子となるような生活習慣の改善を更に支援していく必要があります。

○ 心疾患の早期発見に繋がる特定健康診査の受診率の向上を図る必要があります。

○ 生活習慣病の発症は、食生活や運動などの生活習慣に深く関わっていることを地域住民が理解するよう、普及啓発に努める必要があります。

3 医療提供体制

- 名古屋市域で、平成28年10月1日現在において、心臓血管外科を標榜している病院は12病院となっています。
- また、平成26年度医師・歯科医師・薬剤師調査によると、名古屋市域において平成26年12月末現在で、主たる診療科を循環器内科とする医療施設従事医師数は273人、心臓血管外科とする医療施設従事医師数は87人です。
- 愛知県医療機能情報公表システム（平成28年度調査）によれば、当医療圏名古屋市域当医療圏において経皮的冠動脈ステント留置術を実施している病院は23病院、経皮的冠動脈形成術を実施している病院は22病院となっています。

~~○ 愛知県医療機能情報公表システム（平成27年度調査）によると、心臓血管外科を標榜している病院及び心大血管疾患リハビリテーションを実施している病院は、尾張中部地域にはありません。~~

~~○ 愛知県医師会急性心筋梗塞システム
県医師会では、平成3年4月から急性心筋梗塞システムを構築し、急性心筋梗塞発症者の救急医療確保のため、年間を通して24時間体制で救急対応可能な医療機関を指定しています。~~

~~なお、指定医療機関は平成29年10月1日現在、尾張中部地域にはありません。~~

~~○ 在宅等の生活の場に復帰した患者の割合は59.7%となっています。（平成26年度患者調査）~~

4 愛知県医師会急性心筋梗塞システム

- 当医療圏におけるシステム選定医療機関は18病院です。（表3-3-1）

5 医療連携体制

- 心筋梗塞治療機能および心臓外科手術の医療機能を一定の基準で抽出した高度救命救急医療機関（「医療連携体系図の説明」参照）は平成28年4月時点で10病院です。

~~○ 平成21年度医療実態調査によると、急性心筋梗塞の地域連携クリティカルパスを導入している病院は1病院です。~~

~~○ 平成21年度医療実態調査によると、病院~~

~~○ 心疾患の診断から急性期治療、リハビリテーションに至る治療体制の充実を図る必要があります。~~

~~○ 急性期を脱し在宅復帰後においても、基礎疾患や危険因子（高血圧、脂質異常、喫煙、糖尿病等）の管理が継続的に行われる必要があります。~~

~~○ 医療機関や介護サービス事業所が相互に連携し、それぞれの有する機能を十分に發揮し、患者に対して発症段階から在宅復帰以降にかけて、切れ目のないサービスを提供するため、地域連携クリティカルパスの~~

に入院した人の 82.1%が退院後、居宅に戻り通院治療をしており、3.6%が転院をしています。

導入を進める必要があります。

○ 在宅等の生活の場に復帰した患者の割合は名古屋市域で 94.0%、尾張中部地域で 59.7%となっています。(平成 26 年度患者調査)

○ 急性期を脱し在宅復帰後においても、基礎疾患や危険因子（高血圧、脂質異常、喫煙、糖尿病等）の管理が継続的に行われる必要があります。

6 リハビリテーション

○ 名古屋市内には心大血管疾患リハビリテーションを実施している病院が 16 病院あります。

6 応急手当・病院前救護

○ 突然の心停止に対しては、できるだけ早く AED（自動対外式除細動器）を使用して除細動（心臓のふるえを取り除くこと）を行うことが必要です。県では、平成 19 年 4 月からホームページ「あいち AED マップ」を開設し、全国に先駆け AED の設置に関する情報を県民の皆様提供しています。

【今後の方策】

- 発症後の急性期医療からリハビリテーションにいたる治療体制の整備を進めていきます。
- 循環器病疾患の危険因子となるような生活習慣の改善を支援していきます。

~~○ 急性心筋梗塞発症後の急性期医療からリハビリテーション、在宅に至る治療体制の整備を進めます。~~

表 3-3-1 愛知県医師会急性心筋梗塞システム選定医療機関 (平成 28 年 2 月 1 日現在)

千種区	市立東部医療センター	中川区	掖済会病院
東 区	名古屋ハートセンター		名古屋共立病院
西 区	名鉄病院		藤田保健衛生大学坂文種報徳會病院
中村区	第一赤十字病院		中部労災病院
中 区	(国)名古屋医療センター	港 区	社会保険中京病院
	国共済名城病院	南 区	大同病院
昭和区	第二赤十字病院	緑 区	総合病院南生協病院
	名大附属病院	天白区	名古屋記念病院
瑞穂区	名市大病院	計	18 病院
熱田区	協立総合病院		

資料：愛知県医師会

表 2-3-2 他の医療圏で経皮的冠動脈形成術実施患者の状況

医療機関所在医療圏														
区分	名古屋	海部	尾張中部	尾張東部	尾張西部	尾張北部	知多半島	西三河北部	西三河南部	西三河南部西	東三河北部	東三河南部	県外等	計
当医療圏の患者数	9	—	—	—	1	—	—	—	—	1	—	1	—	12

資料：平成 21 年度患者一日実態調査(愛知県健康福祉部)
平成 21 年 6 月 1 日から平成 21 年 6 月 30 日まで

表 2-3-3 他の医療圏で心臓外科手術実施患者の状況

医療機関所在医療圏														
区分	名古屋	海部	尾張中部	尾張東部	尾張西部	尾張北部	知多半島	西三河北部	西三河南部	西三河南部西	東三河北部	東三河南部	県外等	計
当医療圏の患者数	10	—	—	—	—	2	1	—	—	—	—	—	—	13

資料：平成 21 年度患者一日実態調査(愛知県健康福祉部)
平成 21 年 6 月 1 日から平成 21 年 6 月 30 日まで

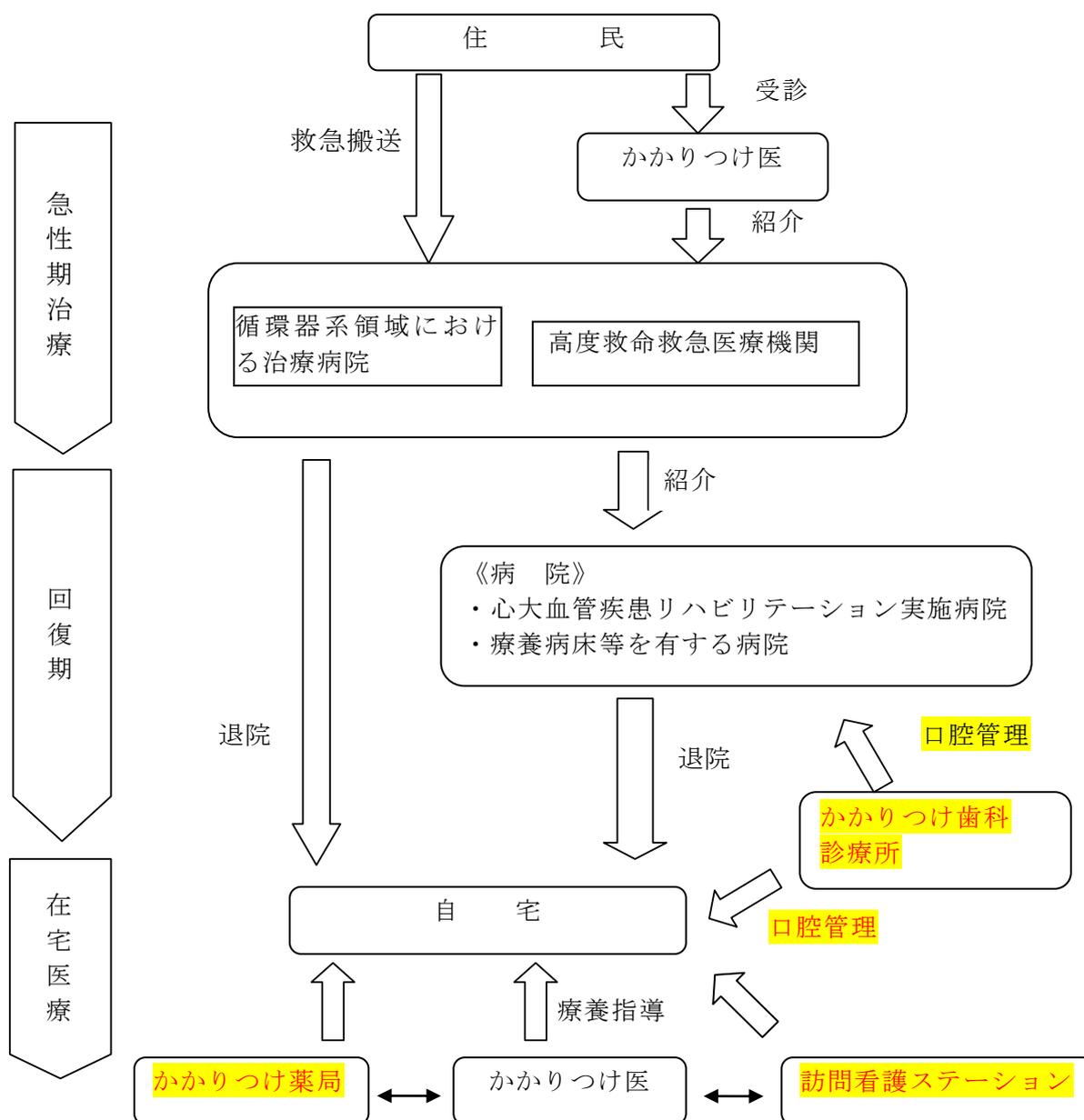
表 3-3-2 心疾患による死亡数の状況 (人口 10 万対)

年次	名古屋市域			尾張中部地域			愛知県	
	全死亡数	心疾患		全死亡数	心疾患		心疾患	
		死亡数	率		死亡数	率	死亡数	率
平成 23 年	19,594	2,863	126.3	1,163	158	97.5	8,454	113.9
平成 24 年	19,680	2,980	131.5	1,285	187	114.6	8,651	116.5
平成 25 年	20,181	2,816	124.0	1,267	160	97.5	8,373	112.6
平成 26 年	20,387	2,779	122.0	1,299	187	113.4	8,483	113.9
平成 27 年	20,968	2,768	123.6	1,313	191	114.6	8,490	113.5

資料：人口動態統計(厚生労働省)

(心疾患の総死亡数の占める割合:平成 27 年心疾患死亡数 191 / 全死亡数 1,313 人 = 14.5%)

急性心筋梗塞等の心血管疾患対策 医療連携体系図

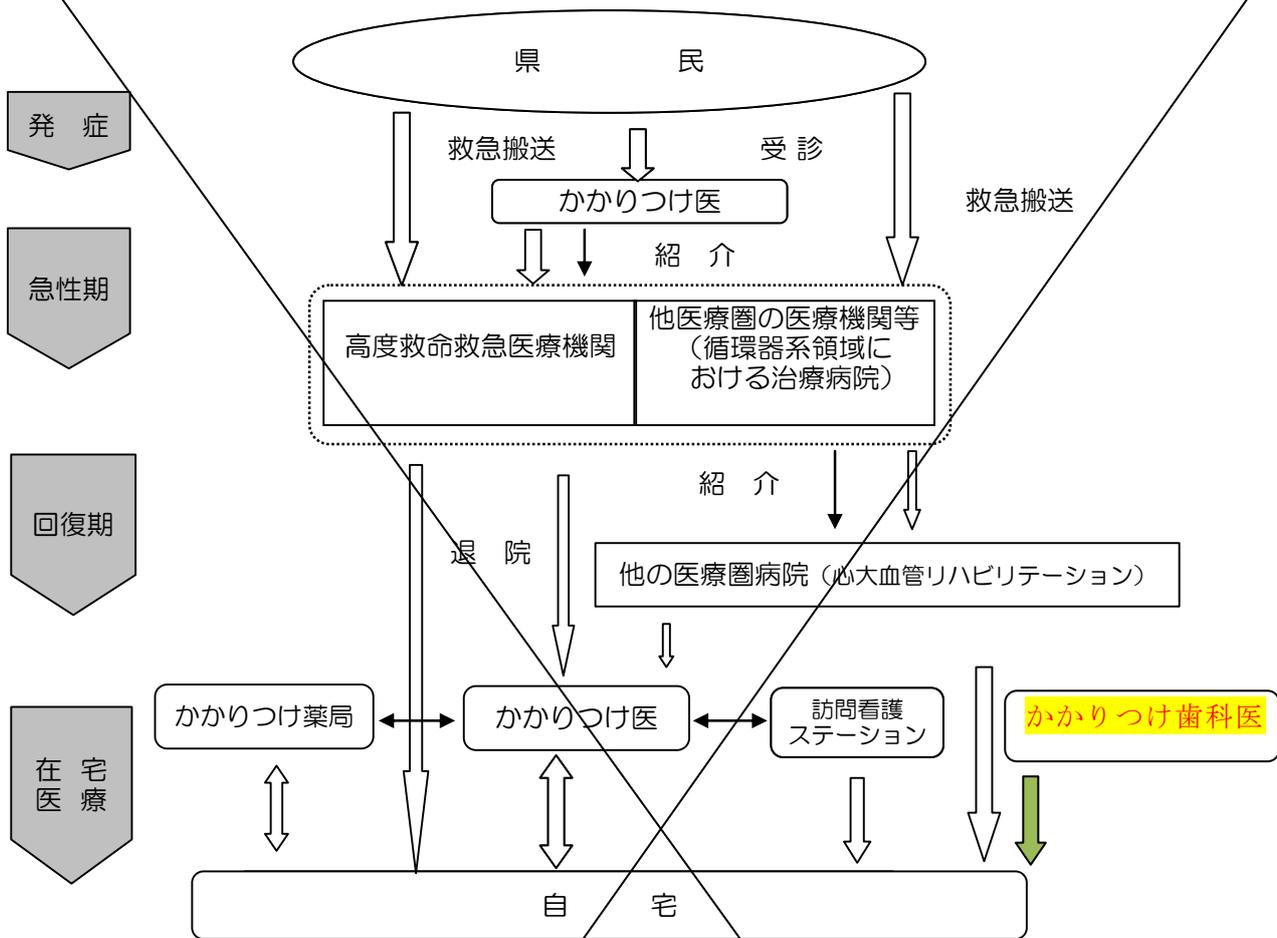


<心筋梗塞対策の体系図の説明>

- 「高度救命救急医療機関」とは、救急対応専門医師数7名以上（7人未満の場合は時間外対応医師（病院全体・当直）が4名以上）かつ循環器科医師と心臓血管外科医師の両方が在籍する病院です。
- 「循環器系領域における治療病院」とは、経皮的冠動脈ステント留置術または経皮的冠動脈形成術（PTCA）を実施している病院です。
- 「心大血管疾患リハビリテーション実施病院」とは、回復期リハビリテーション病棟の届出を行い、心大血管疾患リハビリテーション料を算定している病院です。
- かかりつけ薬局は、医師の指示により投薬や服薬指導等を行っています。
- かかりつけ歯科医は、回復期・維持期の患者へのQOL向上及び誤嚥性肺炎予防のための口腔管理を行います。
- 訪問看護ステーションは、専門の看護師が在宅で治療中の方を定期的に訪問し、療養のアドバイスや看護サービスを行っています。

※ 具体的な医療機関名は、別表に記載しております。

急性心筋梗塞 医療連携体系図



 : 医療機関（別表に記載がない。） : 医療機関（別表に記載がある。） \Rightarrow : 県民、医療機関等の流れ
 \rightarrow : 紹介を受けている施設 \leftrightarrow : 紹介を受け、紹介している施設

<体系図の説明>

- 県民は、「高度救命救急医療機関」や「循環器系領域における治療病院」で速やかに適切な専門的な治療を受けます。
- 県民は、心大血管疾患リハビリテーション実施病院で身体機能を回復させるリハビリテーションを受け、在宅への復帰を行います。
- かかりつけ薬局は、医師の指示により投薬や服薬指導等を行っています。
- **かかりつけ歯科医は、回復期・維持期の患者へのQOL向上及び誤嚥性肺炎予防のための口腔管理を行います。**
- 訪問看護ステーションは、専門の看護師が在宅で治療中の方を定期的に訪問し、療養のアドバイスや看護サービスを行っています。

※具体的な医療機関名は、県計画の別表に記載してあります

第4節 糖尿病対策

【現状と課題】

現 状

1 糖尿病の現状

○ 糖尿病は、1型糖尿病とわが国の糖尿病の大部分を占める2型糖尿病に分けられます。このうち2型糖尿病の発症には肥満や食生活、運動、ストレス等の生活習慣が密接に関連しています。

また、受療中にもかかわらずコントロールが不良な患者もいます。

○ 平成24年に行われた国民健康・栄養調査結果によると全国で「糖尿病が強く疑われる人」が約950万人、「糖尿病の可能性が否定できない人」の約1,100万人を含めると合計約2,050万人と推計されています。

平成19年に実施された糖尿病実態調査時に比べ「強く疑われる人」「可能性が否定できない人」の合計は、約0.9倍と前回までの増加傾向から減少に転じました。

また、「強く疑われる人」の治療状況については、「ほとんど治療を受けたことがない」と回答した人が約3割と報告されています。

○ 愛知腎臓財団の「慢性腎不全患者の実態（平成27年末現在）」によると、当医療圏内名古屋市の平成27年の糖尿病性腎症による新規腎透析導入患者数は208人となっており、透析新規導入患者総数に占める割合は38%です。

尾張中部地域の平成27年の糖尿病性腎症による新規腎透析導入患者数は17人となっており、透析新規導入患者総数に占める割合は50%です。

○ 糖尿病は初期には自覚症状がほとんどないために、発見が遅れたり、治療を中断する例が多くなっています。平成23・24年度に愛知県が実施した「糖尿病治療に関する調査」によると通院中の糖尿病患者の13%に治療中断経験がありました。また、再受診した理由で最も多かったのは「放置すると重症化することを知ったから」でした。

課 題

○ 糖尿病に関する正しい知識を普及啓発する必要があります。

○ 軽症糖尿病でも、肥満、高血圧、脂質異常症を合併すると、動脈硬化を進行させるため、これらのメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の管理を充実させる必要があります。

○ 糖尿病は発見が遅れたり、疑いのあるままの放置や治療中断のために、糖尿病性腎症や増殖性網膜症などの重症化につながることから、自ら定期的に診察を受け、生活習慣改善ができる体制づくりや、糖尿病の正しい知識普及・啓発を行っていく必要があります。

○ 名古屋市域では、過去5年間の新規透析導入者のうち、発生原因を症例別にみると、糖尿病性腎症が多く、4割を超えている状況です。

尾張中部地域では過去5年間の新規透析導入者のうち、発生原因を症例別にみると、糖尿病性腎症が多く、4割を超えている状況です。(表3-4-1)

「健康日本21 あいち新計画」においては、糖尿病性腎症による年間透析導入患者の減少を重点項目としています。

2 糖尿病予防

○ 糖尿病は、初期には自覚症状がないため、健診による早期発見が非常に重要です。そのため、早期発見に繋がる健診の受診率の向上に取り組んでいます。

○ 住民の生活習慣病予防や健康づくりを支援するため、飲食店などがメニューに栄養成分を表示する食育推進協力店登録事業の実施や食事バランスガイドの普及など食育の推進に努めています。

○ 2型糖尿病は、肥満や食生活、運動、ストレス等の生活習慣が発症に密接に関連しており、市町保健センター、職域保健機関、地域産業保健センター等が地域住民に対して糖尿病予防のための教室や、早期発見のために特定健診等を実施しています。

○ 尾張中部地域では特定健診受診者のうち、平成26年度の検査結果でヘモグロビンA1c (JDS値) 6.1% (NGSP値) 6.5%以上は、受診者19,122人に対し1,686人(8.8%)です。(表3-4-2)

○ 尾張中部地域では平成26年度特定健診(ヘモグロビンA1c検査)受診者の割合は25.9%です。(表3-4-3)

○ 保健所では、地域住民自らが栄養面から適切な健康管理が行えるよう、飲食店等における栄養成分の表示をはじめ、健康管理に関する情報を提供する食育推進協力店の登録を行っており、保健所のホームページで公開しています。

3 医療提供体制

○ 平成21年医療実態調査によると、平成21年9月1ヵ月間に慢性維持透析患者外

○ 糖尿病の早期発見に繋がる特定健康診査の受診率の向上を図る必要があります。

○ 特定健診の受診率を向上させ、特定保健指導利用率・終了率の向上を図る必要があります。

○ 地域商工会等と連携して食育推進協力店をさらに増やす必要があります。

○ 糖尿病ハイリスク者に、健診後の受診勧奨と適切な生活改善指導や医療の提供を行う必要があります。医療機関の情報及び市町、事業所で行われている健診・保健指導の情報を関係者で共通理解し、地域における治療と予防の連携システムを構築していく必要があります。

○ 糖尿病の予防、重症化予防には、地域・職域・医療機関との情報交換や健診後のフォロー体制の整備等を行うなど、関係機関のネットワークを構築する必要があります。

~~来医学管理料を算定している病院が19病院(1,426人)あります。~~

- 平成26年医師・歯科医師・薬剤師調査(厚生労働省)によると、平成26年12月31日現在、当医療圏内名古屋市域の医療施設に所属する糖尿病専門医は113人、内分泌代謝科専門医は63人となっています。

- 愛知県医療機能情報公表システム(平成2428年度調査)によると、名古屋市域において、食事療法、運動療法、自己血糖測定の糖尿病患者教育を実施している病院は8791施設あります。

また、インスリン療法を実施している病院は、8894施設あり、あります。

尾張中部地域において、食事療法、運動療法、自己血糖測定の糖尿病患者教育を実施している病院は4施設あります。また、インスリン療法を実施している病院は、3施設あります。糖尿病の重症化防止に向けて取り組んでいます。

- ~~○ 平成21年度患者一日実態調査によると、糖尿病の教育入院を実施している病院は53施設あります。また、平成21年9月の教育入院患者数は579人となり、当医療圏においては市内に住所を有する患者の93.9%が市内の病院に入院しています。~~

- ~~○ 平成28年度あいち医療情報ネットによると、尾張中部地域において、教育入院できる医療機関は、済衆館病院、五条川リハビリテーション病院、豊和病院、ほるひ呼吸器病院、光寿会リハビリテーション病院、ようていファミリークリニックとなっています。~~

- 教育入院する時期は、血糖コントロール不良時、インスリン自己注射導入時、合併症発症時、糖尿病と診断されたばかりの患者、境界型の患者の順となっています。

4 医療連携体制

- ~~○ 平成21年度医療実態調査において、糖尿病の地域連携クリティカルパスを導入していると回答した病院は1病院あります。~~

- 愛知腎臓財団では、慢性腎臓病(CKD)

~~○ 糖尿病の教育入院について住民や職域等への啓発が必要です。~~

- 糖尿病対策では症状の各時期での医療の連携が重要です。地域において病院、診療所、歯科診療所がそれぞれの機能を生かした役割分担を行い、病診連携及び病病連携を推進する必要があります。

対策協議会を設置し、合併症である糖尿病性腎症も含め、慢性腎不全に関する啓発、調査、研究活動を行っています。

○ ~~尾張中部地域では、個別保健指導を行っている病院は4施設、診療所は9施設あります。~~

~~(表3-4-4)~~

- 糖尿病の合併症としての歯周病を管理するために、医科と歯科との連携を図っています。
- 薬局は処方せんによる投薬や服薬指導等を行っています。

○ 事業所などを含めた、治療を受けやすい体制や治療中断者への対応について検討する必要があります。

○ 糖尿病の進行や合併症を予防するためには、初期、境界型の患者教育の充実が必要であり、血糖管理に加えて、病院・診療所、歯科診療所がそれぞれの機能を生かした役割を担っていくことが求められます。

【今後の方策】

- 糖尿病患者や糖尿病ハイリスク者が適切な生活習慣および治療を継続できるよう、病院、診療所、歯科診療所、保健所、事業所等の連携を図り、糖尿病初期教育、治療中断者への対応、腎機能や網膜症、歯周病などの合併症治療等、糖尿病の各段階に合わせた適切な医療体制の構築を検討していきます。
- 病診連携を推進することにより、効果的・効率的な糖尿病医療の提供を図ります。
- 糖尿病に関する正しい知識の普及や食育の推進に努めます。

○ 医療保険者による特定健診、特定保健指導実施率が向上するように市町を支援していきます。

~~○ 糖尿病患者が適切な生活習慣及び治療が継続できるよう、病院、診療所、歯科診療所、保健機関、事業所等の連携を図り、糖尿病初期の教育、治療中断者への対応、合併症治療等、糖尿病の各段階に合わせて適切な医療体制の構築を検討していきます。~~

~~○ 栄養成分表示の知識の普及啓発を行うとともに食育推進協力店の増加を図っていきます。~~

○ 発症予防・重症化予防を行う市町村及び保険者等の情報共有や協力連携体制の構築を進めていきます。

○ 住民自ら栄養面からの適切な健康管理が行える環境づくりを推進するため、関係機関と連携して飲食物への栄養成分を推進することなどに努めていきます。

表3-4-1 透析患者数における糖尿病患者割合

市 町 名	透析患者数	人口1万対比	過去5年間の透析患者数	左のうち糖尿病性腎症数と割合
名古屋市	5,843	25.4	3,200	1,327 (41.5%)
清須市	127	18.8	80	40 (50.0%)
北名古屋市	209	24.8	107	53 (49.5%)
豊山町	27	17.7	13	7 (53.8%)
愛知県	17,536	23.4	9,508	3,907 (41.1%)

資料：慢性腎不全患者の実態（平成27年度）

表 3-4-2 特定健康診査受診者と糖代謝異常者の状況

市 町 名	ヘモグロビンA1c (NGSP値) 検査受診数	糖代謝異常者数 6.5%以上	率
名古屋市	精査中	精査中	精査中
清須市	8,292	804	9.7%
北名古屋市	9,260	775	8.4%
豊山町	1,570	107	6.8%
尾張中部地域計	19,122	1,686	8.8%
愛知県	875,219	78,793	9.0%

資料：特定健診等情報データを活用した分析評価（平成26年度実績）

表 3-4-3 特定健康診査の受診者状況

市 町 名	受診対象者数	ヘモグロビンA1c (NGSP値) 検査受診数	率
名古屋市	精査中	精査中	精査中
清須市	29,265	8,292	28.3%
北名古屋市	37,906	9,260	24.4%
豊山町	6,646	1,570	23.6%
尾張中部地域計	73,817	19,122	25.9%
愛知県	3,395,058	875,219	25.8%

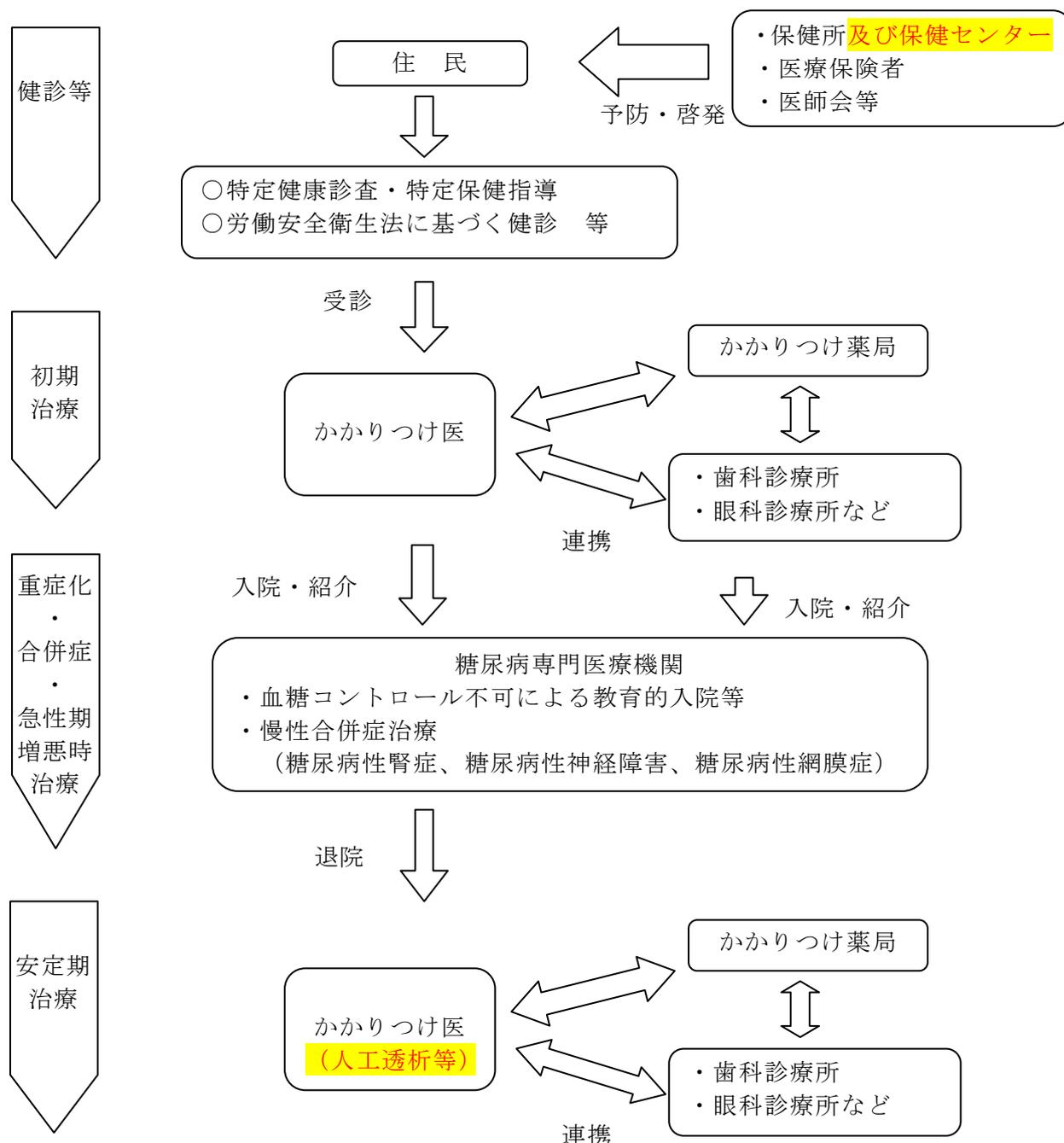
資料：特定健診等情報データを活用した分析評価（平成26年度実績）

表3-4-4 保健指導実施施設の状況（平成28年3月31日現在）

区分	個別指導	
	病院	診療所
施設数	4	9

資料：西名古屋医師会調査

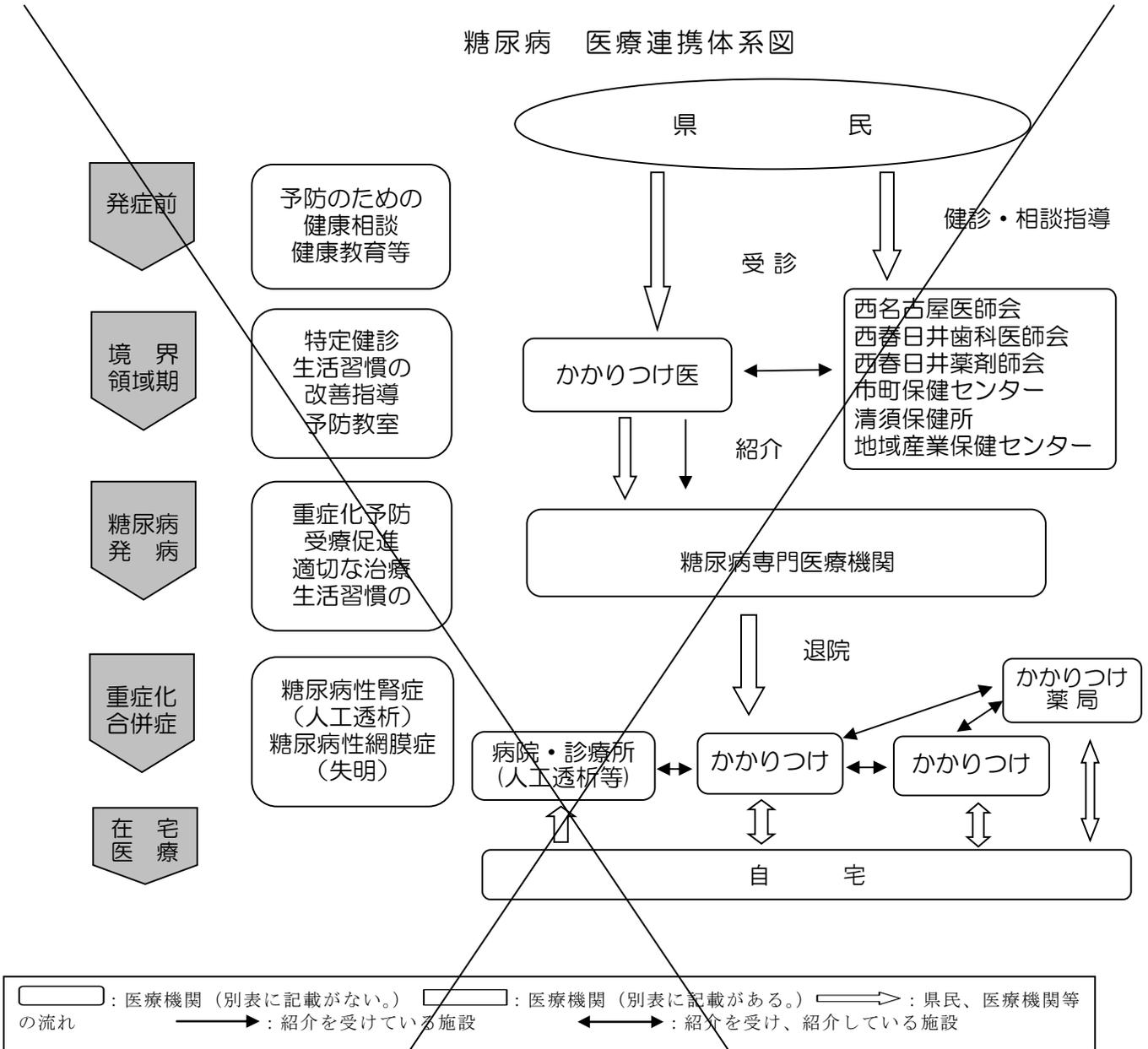
糖尿病対策の体系図



<糖尿病対策の体系図の説明>

- 糖尿病対策においては、予防のための普及啓発活動、発症後の患者教育、合併症治療など、各段階に応じて医療機関、保健所、事業所等の連携が重要となります。
- 地域の診療所や病院のかかりつけ医による定期的な受療において、日常の血糖管理の状態を把握し、重症化や合併症の予防を促します。
- 糖尿病専門医療機関は、血糖コントロールに関する教育入院や合併症治療を行うなど重度化・重症化予防に向けた日常生活の徹底を図るよう指導します。
- かかりつけ歯科医は、糖尿病の合併症である歯周病等の予防や治療を行っています。
- かかりつけ薬局は、医師の指示により投薬や服薬指導等を行っています。

糖尿病 医療連携体系図



<体系図の説明>

- 県民は、特定健康診査・特定保健指導や労働安全衛生法に基づく健診等により糖尿病の早期発見や生活習慣の改善を行います。
- かかりつけ医は、糖尿病予備群に対する発症予防、また有病者に日常管理や食事指導、運動指導などを行っています。
- かかりつけ歯科医は、糖尿病の合併症である歯周病等の予防や治療を行っています。
- かかりつけ薬局は、医師の指示により投薬や服薬指導等を行っています。
- 糖尿病の発症予防のため、関係機関や医師会、歯科医師会、薬剤師会、地域産業保健センター等と連携しています。

※具体的な医療機関名は、県計画の別表に記載してあります。

第5節 精神保健医療対策（名古屋市域）

【現状と課題】

現 状	課 題
<p>1 予防・アクセス</p> <ul style="list-style-type: none">○ 市民にこころの健康への理解を深めていただくため、「こころの健康フェスタ」を開催しています。○ 各区の保健所で精神保健福祉相談員などが患者本人や家族等からの相談に応じるほか、嘱託医によるこころの健康相談を実施しています。○ 精神保健福祉センターでは、こころの健康に関する相談のほかに、思春期や薬物乱用などの専門的な相談に対応しています。○ 保健所などにこころの健康に関する相談窓口があることを知っている市民の割合は約 3 人に 1 人となっています。（表 3-5-1）○ 平日昼間に相談に行けない方を対象に精神科医や産業カウンセラー等による「こころの健康（夜間・土日）無料相談」を開催しています。○ 一般医と精神科医が連携し、うつ病等が疑われる患者を遅滞なく専門医につなげていく患者紹介システムG-Pネットが、平成 23 年 11 月から稼働しています。○ 名古屋市域で G-P ネットに参加している医療機関等の数は、平成 29 年 5 月 1 日現在で、一般診療所 87 か所、一般病院 13 か所、精神科診療所 29 か所、精神科病院 12 か所など 141 か所です。○ うつ病等の早期発見・早期治療を図るため、かかりつけ医等が精神疾患に関する知識を習得するための「かかりつけ医こころの健康対応力向上研修」を実施しています。	<ul style="list-style-type: none">○ 早期発見・早期受診を図るため、精神疾患への正しい理解を広める取り組みが必要です。○ 保健所や精神保健福祉センターにこころの健康の相談窓口があることを広く知っていただく必要があります。○ 早期受診につながる仕組みとして G-P ネットの普及を図り、参加医療機関を増やす必要があります。
<p>2 治療・回復・社会復帰</p> <ul style="list-style-type: none">○ 平成 28 年度末の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、22,639 人となっています。（表 3-5-2）○ 平成 28 年度末の自立支援医療（精神通院）受給者数は 33,971 人で、うち、気分（感情）障害が 17,880 人、統合失調症が	

7,272人)となっています。(表3-5-3)

- 名古屋市域の精神病床における平均在院日数は、243.1日(平成28年度)となっています。(表3-5-4)
- 平成28年6月30日時点の名古屋市内の精神病床の入院者数は、3,893人で、うち、統合失調症が2,582人、躁うつ病を含む気分(感情)障害が428人となっています。(表3-5-5)
- 精神科訪問看護を実施する病院は人口10万対0.48か所(実数11か所)、診療所は人口10万対0.48か所(実数11か所)となっています。(全国平均:病院0.72、診療所0.31か所)(平成23年度医療施設調査)
- 社会復帰に向けた訓練等を行うデイ・ケア施設は人口10万対1.04か所(実数24か所)で、全国平均の1.14か所に比べ低くなっています。(平成22年度精神保健福祉資料)
- 精神保健福祉センターでは、うつ状態で離職・休職している方を対象とした「リワーク支援プログラム」を実施しています。また、市内の複数の医療機関でも復職支援プログラムを実施しています。
- 平成26年度から名古屋市内の各区に障害者基幹相談支援センターを設置しています。

3 精神科救急

- 愛知県精神科病院協会の協力を得て、愛知県と名古屋市が協同で精神科救急医療体制を整備しています。
- 精神科救急情報センターでは、24時間365日体制で精神障害者やその家族等からの電話相談への対応や医療機関の紹介等を行っています。平成28年度は4,795件の相談があり、そのうち1,893件が名古屋市内からの相談でした。
- 休日・夜間の精神科救急輪番体制については、県内3ブロックの輪番制(空床各1床)と愛知県精神医療センターの後方支援(空床3床)により運用しており、平成28年度の県下全域の対応件数は2,862件で、うち入院は862件となっています。名古屋市は、8区が尾張Aブロックに、8区が尾張Bブロックに属しており、

○ 障害者総合支援法に定める地域移行支援・地域定着支援の活用を図るなど、社会復帰のさらなる支援が必要です。

○ アウトリーチに取り組む医療機関等を増やしていく必要があります。

○ デイ・ケア施設のほか、地域活動支援事業など社会参加を促進する場を増やしていく必要があります。

○ 精神科救急輪番体制対応件数の約45.7%を尾張Aブロック(名古屋市の8区と尾張北部)が占めており、複数の患者への対応が必要となった場合の体制を整備する必要があります。

それぞれの平成 28 年度対応件数は、尾張 A ブロックが 1,307 件、尾張 B ブロックが 957 件でした。

- 措置入院や緊急措置入院に速やかに対応するため、愛知県精神科病院協会の協力により空床を確保しています。
- 平成 28 年度の措置診察実施件数は 74 件（緊急措置診察を含む）で、平成 27 年度の 58 件から大幅に増加しました。

4 身体合併症

- 精神科病院と総合病院の連携による対応や、精神病床を持つ総合病院や大学病院で受け入れを行っています。
- 救命救急センター等の医療機関と精神科病院の連携により合併症患者に対応するモデル事業が実施され、名古屋市域でも参画した病院があります。

5 専門医療

- 児童・思春期の精神医療については、思春期外来を設置している病院があります。また、(国)東尾張病院には児童・思春期専門治療病床が 14 床整備されています。
- アルコール依存症については、保健所や NPO 団体等が、家族や知人等からの相談を受け、専門の医療機関を紹介しています。名古屋市内の重度アルコール依存症入院医療管理加算届出施設は 2 病院となっています。(平成 28 年 6 月現在)
- 精神保健福祉センターでは、アルコール依存症の方の家族を対象とした「アルコール家族教室」を開催しています。
- 医療観察法の指定入院医療機関として(国)東尾張病院と愛知県精神医療センターが、指定通院医療機関として 4 病院が整備されています。

6 うつ病

- 悩みに応じた相談機関の紹介やうつ病に関する知識などを掲載したウェブサイト「こころの絆創膏」を運営しています。
- 精神保健福祉センターでは、うつ病と診断され治療中の方の家族を対象に「うつ病家族教室」を開催しています。

- 措置診察時の移送体制を整備する必要があります。

- 2 名の精神保健指定医による措置診察を速やかに実施するために、指定医との協力体制を整備する必要があります。

- 身体合併症を持つ患者の受け入れが速やかに行われるように対応病床や連携体制の整備が必要です。

- アルコール依存症の患者への支援体制の検討が必要です。

- うつ病への理解を深め、早期発見・早期治療を図ることが必要です。

7 認知症対策

- 今後の高齢社会の進展に伴って、我が国の認知症高齢者の数は増加し、平成 37 年には約 700 万人になると見込まれています。なお、名古屋市域に当てはめると約 12 万人と推計されます。
- 名古屋市内各区の地域包括ケア推進会議において、認知症に関する専門部会を設け、住民、保健・医療・介護等の福祉関係者、行政の連携を図っています。
- 名古屋市では、かかりつけ医に対し、認知症診断技術の習得や地域連携等に係る研修を実施し、医療と介護が一体となった発症初期からの適切な認知症支援体制の構築を図っています。
- 地域包括支援センター（いきいき支援センター）では、認知症高齢者を介護する家族の負担軽減を図るために、認知症家族教室、家族サロン、医師による専門相談及び認知症サポーター養成講座等を実施しています。
- 名古屋市では、成年後見制度に関する専門相談・申立支援及び市民後見人候補者の養成等を実施する、名古屋市成年後見あんしんセンターを平成 22 年 10 月から開設しています。
- 名古屋市では、認知症施策における医療の中心的役割を担う認知症疾患医療センターを市内 3 か所に設置するとともに、名古屋市認知症相談支援センターへ 2 人、市内 29 か所の地域包括支援センター（いきいき支援センター）へ 1 人ずつ認知症地域支援推進員を配置しています。（表 3-5-6）
- 名古屋市では、速やかに適切な医療・介護等が受けられる初期の対応体制が構築されるよう、認知症初期集中支援チームを市内 29 か所の地域包括支援センター（いきいき支援センター）へ設置しています。

※第 10 章「高齢者保健医療福祉対策」と同内容。

- 認知症の予防から早期発見、早期対応までの総合的な認知症対策の推進や認知症の正しい理解を深め、偏見のない、認知症高齢者が住みやすい環境づくりが必要となります。
- 保健所、福祉事務所、精神保健福祉センターや地域包括支援センター（いきいき支援センター）における相談等の支援体制の充実が必要です。
- 高齢者虐待の予防と早期対応に地域全体で取組み、高齢者が尊厳を持って暮らせる地域づくりを進める必要があります。
- いわゆる「現役世代」で発症する若年性認知症者（65 歳未満の認知症の方）に対する支援を進める必要があります。

用語の解説

- G-P ネット
一般医（General Physician）と精神科医（Psychiatrist）の連携システム
地域のかかりつけ医が、うつ病などの精神疾患が疑われる患者を見つけた場合に、患者の症状等を入力して、精神科の診療所や病院に一斉メールを行い、メールを受けた精神科の医療機関は、患者受入れ可能な場合は返信することで、患者を円滑に紹介するシステム

【今後の方策】

- 1 予防・アクセス
 - 精神疾患の早期発見や早期治療を図るため、こころの健康についての啓発を行います。
 - 愛知県とともに関係機関の協力を得ながら、G-P ネットの参加医療機関を増やしていきます。
- 2 治療・回復・社会復帰
 - ~~○ 精神障害者の地域生活を支援するため、アウトリーチや精神科デイ・ケア、地域活動支援事業など地域生活支援機能の充実に努めていきます。~~
 - 保健、医療、福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者等との重層的な連携による支援体制の構築を検討します。
- 3 精神科救急
 - 措置入院の移送体制を含めた精神科救急医療体制の充実にについて関係機関と協力して検討します。
- 4 身体合併症
 - 身体合併症対応のための連携体制の構築について関係機関と協力して検討します。
- 5 専門医療
 - ~~○ アルコール依存症患者への支援について検討します。~~
 - アルコール依存症に対応できる専門職の養成や多職種連携・他施設連携の推進を図るために関係機関と検討します。
- 6 うつ病
 - 早期発見や早期治療を図るため、正しい理解の普及に努めます。
 - かかりつけ医と精神科医療機関との連携体制の構築を進めます。
- 7 認知症対策
 - 国の動向を把握しつつ、認知症医療体制の充実にについて検討します。

表 3-5-1 こころの病気に関する行政の相談窓口があることを知っている人の割合

保健所	精神保健福祉センター
32.0%	12.8%

※健康に関する市民アンケート（平成 28 年度）

表 3-5-2 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1 級	1,589 人	1,535 人	1,411 人	1,381 人	1,399 人
2 級	11,522 人	12,384 人	13,091 人	13,710 人	14,488 人
3 級	4,017 人	4,669 人	5,460 人	6,166 人	6,752 人
計	17,128 人	18,588 人	19,962 人	21,257 人	22,639 人

資料：名古屋市健康福祉局

表 3-5-3 自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数の推移

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
27,630 人	28,675 人	30,394 人	31,934 人	33,971 人

資料：名古屋市健康福祉局

表 3-5-4 市内精神病床平均在院日数の推移

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
310.4 日	394.1 日	285.1 日	274.2 日	243.1 日

資料：名古屋市健康福祉局

表 3-5-5 市内精神病床入院者数（病名別）（平成 28 年 6 月 30 日）

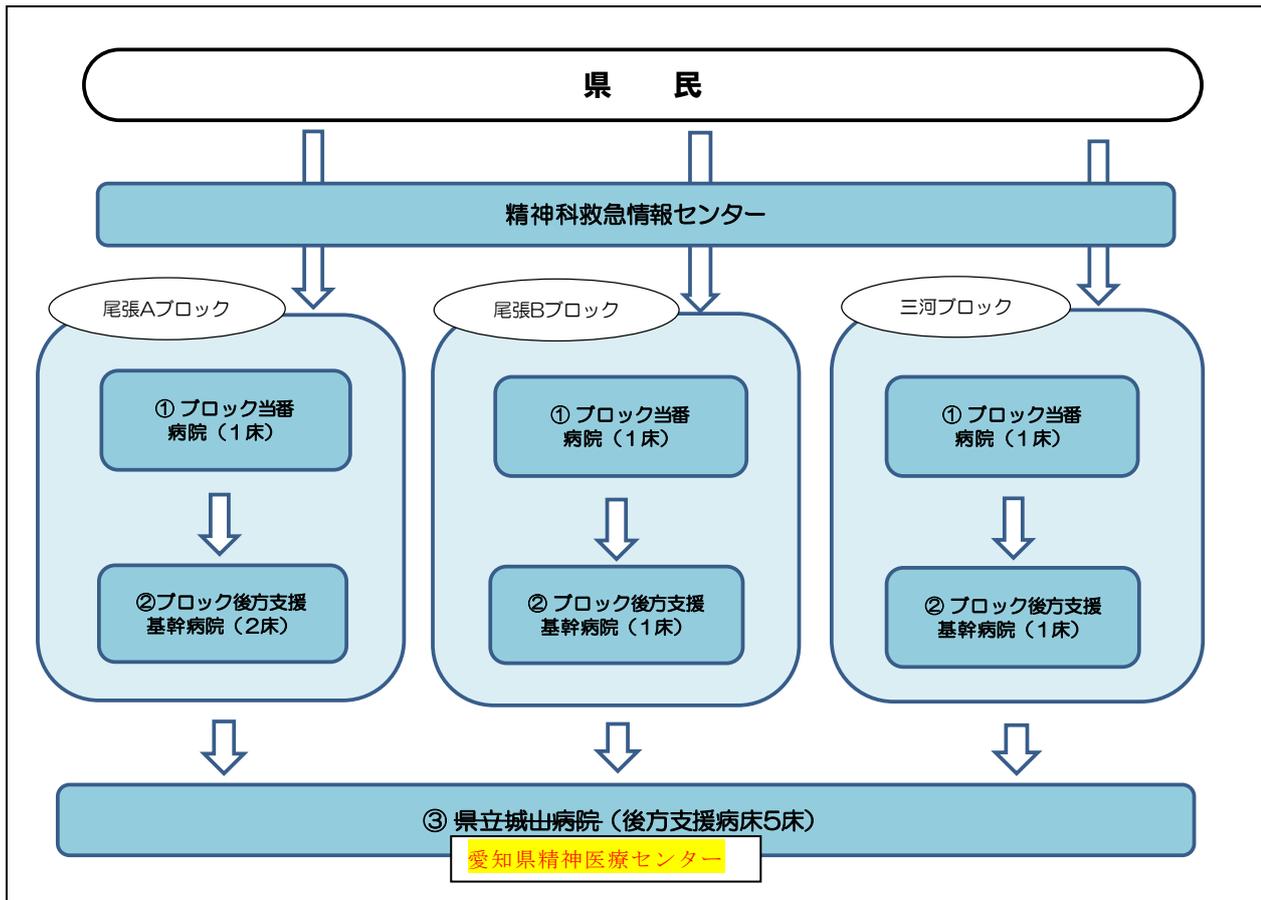
病名	人数
F0 症状性を含む器質性精神障害	427 人
F00 アルツハイマー病型認知症	133 人
F01 血管性認知症	24 人
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害	270 人
F1 精神作用物質による精神及び行動の障害	204 人
F10 アルコール使用による精神及び行動の障害	169 人
覚せい剤による精神及び行動の障害	22 人
アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害	13 人
F2 統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害	2,582 人
F3 気分(感情)障害	428 人
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	104 人
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	13 人
F6 成人のパーソナリティ及び行動の障害	11 人
F7 精神遅滞[知的障害]	50 人
F8 心理的発達の障害	33 人
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害	9 人
てんかん(F0 に属さないものを計上)	12 人
その他	20 人
合計	3,893 人

資料：名古屋市健康福祉局

表 3-5-6 認知症疾患医療センター（平成 29 年 4 月 1 日現在）

西区	名鉄病院	西区
中川区	まつかげシニアホスピタル	中川区
守山区	もりやま総合心療病院	守山区

<精神科救急の体系図>



【体系図の説明】

県内を3ブロックに分け、ブロックごとの輪番制による当番病院と後方支援基幹病院で対応します。名古屋市は8区が尾張Aブロックに、8区が尾張Bブロックに属しています。

① 各ブロックの輪番制の当番病院は空床ベッドを1床確保し、入院の必要がある患者を受け入れます。

ブロック内で2人目の患者の入院が必要な場合は、後方支援基幹病院に患者を移送します。

後方支援基幹病院が確保している病床を超えた患者の入院が必要な場合は、**愛知県精神医療センター**に患者を移送します。

② ブロック後方支援基幹病院は、当番病院から移送された救急患者を受け入れます。

③ **愛知県精神医療センター**の改築に併せて後方支援病床を増床し、各ブロックにおいて当番病院及び後方支援基幹病院が確保している病床を超えた患者の入院が必要な場合に受け入れます。

<精神科救急輪番制当番病院>

尾張Aブロック	尾張Bブロック	三河ブロック
あさひが丘ホスピタル 犬山病院 いまいせ心療センター いまむら病院 上林記念病院 北津島病院 北林病院 楠メンタルホスピタル 緋仁病院 好生館病院 七宝病院 杉田病院 東春病院 (国)東尾張病院 布袋病院 守山荘病院 もりやま総合心療病院	あいせい紀年病院 一ノ草病院 大府病院 桶狭間病院藤田こころケアセンター 笠寺精治療病院 共和病院 精治療病院 豊明栄病院 松蔭病院 南知多病院 八事病院 和合病院	岩屋病院 可知病院 刈谷病院 京ヶ峰岡田病院 衣ヶ原病院 仁大病院 豊川市民病院 豊田西病院 羽栗病院 松崎病院 三河病院 南豊田病院 矢作川病院
16病院	12病院	13病院
後方支援基幹病院（新設）	後方支援基幹病院（新設）	後方支援基幹病院（新設）
名古屋市（千種区、東区、北区、西区、中村区、中区、守山区、名東区）、一宮市、瀬戸市、春日井市、津島市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、丹羽郡、海部郡、西春日井郡	名古屋市（昭和区、瑞穂区、熱田区、中川区、港区、南区、緑区、天白区）、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、豊明市、日進市、愛知郡、知多郡	豊橋市、岡崎市、豊川市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、新城市、知立市、高浜市、田原市、みよし市、額田郡、北設楽郡

※ 最新の医療機関名につきましては別表をご覧ください。

第5節 精神保健医療対策（尾張中部地域）

【現状と課題】

現 状	課 題
<p>1 精神疾患の現状</p> <ul style="list-style-type: none">○ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受ける人は年々増加しています。(表2-5-1)○ 自立支援医療(精神通院)受給者数は増加傾向にあります。(表2-5-2)○ 当医療圏内の自殺者数は平成23-27年末では3223人で、ここ数年の推移は表のとおりです。(表2-5-3)	<ul style="list-style-type: none">○ G-Pネットに参加している一般診療所、精神科診療所が少ないことから、今後、このシステムへ参加する医療機関を増やしていく必要があります。
<p>2 予防・精神科医へのアクセス</p> <ul style="list-style-type: none">○ 患者本人や家族等からの、こころの健康に関する相談に応じるとともに医療機関に関する情報を提供しています。○ 一般医と精神科医が連携し、うつ病等が疑われる患者を遅滞なく専門医につなげていく患者紹介システムG-Pネットが、平成23年10月から稼働していますが、当医療圏では参加がありません2か所(平成28年度末)となっています。	<ul style="list-style-type: none">○ 医療圏を越えた医療機関との連携の必要があります。
<p>3 治療・回復・社会復帰</p> <ul style="list-style-type: none">○ 精神疾患の患者数は、平成24-28末で3,1773,765人の把握があり、気分(感情)障害が1,6151,798人、次いで統合失調症が711748人となっています。(表2-5-4)○ 当医療圏内精神科医療機関は、もりメンタルクリニック及び枇杷島古城こころクリニック(平成25年3月5日開設届出)の2箇所のため、大多数の患者が他医療圏の医療機関を利用しています。(表2-5-5)○ 当医療圏内に1箇所の地域活動支援センターがあり、当事者の目中的居場所として、サービスを提供していますが、当事者が地域で暮らしていくための支援体制は十分とはいえません。○ 精神障害者の就労については、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、就労支援事業所や相談支援事業所などと連携を図り、就労と生活の両面からの支援を行なっています。○ 保健所は、相談を受け治療に結びついた方が退院する際には医療機関と連絡を取り合い、必要な場合には地域における生活支援につなげています。	<ul style="list-style-type: none">○ 市町の障害福祉計画に沿って、障害者支援協議会において精神障害者の地域生活支援を検討・実施していくことが必要です。○ 精神疾患や精神障害者への正しい理解の普及啓発を進め、関係機関との連携が必要です。
<p>4 精神科救急</p> <ul style="list-style-type: none">○ 当医療圏内に精神科病院がありませんので、	

医療圏を越えた医療機関等の関係機関との連携を密にしています。

○ 精神障害者及びその家族からの電話による緊急な医療相談に対応するため、平成15年6月から愛知県精神科救急情報センターを開設しており、24時間365日対応をしています。

○ 休日・夜間の精神科救急医療体制については、県内3ブロックの輪番制と県立城山病院精神医療センターの後方支援により運用しており、当医療圏内は尾張Aブロックに属しています。

5 専門医療

○ 児童・思春期精神については、県あいち小児医療センター、心身障害者コロニー及び県立城山病院精神医療センターにおいて一部対応しているほか、東尾張病院には専門治療病床12床が整備されています。

○ アルコール依存症については、保健所や断酒会NPO団体等が、家族や知人等からの相談を受け、専門医療機関を紹介しています。

6 うつ病

保健所では次の事業を推進しています。

○ 保健所では、平日の毎日窓口を開設し、メンタルヘルス相談を実施しています。

○ うつ病は自殺の大きな要因の1つとなっているため、市町職員や民生委員等がゲートキーパーの役割を担えるよう人材育成を進めています。

○ 市町や関係機関等と連携を図りながら、うつ病予防対策に取り組んでいます。

○ うつ病予防を進めるために、幅広い関係機関に対する普及啓発及び連携が必要です。

7 認知症

○ 県内には認知症の専門相談や鑑別診断等を行う認知症疾患医療センターとして、109箇所(名古屋市指定分3か所除く)整備されておりますが当医療圏内にはまだ整備されていません。

1 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

○ 保健所・地域アドバイザー・基幹相談支援センター等関係機関が連携を図りながら、精神障害者の地域生活支援を行っています。

○ 地域で生活する精神障害者を支えるアウトリーチについて、精神科訪問看護を実施する訪問看護ステーション(指定自立支援医療機関)は、平成29年6月1日現在、尾張中部地域内に7か所あります。

○ 保健所・地域アドバイザー・基幹相談支援センター等からなる「コア機関チーム」を立ち上げ、精神障害者の地域生活支援のための体制整備を推進していく必要があります。

2 多様な精神疾患等に対応できる医療機能の明確化

(1) 精神科医療機関と精神障害者の概況

- 精神科を標榜する医療機関は、平成 29 年 7 月 1 日現在、2 診療所がありますが、病床を有する病院はありません。
- 精神障害者保健福祉手帳交付数は平成 28 年末 1,229 人で、年々増加しています。(表 3-5-1)

(2) 統合失調症

- ICD-10 (国際疾患分類第 10 版) による統合失調症の患者把握数は、平成 28 年末 755 人です。(表 3-5-2)

(3) うつ病・躁うつ病 (双極性障害)

- 躁うつ病を含む気分 (感情) 障害の患者把握数は、平成 28 年末 1,798 人で、年々増加しています。(表 3-5-2)

- 一般医と精神科医が連携し、うつ病等が疑われる患者を遅滞なく専門医につなげていく患者紹介システム G-P ネットが、平成 23 年 10 月から稼働していますが、尾張中部地域では 2 か所 (平成 28 年度末) となっています。

(4) 認知症

- 認知症の患者把握数 (アルツハイマー病の認知症及び血管性認知症の合計) は、平成 28 年末 131 人です。(表 2-5-2)
- 平成 29 年 4 月 1 日現在、県内には認知症疾患医療センターは 12 か所 (名古屋市指定分 3 か所含む) 整備されていますが、尾張中部地域にはまだ整備されていません。

(5) 児童・思春期精神疾患

- 県内には児童・精神科の病床が心身障害者コロニーに 25 床、児童・思春期専門病床が東尾張病院に 14 床整備されていますが、尾張中部地域には整備されていません。

(6) 発達障害

- 県精神医療センターにおいて平成 30 年 2 月に発達障害のある成人患者に対する専門病棟が設置されています (予定)。

(7) 依存症

- アルコール依存症対策については、平成 28 年度に策定した「愛知県アルコール健康障害対策推進計画」に基づき、保健所や NPO 団体等相

- G-P ネットに参加している一般診療所、精神科診療所が少ないことから、今後、このシステムへ参加する医療機関を増やしていく必要があります。

- 二次医療圏に 1 か所以上尾張中部地域における認知症疾患医療センターの整備を進める検討していく必要があります。

- 児童・思春期精神疾患に対応できる専門病床をさらに確保していく必要があります。

- アルコール依存症に対する相談体制の充実を図るとともに、関係機関とも連携を図りながら

談体制整備の取組を進めています。

対策を推進していく必要があります。

(8) 精神科救急

- 精神科救急情報センターでは、24時間365日体制で、精神障害者及びその家族からの電話による緊急な医療相談に対応をしています。
- 休日・夜間の精神科救急医療体制については、県内3ブロックの輪番制（空床1床）及び県精神医療センターの後方支援（空床5床）（予定）により運用しており、尾張中部地域内は尾張Aブロックに属しています。
- 尾張中部地域内に精神科病院がありませんので、地域を越えた医療機関等の関係機関との連携を密にしています。

○精神科救急対応の迅速化を図るため、今後県全体で休日・夜間における通報受理体制及び移送体制を整備する必要があります。

(9) 身体合併症

- 平成28年度末現在、県内には2か所の精神科医療機関34床の精神・身体合併症病床がありますが、尾張中部地域には該当病床はありません。
- 尾張中部地域には2次救急病院は1か所ありますが、精神科を有していません。

○救急病院と精神科病院の双方向の連携を進めていく必要があります。

(10) 自殺対策

- 尾張中部地域内の自殺者数は平成27年末では23人で、減少傾向にあります。（表3-5-3）

○第3期あいち自殺対策総合計画（計画期間：平成30年度～34年度）に基づく取り組みを推進し、更なる自殺者数の減少を目指す必要があります。

(11) 災害精神医療

- 尾張中部地域内に災害拠点病院は指定されていません。
- 保健所では、地方機関BCP（業務継続計画）の中で精神障害救急医療等の確保や避難所におけるこころのケア等に関する業務継続のための計画を定めています。

○災害時における精神科医療の確保や、こころのケア等に関しての体制整備を進めていく必要があります。

(12) 医療観察法における対象者への医療

- 平成29年5月現在、県内で入院処遇を実施している指定入院医療機関は2か所で、指定通院医療機関は18か所ですが、尾張中部地域には該当する医療機関はありません。

【今後の方策】

- ~~○ G=Pネットについて、一層の周知を図るとともに、参加する医療機関を増やしていきます。~~
- ~~○ 市町や医療圏を越えた医療機関等の関係機関との連携に努めていきます。~~
- ~~○ 地域生活支援の充実及び人材育成等について、市町を始め関係機関を積極的に支援していきます。~~
- ~~○ 精神疾患、精神障害者に関する正しい知識の普及啓発に努め、NPO団体や精神保健福祉ボランティア~~

ア等が行なう啓発活動を支援していきます。

○ ~~うつ病予防に関する普及啓発をさらに進めるとともに、関係機関と連携し、相談支援ネットワークの整備を図っていきます。~~

1 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム

○ 精神障害の程度に関わらず、地域で暮らしていけるよう、保健・医療・福祉等関係機関と地域の課題等について協議し、地域ケアシステムの構築を進めていく必要があります。

2 多様な精神疾患等に対応できる医療機能の明確化

○ G-Pネットについて、一層の周知を図るとともに、参加する医療機関を増やしていきます。

○ 市町や医療圏を越えた医療機関等の関係機関との連携に努めていきます。

○ アルコール依存症について関係機関と連携し相談体制の充実を図ります。

○ 第3期あいち自殺対策総合計画に基づく取り組みを推進していきます。

○ 災害時における精神科医療の確保や、こころのケア等に関しての体制整備に努めていきます。

○ 向精神薬は長期間にわたって服用されることが多く、その結果、副作用として口腔乾燥を生じ易いことからむし歯や歯周病などの口腔内障害の誘発因子となるため、歯科医療機関との連携が必要です。

(参考図表)

- ・精神保健福祉手帳所持者数
- ・自立支援医療（精神通院）受給者数
- ・自殺者数・率の推移
- ・精神疾患別把握数
- ・住所地別公費負担者による通院者の状況

~~表2-5-1 精神障害者保健福祉手帳 (単位：人)~~

市町名	平成25年末	平成26年末	平成27年末	平成28年末
清須市	480	496	527	583
北名古屋市	416	459	492	534
豊山町	77	93	98	112
管内合計	973	1,048	1,117	1,229

~~資料：愛知県精神保健業務システム~~

表3-5-1 精神障害者保健福祉手帳 (単位：人)

	平成25年末	平成26年末	平成27年末	平成28年末
尾張中部地域	973	1,048	1,117	1,229

資料：愛知県精神保健業務システム

~~表2-5-2 自立支援医療（精神通院）受給者数 (単位：人)~~

市町名	平成25年末	平成26年末	平成27年末	平成28年末
清須市	757	794	811	908
北名古屋市	1,061	1,082	1,096	1,184
豊山町	154	170	179	187
合計	1,972	2,046	2,086	2,279

~~資料：愛知県精神保健業務システム~~

表2-5-4 精神疾患別把握数

(統合失調症)

(単位：人)

市町名	平成25年末	平成26年末	平成27年末	平成28年末
清須市	316	318	319	332
北名古屋市	334	341	347	351
豊山町	68	70	66	65
管内合計	718	729	732	748

(気分(感情)障害)

(単位：人)

市町名	平成25年末	平成26年末	平成27年末	平成28年末
清須市	688	712	726	748
北名古屋市	858	873	878	887
豊山町	137	149	154	163
合計	1,683	1,734	1,758	1,798

資料：平成28年12月31日現在 愛知県精神障害者把握状況調査

表3-5-2 精神疾患別把握数

(統合失調症)

(単位：人)

	平成25年末	平成26年末	平成27年末	平成28年末
尾張中部地域	724	736	739	755

(気分(感情)障害)

(単位：人)

	平成25年末	平成26年末	平成27年末	平成28年末
尾張中部地域	1,683	1,734	1,758	1,798

(認知症)

(単位：人)

	平成25年末	平成26年末	平成27年末	平成28年末
尾張中部地域	86	100	119	131

資料：県精神障害者把握状況調査

表3-5-3 自殺者数・率の推移

(単位：人)

	平成23年末	平成24年末	平成25年末	平成26年末	平成27年末
尾張中部地域	32 (19.7)	33 (20.2)	19 (11.6)	27 (16.4)	23 (13.9)
愛知県	1,481 (20.4)	1,332 (18.3)	1,389 (19.1)	1,290 (17.7)	1,172 (15.9)

資料：愛知県衛生年報

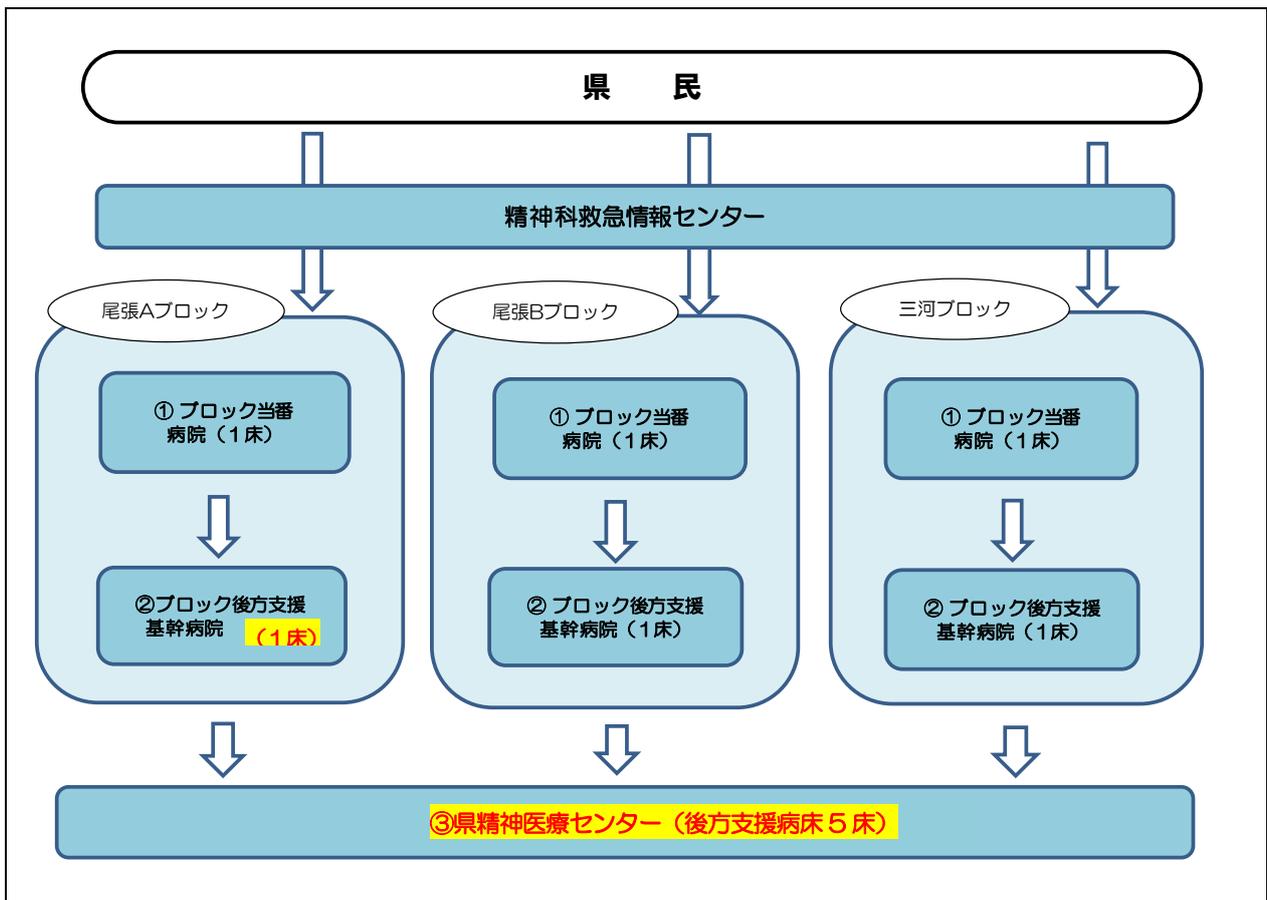
()内は人口10万対死亡率

表2-5-5 住所地別公費負担者による通院者の状況 (平成25年3月末現在) (単位:人)

通院地域	清須市	北名古屋市	豊山町	合計
北名古屋市	43 (6.0%)	274 (25.8%)	33 (20.8%)	350 (18.0%)
名古屋市内	438 (60.8%)	464 (43.7%)	76 (47.8%)	978 (50.4%)
尾張地域	204 (28.3%)	290 (27.3%)	46 (28.9%)	540 (27.8%)
その他の県内地域	13 (1.8%)	7 (0.7%)	1 (0.6%)	21 (1.1%)
県外	9 (1.3%)	7 (0.7%)	2 (1.3%)	18 (0.9%)
不明	13 (1.8%)	19 (1.8%)	1 (0.6%)	33 (1.7%)
合計	720 (100%)	1,061 (100%)	159 (100%)	1,940 (100%)

資料: 愛知県精神保健業務システム

<精神科救急の体系図>



【体系図の説明】

県内を3ブロックに分け、ブロックごとの輪番制による当番病院と後方支援基幹病院で対応します。

- ① 各ブロックの輪番制の当番病院は空床ベッドを1床確保し、入院の必要がある患者を受け入れます。ブロック内で2人目の患者の入院が必要な場合は、後方支援基幹病院に患者を移送します。後方支援基幹病院が確保している病床を超えた患者の入院が必要な場合は、**県立城山病院県精神医療センター**に患者を移送します。
- ② ブロック後方支援基幹病院は、当番病院から移送された救急患者を受け入れます。
- ③ **県立城山病院県精神医療センター**の改築に併せて後方支援病床を増床し、各ブロックにおいて当番病院及び後方支援基幹病院が確保している病床を超えた患者の入院が必要な場合に受け入れます。

第6節 歯科保健医療対策（名古屋市域）

【現状と課題】

現 状

- 1 名古屋市歯と口腔の健康づくり推進条例
 - 名古屋市では、地域特性と時代の要求にあった市民のための歯と口腔の健康づくりを推進していくため、「名古屋市歯と口腔の健康づくり推進条例」を制定し、市民の役割及び名古屋市、歯科医療等関係者、保健医療等関係者の責務を定めています。
- 2 歯科保健対策
 - (1) 妊産婦歯科保健
 - 妊婦及びその配偶者を対象とした**両親学級**において歯科保健指導を実施しています。
 - また、**名古屋市域**の協力歯科医療機関において、妊産婦歯科診査を実施しています。平成25年度から診査回数を1回から2回に増やしています。
 - (2) 乳幼児歯科保健
 - 3か月児に対しては、健康診査時に合わせて保健指導を実施し、1歳6か月児、3歳児に対しては、各健康診査時に合わせて歯科健康診査・保健指導を実施する他、お口の発達支援事業（離乳期の乳幼児対象）、むし歯予防教室（2歳児対象）、母と子の歯の健康教室（むし歯り患性の高い幼児とその母親対象）等を実施しています。さらに、希望者にはフッ化物塗布を実施しています。これらの事業により、むし歯減少の効果を上げています。（表10-1）
 - (3) 学校歯科保健
 - 幼稚園・保育所では学校保健安全法及び児童福祉施設最低基準に基づき歯科健診を実施しています。
 - 幼稚園・保育所に通園する4歳児及び5歳児、また、保育士等関係者に対して、歯科講習会や健康教育を実施し、フッ化物洗口法の普及を推進しています。
 - 小学校・中学校・高等学校では学校保健安全法に基づき歯科健診、保健指導を実施しています。また、歯周疾患対策として歯科疾患特別検診を、12歳で永久歯のむし歯を1本以

課 題

- 妊娠中から出産後の適切な時期をとらえ、その人に合った歯科保健指導を実施することが必要です。
- 今後も、乳幼児が定期的に参加する保健所での健診や教室を行い、歯の健康を手に入れるための健康づくりを総合的に支援することが必要です。
- 生涯を通じて歯の健康づくりに取り組むための生活習慣の確立を支援していく必要があります。
- 幼稚園・保育所ではフッ化物洗口法の更なる普及を図る必要があります。

下にすることをねらいとした、歯科 120 運動を実施している学校もあります。

(4) 成人歯科保健

- **名古屋市域**の協力歯科医療機関において、40 歳・50 歳・60 歳・70・80 歳となる住民に対し歯周疾患検診を実施しています。
- また、歯と歯ぐきの健康づくり事業（口腔内診査、保健指導）を実施し、疾病の早期発見と正しい歯科保健知識の普及に努めています。

(5) 高齢者歯科保健

- 高齢者が対象の介護予防事業において**摂食・嚥下機能訓練等を行い**、口腔機能の向上を図っています。
- また、在宅ねたきり状態にある住民を対象に、**名古屋市域**の協力歯科医療機関により訪問歯科診査を実施しています。
- 口腔**の**ケアの実践が気道感染予防につながるなど、口腔**の**ケアの重要性についての認識が十分ではない状況にあります。
- **平成 28 年 4 月から在宅歯科医療・介護連携推進モデル事業を実施し、切れ目のない在宅歯科医療と介護の提供体制の構築を図っています。**

3 歯科医療対策

- 歯科医療はそのほとんどが地域の歯科診療所で実施され、処置が困難な症例は病診連携により病院の歯科及び歯科口腔外科で対応しています。
- 平成 **28**年 10 月 1 日現在、当医療圏内の歯科診療所数は、**1,448** 施設、人口 1 万人対比 **6.3** 施設であり、県全体の **5.0** 施設に比べ高い値を示しています。また、歯科を標榜する病院数は **31** か所で、これは歯科医療機関数に対する割合で **2.1** %、全病院 **129** か所に対して **24.0** %です。

- 歯周病は若い世代から取り組むことが有効であることから歯周疾患検診の充実と併せて 40 歳未満の若い世代からの健診体制を強化していく必要があります。
- 8020 の達成に向けて、すでに行われている歯科保健事業の周知徹底を図り、受診者数を増やすとともに、糖尿病等の全身疾患や喫煙と歯周病の関係について知識の啓発を図る必要があります。
- 8020 の達成のためには高齢者となる前の成人歯科保健の充実が重要であり、高齢者の健康づくりへと関連づけていく必要があります。

- 歯科医療機関と保健所及び地域との連携を図り、摂食機能の維持改善、さらには介護予防も考慮した口腔機能の維持、向上について支援する必要があります。
- 介護予防も念頭においた口腔**の**ケアの重要性を広く啓発する必要があります。

- かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科検診を受け、必要があれば治療を受ける習慣の確立を支援していく必要があります。
- 歯科口腔外科領域の口腔がんなどの患者については、病診連携を活用して適切な対応をする必要があります。
- 周術期（全身麻酔等による手術を実施する前後の時期）に一連の口腔機能管理を行う重要性を普及する必要があります。
- 循環器疾患や糖尿病等の基礎疾患

- 在宅療養患者の歯科診療・口腔のケア件数が増加しています。

4 難病・障害者の歯科医療、歯科保健

- 障害のある人に対する歯科医療は、愛知県歯科医師会の障害者歯科協力医制度のもとで実施されており、軽度障害者（児）については、近隣の歯科診療所で実施されています。また、中重度障害者（児）については、名古屋市歯科医師会及び愛知県歯科医師会が行政の助成を受けて運営している名古屋北・南歯科保健医療センター、愛知県歯科医療センターで治療、保健指導を実施しています。
- また、障害のある子どもの療育の場である名古屋市児童福祉センターでは、歯科医師会の協力により、健診、保健指導、治療を実施しています。全身管理を要する障害者（児）・難病患者等については、大学病院や一部の病院歯科・歯科口腔外科等の協力のもとに治療を実施しています。
- 住民の要望により、保健所歯科衛生士が在宅または障害者（児）施設へ訪問し、健康教育、保健指導を実施しています。

を持った患者の増加に伴い、全身管理のもとで歯科治療を進める必要があります。

- 在宅療養患者の歯科診療、口腔のケアに対する支援が求められています。
- かかりつけ歯科医と病院歯科の連携による支援を効果的に進める必要があります。

- 歯科医師会と保健所が地域の連携を強化し、障害者（児）の口腔衛生・口腔機能の維持、向上について支援する必要があります。

【今後の方策】

- 「健康なごやプラン 21」に掲げられた目標値の達成に向けて、ライフサイクルに応じた歯科保健対策を推進していきます。
- 保健所を中心として歯科医療機関などの関係機関が連携を図り、地域における歯科保健対策が円滑に推進されるよう支援していきます。
- 名古屋市の歯科保健情報について分析・評価し、その内容について検討していきます。

表 10-1 1歳6か月児・3歳児むし歯有病者率の状況

	1歳6か月児むし歯有病者率 (%)		3歳児むし歯有病者率 (%)	
	名古屋市	愛知県	名古屋市	愛知県
平成25年度	0.98	1.24	10.18	11.90
平成26年度	0.92	1.27	9.71	11.80
平成27年度	1.08	1.19	9.29	11.20

資料：名古屋市健康福祉年報、愛知県衛生年報（愛知県健康福祉部）

図 10-① 歯科保健医療体策の体系図

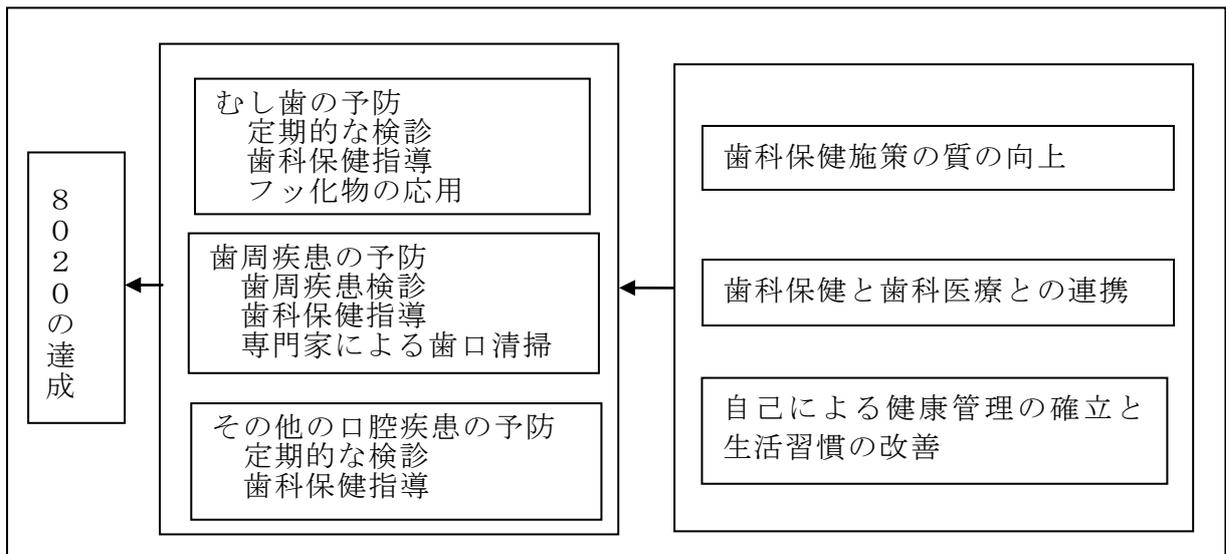
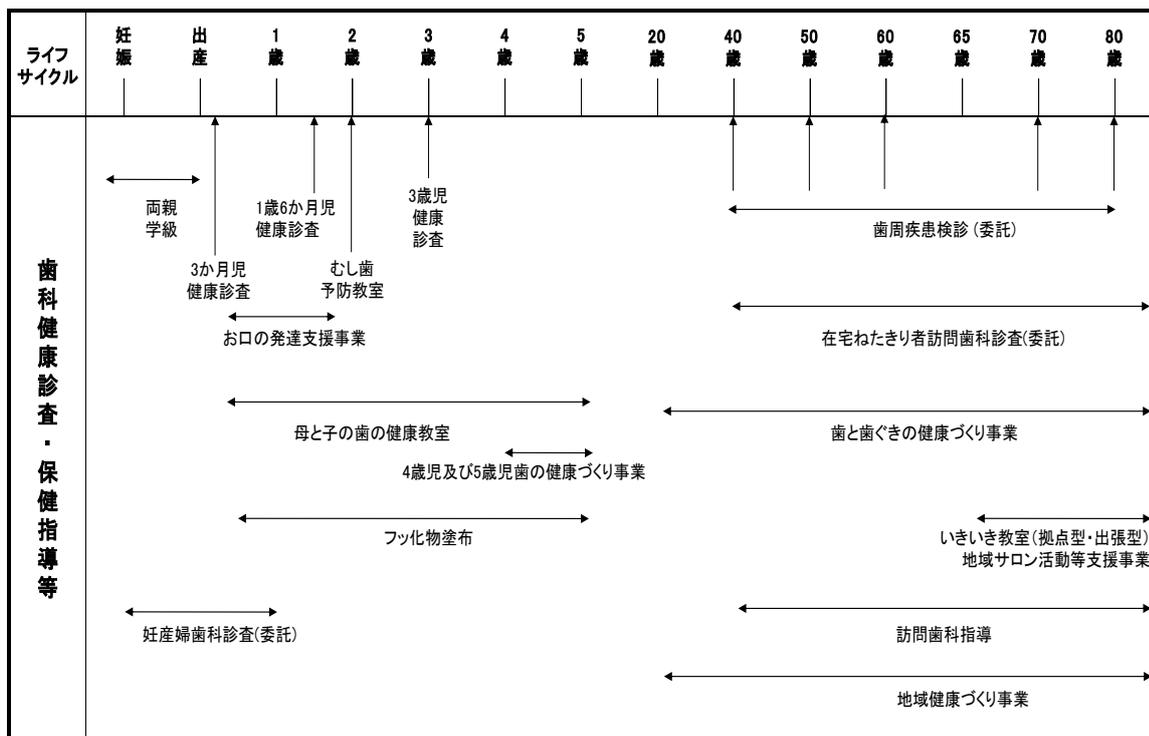


図 10-②



第6節 歯科保健医療対策（尾張中部地域）

【現状と課題】

現 状

1 ライフステージに応じた歯科口腔保健対策

○ 歯科口腔保健の推進に関する法律の整備に伴い、あいち歯と口の健康づくり八〇二〇推進条例とそのアクションプランである愛知県歯科口腔保健基本計画に基づきの目標達成に向けて、生涯を通じた切れ目のない歯と口の健康づくりを展開しています。

○ 妊産婦に対する歯科健康診査は、全市町で実施されており（平成2327年度愛知県地域歯科保健業務状況報告による当医療圏受診者数614671人、受診率32.5%36.3%）、受診率はここ数年ほぼ横ばいとなっています。

○ 乳幼児期においては、愛知県母子健康診査マニュアル報告によると、平成2327年度における当医療圏尾張中部地域の3歳児のむし歯有病者率は11.7%8.9%となっており、平成14年度から年々減少しています。（図1）

○ 学校歯科保健においては、愛知県地域歯科保健業務状況報告によると、当医療圏尾張中部地域の12歳児の一人平均むし歯の本数は、平成14年度には2.8本でしたが、平成2327年度には0.60.4本となっており、顕著な減少傾向を示しています。（図2）

永久歯むし歯では6歳臼歯の占める割合が高くなっており、6歳臼歯保護育成対策として、フッ化物洗口が北名古屋市内の全保育園、幼稚園（一部未実施園あり）、全小学校で実施されています。また、平成25年度には豊山町の全保育園で開始されています。るほか、豊山町の全保育園、全小学校（実施学年を順次拡大中）で実施されています。

○ 障害者（知的、身体、精神）歯科保健については、西春日井歯科医師会の協力を得て全施設において、歯科健診・歯科保健指導を実施しています。

○ 在宅要介護者の適切な口腔管理及び摂食・嚥下機能の維持向上が図れるよう、関係者と連携を図っています。

課 題

○ 健全な口腔状態の維持の実現を図るため、う蝕予防、歯周病予防、口腔と全身の健康との関係等に関する知識の普及、及び定期歯科検診受診の啓発口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小、歯科疾患の予防、生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上、定期的な歯科検診や歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進、歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備に向けて取り組む必要があります。

○ 母子歯科保健は、生涯を通じた歯科保健の基盤となるので、むし歯及び、歯周病及び不正咬合に関する知識をより一層普及させるとともに、0歳児からの口腔機能育成の啓発を図るため、受診率を向上させる必要があります。

○ 乳幼児期のむし歯、不正咬合は生活習慣と密接な関係があることから、子育て支援の視点に基づく健康格差対策として取り組む必要があります。

○ 永久歯は生えて3年前後の期間にむし歯が多発することから、年長児から学齢期において、規則正しい生活習慣（食生活、歯みがき）に加え、フッ化物を応用したむし歯予防（フッ化物歯面塗布、フッ化物配合歯磨き剤、フッ化物洗口）が実施できる環境整備を図る必要があります。

○ 障害者が自己管理能力を向上させるとともに、施設等の職員への歯科指導も行っていく必要があります。

○ 地域包括ケアの推進体制整備において、多職種による経口摂取支援に向けた連携をさらに強化する必要があります。

○ 成人歯科健診は、~~健診票を統一化し、管内すべての市町で実施されており、~~愛知県の平成23~~27~~年度歯周疾患検診結果によると、40歳の受診率は、~~当医療圏内が尾張中部地域は~~11.29.4%~~で愛知県の受診率~~9.59.2%より高くなっています。とほぼ同じ状況です。

○ ~~職域への取り組みとして地域職域連携推進協議会の中で歯科保健を取り上げ、地域のイベント等で歯周病予防の啓発に努めています。~~

○ 管内市町では、節目の歯周病検診のみならず、特定健診やがん検診、若年者の検診等の機会を捉え、効果的な成人歯科健診の実施に努めています。

○ 職域への取り組みとしては、地域職域連携推進事業において産業医や衛生管理者のいない従業員数50人未満の事業所に対する出前講座の推進を通して、歯周病予防の啓発に努めています。

○ 介護予防の取り組みとして、各市町では、~~二次予防事業の対象者等を対象とした口腔機能の低下や低栄養の恐れのある住民に対して口腔機能向上教室を開催しています。~~口腔機能向上を目指す介護予防プログラムを実施しています。

○ ~~西春日井歯科医師会、では施設の介護職員等に対し、知識や技術習得に関する研修会を開催しています。~~

2 地域歯科保健情報の把握・管理、人材育成

○ ~~母子歯科保健や小中学校等の歯科健診結果及び歯科健康教育の実施状況などを情報収集し、その結果を評価するとともに関係機関への還元~~に努めています。

○ 保健所は、地域歯科保健業務状況報告、母子健康診査マニュアル報告、地域保健・健康増進事業報告等から、地域歯科保健データの収集・分析をし、それらをもとに事業評価を行い、関係機関との情報交換をしています。

○ 地域の歯科口腔保健の向上を図るため、保健所が、歯科医師会、歯科衛生士会と連携し、保健・医療・福祉・教育関係者等を対象に研修会を開催しています。

す。

○ 歯周病は若い世代から取り組むことが有効であることから~~歯周疾患検診の充実と併せて~~40歳未満の若い世代からの健診体制を強化し、~~市町やかかりつけ~~歯科医での定期歯科健診を受けるよう、より一層啓発を行うていく必要があります。

○ ~~成人期は、歯周病予防のために定期的な歯科健診受診と歯科指導を受けることが重要です。市町やかかりつけ~~歯科医での定期歯科健診を受けるよう、より一層啓発を行う必要があります。

○ 近年、歯・口腔の健康が生活習慣や全身疾患等と関連があることが明らかになっていることから、~~職域と関係機関が連携し、歯の健康づくり得点を活用する等、全身疾患との関連について~~周知する必要があります。

○ 歯周病対策を生活習慣病の一つとして事業展開するとともに、様々な機会を通じて「糖尿病と歯周病の関係」など知識の普及を図る必要があります。

○ 介護予防の一つとして、口腔ケアの重要性、口腔機能の維持向上について広く啓発する必要があります。また、かかりつけ歯科医として、介護予防の視点を持ち、歯科医療・口腔機能管理を推進する必要があります。

○ ~~口腔ケア（生活の質の向上を目指した口腔清掃、口腔機能訓練等）を推進するため、介護職員等に対し引き続き~~研修会を開催する等の取り組みの継続が必要です。

○ 保健所は、母子及び学校歯科保健のみならず、ライフステージにおける歯科保健データの収集、分析、事業評価を行い、市町等に~~還元するへの還元~~を継続していく必要があります。

- 8-0-2-0 運動推進連絡協議会歯と口の健康づくり推進協議会において関係機関との連携を密にし、歯科口腔保健対策の推進及びに向けた情報の共有化と課題検討を図って行っています。

1-3 かかりつけ歯科医の推進

- 平成 2428 年度愛知県生活習慣関連調査によると、当医療圏のかかりつけ歯科医を持つ者の割合は 73.783.0%で、~~すが、年齢層によってもその割合は異なります。愛知県の 77.9%より高くなっています。(表 3-6-1)~~

2 医療連携の推進

- 歯科診療所と他医療機関との連携は、生活習慣病
他の病院との連携では 62.7%と愛知県の実施率より高い状況にありますが、~~医科診療所・歯科診療所との連携の実施率は 21.6%、特定機能病院との連携の実施率は 27.5%と愛知県の実施率とほぼ同じ又は低い状況にあります。(表 2-6-1)~~

- ~~がん・脳卒中・糖尿病等生活習慣病を有する者への歯科治療について、医科の医療機関と連携している歯科診療所は、がんでは 27 か所 (52.9%)、脳卒中では 26 か所 (51.0%) であり、糖尿病患者の合併症管理を実施している歯科診療所は 22 か所 (43.1%) であります。(表 2-6-2)~~

4 歯科医療体制の充実

(1) 病診・診診連携の推進

- ~~糖尿病の方については、糖尿病連携手帳等を用いて医師会・歯科医師会・薬剤師会の連携が図られています。~~
- 歯科診療所への受診者に対し、喫煙などの生活習慣や糖尿病など全身の病気に着目した歯科医療サービスが提供されています。
- がん等の周術期の口腔管理については、西春日井歯科医師会では、がん拠点病院等との連携を図っています。
- ~~脳卒中の既往のある者の摂食・嚥下について、住民の知識の普及が十分行われていない状況にあります。~~

- 口腔管理（歯科医師や歯科衛生士による歯科疾患、口腔機能障害等の医学的管理）を行うかかりつけ歯科医の必要性について住民の理解を深め、**全てのライフステージでの**定着化を図る必要があります。

- **生活習慣病を有する受診者に対し**関係者間の情報の共有化と相互理解を深め、**生活習慣病を有する者へのさらに効果的な医療連携に基づく**歯科治療体制整備を図る必要があります。
- 「医科から歯科」「歯科から歯科」の医療連携を進め、治療効果が一層期待できる**システムを確立する**歯科医療を提供する必要があります。
- **歯科診療所の具体的な対応策としては、がん患者には口腔管理、脳卒中既往者には摂食機能療法、糖尿病患者には糖尿病合併症としての歯周病管理を中心として推進していく**必要があります。
- **保健所・市町は住民に対し、脳卒中**

3 在宅療養者歯科医療体制

(2) 在宅療養者（児）への歯科医療の推進

○ 在宅療養者への歯科診療について、歯科訪問診療を実施している歯科診療所は、患者の自宅へは 17 か所(33.3%)、患者の自宅以外へは(施設等) 30 か所(58.8%)、歯科医師による居宅療養管理指導を実施しているのは、10 か所(19.6%)で愛知県の 10.5%と比べ 9.1%多い状況にあります。(表 2-6-3)

○ 在宅医療サービスを実施している歯科診療所は 47.9%(歯科診療所数 35)です。そのうち居宅の訪問診療は 19.2%(歯科診療所数 14)、施設は 42.5%(歯科診療所数 31)、介護保険の居宅療養管理指導は、歯科医師 8.2%(歯科診療所数 6)となっています。施設への在宅医療サービスは愛知県の 15.0%と比べて多く、他医療圏と比べても最も多い状況にあります。(表 3-6-2)

○ 介護老人福祉施設（5施設）及び介護老人保健施設（3施設）の入所者の口腔管理は、西春日井歯科医師会の協力により全施設で実施されています。

○ 在宅療養支援歯科診療所数は、平成 28 年 3 月現在で 7 か所 9.0%と、徐々に増加しています。(表 3-6-3)

○ 歯科衛生士による訪問歯科衛生指導及び居宅療養管理指導は、ともに 5.5%（歯科診療所数 4）となっており対応が進んでいない状況です。(表 3-6-2)

○ 在宅療養者（児）の口腔管理を実践する歯科衛生士が不足しています。

○ 西春日井歯科医師会、歯科衛生士会、市町、保健所が連携し、医療・介護保険関係の多職種が経口摂取を支援するためのサービス向上に向けた会議及び研修会を開催するなど、地域包括ケアシステムにおける、医療・介護の多職種連携による口腔ケア支援体制の整備が進められています。

○ 平成 28 年愛知県生活習慣関連調査によると、誤嚥性肺炎が歯と口の健康に関連があることを知っている者は 27.8%となっています。

の既往のある者が摂食・嚥下障害にならないように、望ましい生活習慣に関する知識の普及を図ることが必要です。

○ 通院が困難な要介護者や慢性疾患の長期療養患者が適切な医療が受けられるようにするため、在宅療養者への歯科訪問診療及び居宅療養管理指導を行う歯科診療所のさらなる増加を図り、体制整備を進めていく必要があります。在宅療養者に対する口腔管理の重要性の啓発は、まだ十分に行われていないため、患者家族等に対し、歯科訪問診療等で、今後さらに推進していく必要があります。

○ 介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の入所者の口腔管理は、栄養摂取・誤嚥性肺炎と密接な関係にあり、健康の保持増進の向上のために引き続き継続する必要があります。

○ 在宅療養者に対する口腔管理の重要性の啓発は、まだ十分に行われていないため、患者家族等に対し、歯科訪問診療等で、歯科衛生士による対応も含め今後さらに推進していく必要があります。そのためには在宅歯科医療に従事する歯科衛生士の確保、人材育成が必要です。

○ 地域包括ケアシステムの推進に向け、歯科医療の役割について医療・介護関係者の理解を進めるとともに、多職種の連携により口から食べることを支援するサービスの充実が必要です。

○ 在宅療養者（児）の口腔ケアや口腔管理の重要性について、住民に広く啓発する必要があります。

(3) 障害者（児）への歯科診療の推進

○ 障害者（児）の治療を行っている歯科診療所は、39.0%となっており、愛知県の31.9%と比べ高くなっています。（表3-6-4）

○ 障害者（児）の定期的な歯科検診や予防管理を含めた歯科医療の推進を図る必要があります。

○ 社会福祉施設等における歯科検診や保健指導が継続して実施できるよう支援体制を整備する必要があります。

4(4) 救急歯科医療の対応

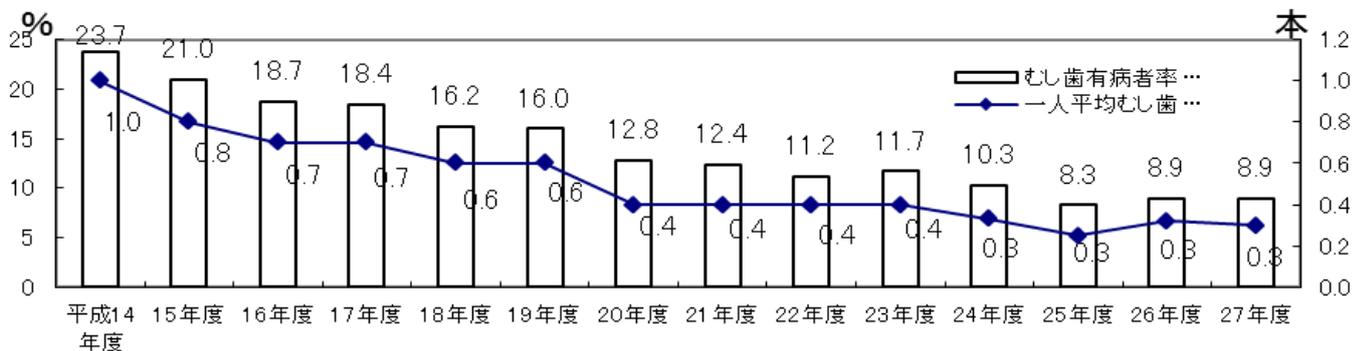
○ 第1次（初期）救急医療体制に参加している歯科診療所は39か所（76.5%）、夜間救急対応をしている歯科診療所は17か所（33.3%）、休日救急対応をしている歯科診療所は20か所（39.2%）であり、いずれも愛知県の実施率を上回っています。（表2-6-4）

○ 西春日井歯科医師会は市町と協議し、当番医制による自院での休日救急対応をしています。

【今後の方策】

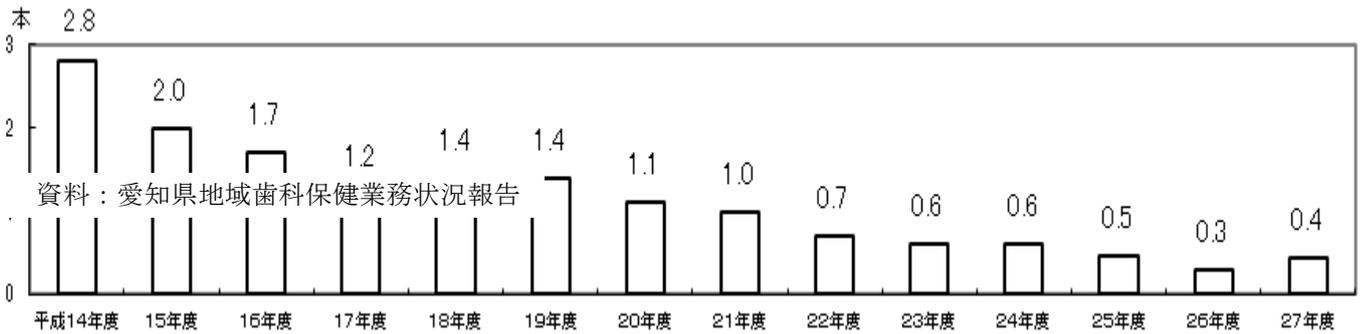
- あらゆる機会を通じてかかりつけ歯科医への定着のための啓発を図りながら、ライフステージに応じた歯科口腔保健医療対策を推進し、8020達成を目指していきます。
- 障害者やがん・脳卒中・心血管疾患・糖尿病等生活習慣病を有する者の有病者及び要介護者等への歯科口腔保健医療が円滑に提供されるよう保健医療福祉関係機関との連携を進めていきます。口から食べることを支援する口腔ケアサービスの提供体制の整備に努めていきます。
- 「あいち歯と口の健康づくり八〇二〇推進条例」及び「愛知歯科口腔保健基本計画」に基づき、保健所では、医療圏内の歯科保健情報を幅広く収集・分析・評価し、歯と口の健康づくり推進協議会をはじめとした歯科口腔保健推進事業を通して市町が効果的な歯科口腔保健事業の展開ができるよう支援するとともに、愛知県歯科口腔保健基本計画の目標達成を目指します。

図1 3歳児健診結果の年次推移（当医療圏尾張中部地域）



資料：愛知県母子健康診査マニュアル報告

図2 12歳児の一人平均むし歯の本数の年次推移（当医療圏尾張中部地域）



資料：愛知県地域歯科保健業務状況報告

	(件)		歯科診療所	特定機能病院	他の病院	歯科診療所
清須市	32	24	17	4	16	5
北名古屋市	35	21	16	9	12	5
豊山町	7	6	5	1	4	1
当医療圏計	74	51	38(74.5%)	14(27.5%)	32(62.7%)	11(21.6%)
愛知県	3,656	2,333	1,864(79.9%)	1,008(43.2%)	1,101(47.2%)	493(21.1%)

資料：平成21年度愛知県歯科医療機能連携実態調査（愛知県健康福祉部）

注：「当医療圏計」欄の(%)は、回収数51に対する割合

表2-6-2 医療機関との連携状況等

市町名	がん患者対応	脳卒中患者対応	摂食機能療法の実施	急性心筋梗塞患者対応	糖尿病患者の合併症管理実施
清須市	12	12	7	9	9
北名古屋市	13	13	11	12	9
豊山町	2	1	1	2	4
当医療圏計	27(52.9%)	26(51.0%)	19(37.3%)	23(45.1%)	22(43.1%)
愛知県	1,222(52.4%)	1,173(50.3%)	1,026(44.0%)	1,146(49.1%)	1,058(45.3%)

資料：平成21年度愛知県歯科医療機能連携実態調査（愛知県健康福祉部）

注：「当医療圏計」欄の(%)は、回収数51に対する割合

表2-6-3 在宅歯科医療体制の状況

市町名	歯科訪問診療		居宅療養管理指導	
	患者の自宅	患者の自宅以外	歯科医師	歯科衛生士
清須市	9	15	4	0
北名古屋市	6	12	4	1
豊山町	2	3	2	2
当医療圏計	17(33.3%)	30(58.8%)	10(19.6%)	3(5.9%)
愛知県	693(29.7%)	456(19.5%)	244(10.5%)	114(4.9%)

資料：平成21年度愛知県歯科医療機能連携実態調査（愛知県健康福祉部）

注：「当医療圏計」欄の(%)は、回収数51に対する割合

表2-6-4 救急歯科医療体制の状況

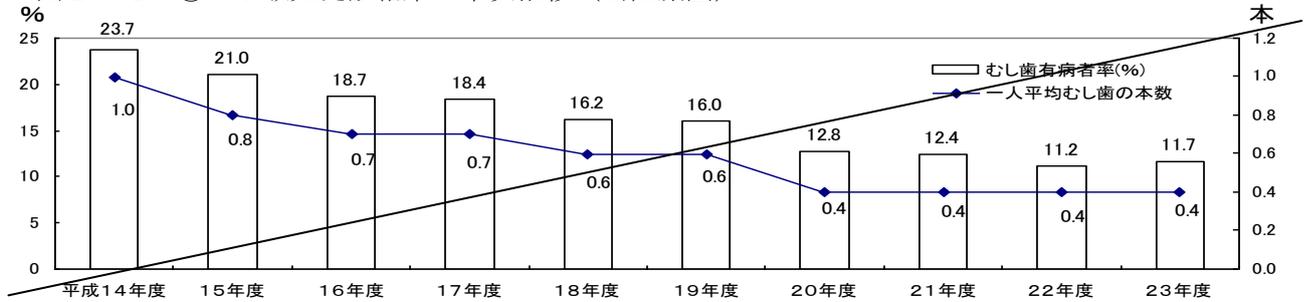
市町名	第1次（初期）救急医療体制への参加	夜間救急患者受け入れ	休日救急患者の受け入れ
清須市	17	7	11
北名古屋市	18	6	6

豊山町	4	4	3
当医療圏計	39(76.5%)	17(33.3%)	20(39.2%)
愛知県	1,311(56.2%)	509(21.8%)	579(24.8%)

資料：平成21年度愛知県歯科医療機能連携実態調査（愛知県健康福祉部）

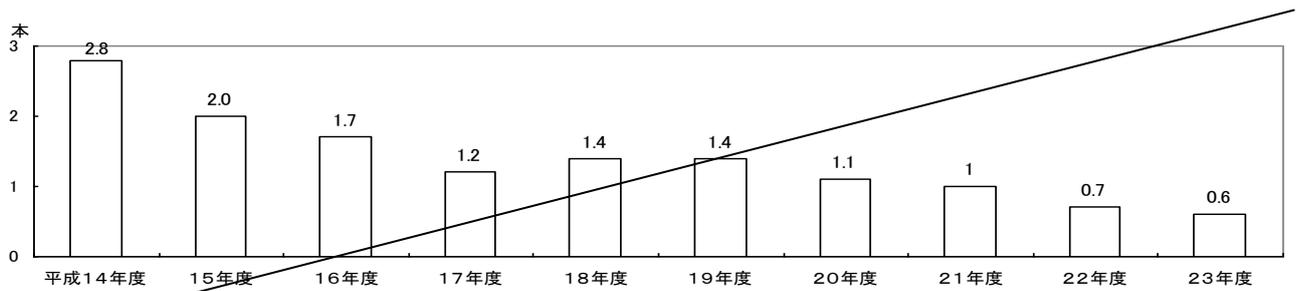
注：「当医療圏計」欄の(%)は、回収数51に対する割合

図2-4-① 3歳児健診結果の年次推移（当医療圏）



資料：愛知県母子健康診査マニュアル報告

図2-4-② 1-2歳児の一人平均むし歯の本数の年次推移（当医療圏）



資料：愛知県地域歯科保健業務状況報告

表3-6-1 かかりつけ歯科医を持つ人・定期健診を受ける人の状況

区分	かかりつけ歯科医を持つ人の割合	歯の検診を年1回以上受けている人の割合
尾張中部	83.0%	44.4%
県計	77.9%	49.0%

資料：平成28年生活習慣関連調査（愛知県健康福祉部）

表3-6-2 歯科診療所による在宅歯科医療等の提供状況

区分	施設数	在宅医療サービス				介護保険サービス (居宅療養管理指導)	
		実施	訪問診療 (居宅)	訪問診療 (施設)	訪問歯科 衛生指導	歯科医師	歯科衛生士
尾張中部	73	47.9%	19.2%	42.5%	5.5%	8.2%	5.5%
県計	3,695	23.1%	14.6%	15.0%	5.9%	6.7%	4.0%

資料：平成26年医療施設調査（愛知県健康福祉部）

表 3-6-3 在宅療養支援歯科診療所の設置状況

区 分	施設数	割 合
尾張中部	7	9.0%
県 計	301	8.1%

資料：平成 28 年 3 月 31 日現在(東海北陸厚生局調べ)

注：平成 28 年 10 月 1 現在の施設数で割合算出

表 3-6-4 障害者の歯科治療の提供状況

区 分	施設数	割 合
尾張中部	32	39.0%
県 計	1,211	31.9%

資料：あいち医療情報ネット（愛知県健康福祉部）

注：対応することができる疾患・治療内容

平成 29 年 5 月 23 日現在の数値で算出

第4章 救急医療対策（名古屋市域）

【現状と課題】

現 状

- **名古屋市域**では、休日夜間等の一般診療時間外における医療を確保するため、名古屋市において「救急医療（時間外等）対策協議会」を設置するとともに、「救急医療（時間外等）対策要綱」を策定し、名古屋市医師会、名古屋市歯科医師会など関係機関の協力を得て、以下の救急医療体制を確保しています。

1 救急医療体制

(1) 第一次救急医療体制

- 夜間・休日の救急患者の初期治療、軽症救急患者等の医療を提供しています。
- 内科については、中区を除く各区の休日急病診療所において対応しています。
- 歯科については、北区と南区の歯科医療センターにおいて対応しています。（表4-1）

(2) 第二次救急医療体制

- 第一次救急医療施設、消防機関と連携を保ちながら夜間・休日の入院治療を要する重症患者の医療を提供しています。
- 4つの広域二次救急医療圏（A、B、C、Dブロック）が設定されています。（図4-①）
- 小児科を除く内科、外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科については、土曜・休日は11病院、平日夜間は6病院が対応しています。（表4-2）
- 小児科第二次救急医療体制については、平成21年度より「小児救急ネットワーク758」により、準夜帯4病院、深夜帯1病院が対応しています。（表4-3）
- 救急病院・救急診療所は平成29年8月1日現在、55の救急病院及び5の救急診療所があります。（表4-4）

(3) 第三次救急医療体制

- 第一次・第二次救急医療施設、消防機関と連携を保ちながら重篤患者の救命医療を確保しています。
- 救命救急センターを有する病院が6病院あります。（図4-①）

(4) その他

- 第二次救急医療体制以外に診療時間外に救急患者の受入れを行っている医療施設があります。
- 中区にある愛知県歯科医師会館内の愛知歯科

課 題

- 診療時間外の救急医療を担っている救急病院・救急診療所のそれぞれの機能を十分に果たすため、医療機関相互の機能分担と連携を図る必要があります。
- 救急医療を担う医療機関における医師の不足により、救急医療体制の確保に影響がでています。

- 眼科や耳鼻咽喉科等の特殊診療部門についての体制の充実が必要です。

- 輪番体制参加病院を確保するとともに、小児救急ネットワーク758を安定的に運用するため、参加病院数を拡充することが必要です。

- **名古屋市立病院において、第二次救急医療体制の課題に積極的に取り組む必要があります。**

- **二次救急医療圏が医療計画に定める二次医療圏と異なっていることについて、対応を検討する必要があります。**

- 第三次救急医療体制で重篤患者を受け入れるために、急性期を脱した患者が転院・退院できる体制を構築する必要があります。

医療センターでは、休日の救急歯科診療を行っています。

- 特定機能病院である名大附属病院及び名市大病院では、高度な救命救急医療機関として、重篤救急患者の受入れを行っています。
- 愛知県救急医療情報センターでは、県内医療機関の協力の下、応需状況を収集し、県民、医療機関、救急隊からの問い合わせに対し、患者の症状に応じた最寄りの医療機関の紹介を行っています。

2 救急業務体制（表4-5）

- 平成28年10月1日現在、救急隊40隊が常時出動可能な体制をとり、救急業務の適切な遂行に努めています。救急出動件数は依然として増加傾向にありますが、平成28年に12万件を突破し、依然として増加傾向にあります。
- 平成3年4月に制定された救急救命士法に定める救急救命士をすべての救急隊に配置しています。
- 救急救命処置を行うために高規格救急車及び救命処置資器材（自動体外式除細動器、輸液資器材、気道確保資器材）をすべての救急隊に積載しています。
- 気管挿管及び薬剤投与の処置を行うことができる救急救命士の養成に努めるとともに、医師から常時指示を得られる体制の確立などメディカルコントロール体制を構築しています。
- **精神障害の救急搬送で受入医療機関の確保に長時間を要することがあります。**

3 救急知識・技術の普及啓発

- 名古屋市消防局（応急手当研修センター等）では、住民などを対象とした普通救命講習及び上級救命講習を実施し、また、事業所などを対象に普通救命講習の指導者を養成する応急手当普及員講習を開催しています。
- 名古屋市の保健所では、子育て中の保護者を対象に応急手当の知識を学ぶ教室を開催しています。
- 第二次救急医療体制の受診患者には、入院を必要としない比較的軽症の患者がみられます。（表4-6）

- 高齢者人口の増加や核家族化などの要因による救急搬送患者の増加に対応するため、救急隊の増隊や救急車の適正利用啓発を進める必要があります。

- 高規格救急車及び**救命処置**資器材を今後計画的に更新する必要があります。

- 救急救命士（気管挿管及び薬剤投与の処置を行うことができる救急救命士を含む。）の高度な技術を維持向上するための再教育を推進していく必要があります。

- より多くの住民が応急手当技術・知識を身につけられるよう、応急手当の普及啓発を**一層**進める必要があります。

- かかりつけ医を持つことや、第一次、第二次救急医療体制それぞれの診療機能に見合った医療機関の利用の仕方について、更に患者や家族に周知を図る必要があります。

【今後の方策】

- 名古屋市医師会や愛知県病院協会等の関係団体の協力のもと、第一次及び第二次救急医療体制の充実に努めます。
- 名古屋市立病院において、**第二次救急医療体制の課題に積極的に取り組みます。救急医療体制の整備に努め、より高度な救急医療に取り組んでいきます。**
- 救急医療機関の適正受診について、様々な機会を通じ、患者や家族に周知を図っていきます。

表4-1 第一次救急医療施設一覧

(平成29年4月1日現在)

	月曜～金曜 (祝日、年末 年始を除く)		土 曜 日		日曜日、祝日、年末年始			診 療 所 名	
	夜間	深夜	夜間	深夜	昼間	夜間	深夜		
受付時間	20:30 ～ 23:30	19:30 ～ 6:00	17:30 ～ 20:30	20:30 ～ 6:00	09:30 ～ 16:30	17:30 ～ 20:30	20:30 ～ 6:00		
医 科	内 科 小児科	—	—	—	—	○	—	—	各区 休日急病診療所
		—	○★ (注)	○★	○★ (注)	○★	○★	○	名古屋市医師会 急病センター
	○	—	—	—	—	—	—	—	平日夜間 急病センター
眼 科 耳鼻咽 喉科	—	—	—	—	○	○	—	—	名古屋市医師会 急病センター
歯 科	日曜日、祝日、年末年始 昼間 9:00～11:00、13:00～15:00							—	名古屋北歯科 医療センター 名古屋南歯科 医療センター

資料：名古屋市健康福祉局

注1：年末年始は、12月30日～翌年1月3日

注2：★印は小児科専門医を配置

注3：月曜～金曜（祝日、年末年始を除く）及び土曜日の深夜における小児科専門医の受付時間は20:30～23:00に限る。

表4-2 第二次救急医療体制（病院群輪番制）

(平成29年度)

診療科目	土曜午後夜間・休日	平日夜間
内 科	4病院（各ブロック1病院）	3病院
外 科	4病院（各ブロック1病院）	2病院
産 婦 人 科	1病院	1病院
眼 科	1病院	—
耳鼻咽喉科	1病院	—
合 計	11病院	6病院

資料：名古屋市健康福祉局

表4-3 小児救急ネットワーク758の体制 (平成29年度)

	当番病院数	参加病院数
<準夜帯> (土曜昼から及び休日朝から) 平日夜間 (午後6時から11時) 土曜午後夜間 (午後1時30分から11時) 休日朝～夜間 (午前8時30分から11時)	毎日4病院	13病院
<深夜帯> 平日深夜 (午後11時から午前8時) 土曜深夜 (午後11時から午前8時30分) 休日深夜 (午後11時から午前8時30分)	毎日1病院	

資料：名古屋市健康福祉局

表4-4 救急病院・救急診療所区別数 (平成29年8月1日現在)

	千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白	市計
救急病院	5	2	5	2	3	2	5	2	4	5	4	7	1	5	2	1	55
救急診療所	-	-	1	1	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	1	5

資料：愛知県救急医療情報システム

表4-5 救急搬送体制の状況

	高規格救急車両数	救急救命士数	救急出動件数	救急搬送人員数
平成24年	43両 (うち、予備6両)	315人	113,174件	98,310人
平成25年	45両 (うち、予備7両)	325人	115,281件	100,384人
平成26年	49両 (うち、非常用11両)	336人	117,695件	103,165人
平成27年	55両 (うち、非常用16両)	344人	119,996件	106,553人
平成28年	56両 (うち、非常用16両)	361人	122,142件	108,413人

資料：名古屋市消防局

注1：高規格救急車両数及び救急救命士数は4月1日現在

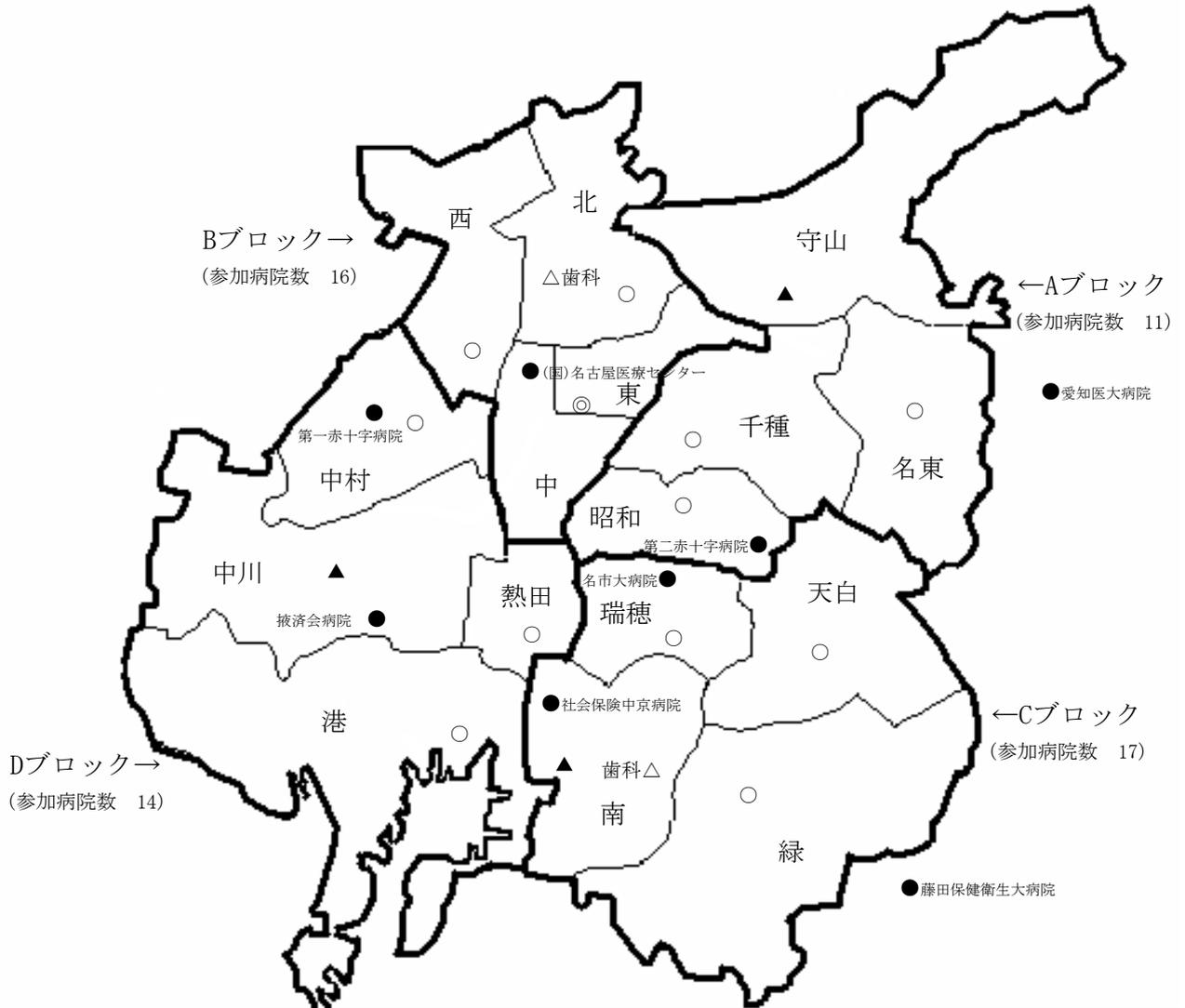
注2：救急出動件数及び救急搬送人員数は1月1日から12月31日までの実績

表4-6 第二次救急医療体制における取扱患者数の推移 (人)

年度	総取扱患者数		
	入院	外来	計
22	23,891	125,144	149,035
23	25,123	125,911	151,034
24	26,153	126,290	152,443
25	26,499	125,597	152,096
26	27,657	120,575	148,232
27	27,951	120,032	147,983
28	28,084	115,836	143,920

資料：名古屋市健康福祉局

図4-① 名古屋市の救急医療体制図

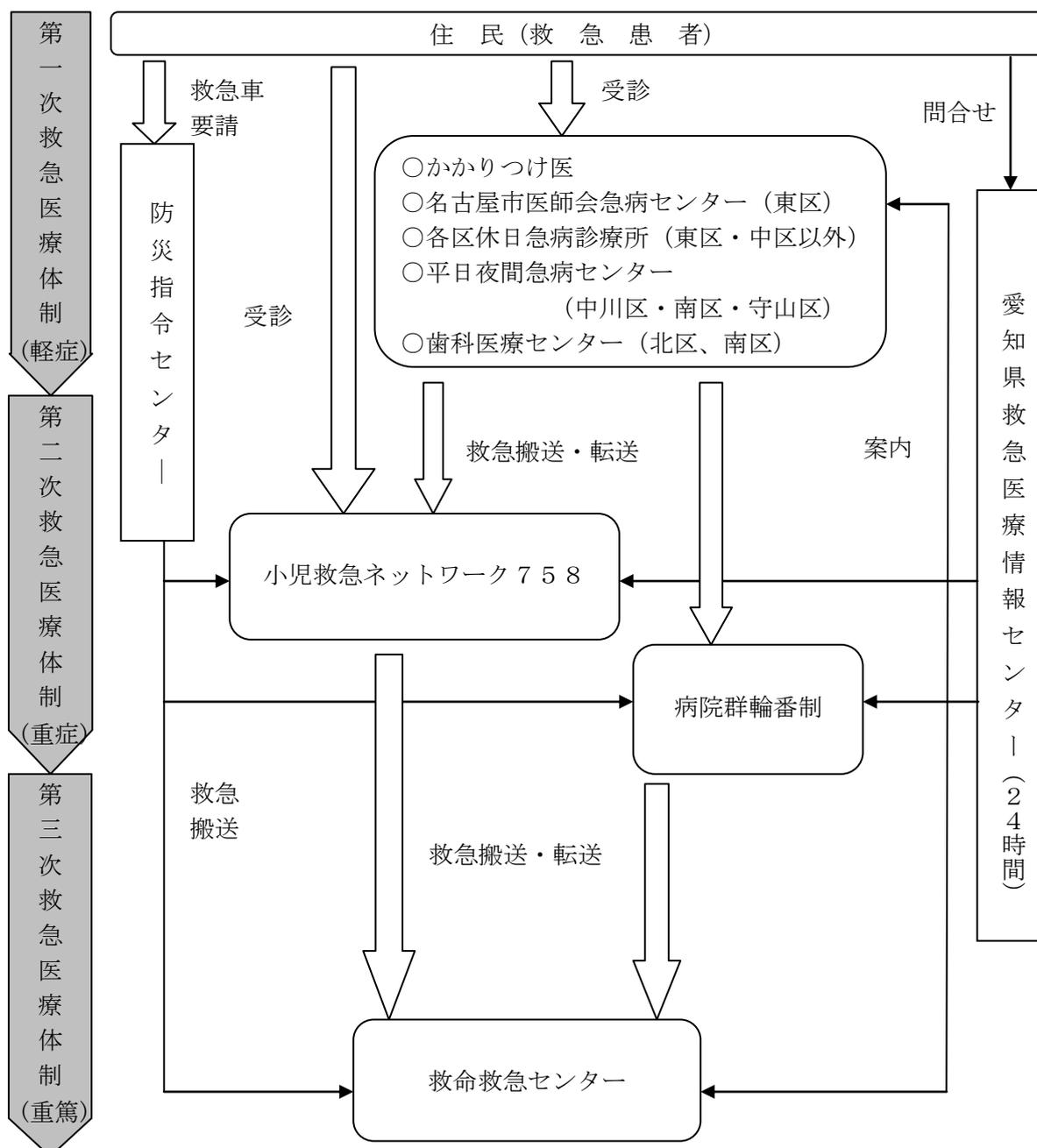


【凡例】

◎名古屋市医師会 急病センター	▲中川区・南区・守山区 休日急病診療所・平日夜間急病センター
○休日急病診療所	△歯科医療センター
●第三次体制病院	

(平成__年__月1日現在)

救急医療対策の体系図



<救急医療対策の体系図の説明>

- 一般診療時間外における医療を確保するため、第一次、第二次、第三次救急医療機関の機能分担と相互連携により治療を実施しています。
- 第一次体制においては、夜間・休日の救急患者の初期治療、軽症救急患者等の医療を実施しています。
- 第二次体制においては、名古屋市内を4ブロックに分け、一定数の当番病院を確保することにより、夜間・休日の入院治療を要する重症患者の医療を実施しています。
- 小児救急ネットワーク758では参加病院により一定数の当番病院を確保し、住民が安心して受診できる体制をとっています。
- 第三次体制においては、脳卒中、心筋梗塞や全身やけど等、特別な治療を要する重篤患者の治療を24時間体制で実施する救命救急センターが救命医療を実施しています。

※ 体系図の最新の医療機関名につきましては別表をご覧ください。

第4章 救急医療対策（尾張中部地域）

【現状と課題】

現 状

- 1 第1次救急医療体制
 - 内科系の休日昼間における第1次救急医療体制は、尾張中部地域内の西部（清須市内）・東部（北名古屋市）の2か所の休日急病診療所で診療を実施し、外科系の休日昼間は1病院及び14診療所による在宅当番医制で実施しています。しかし、夜間の診療体制は内科系、外科系ともに未整備です。
（表4-1、4-2、4-3）
 - 歯科については、平成17年度から休日昼間に在宅当番医制による休日診療を実施しています。
- 2 第2次救急医療体制
 - 清須保健所管内は、広域2次救急医療圏の尾張西北部地域に属し、一宮市、稲沢市、清須市、北名古屋市、豊山町の4市1町が圏域となります。
尾張中部地域内の病院で運営される病院群輪番制に平成16年4月から済衆館病院が参加し、平成29年4月現在7病院で運営していますが、隣接する小牧市や名古屋市の病院にも2次救急医療を依存しています。
 - 尾張中部地域には、救急告示病院として、済衆館病院、五条川リハビリテーション病院及びはるひ呼吸器病院があります。
（表4-4）
- 3 第3次救急医療体制
 - 尾張中部地域には、救命救急センターがなく、第3次救急医療体制が十分でないため、他の医療圏名古屋市や他の医療圏の救命救急センター等へ救急医療情報システムを活用して重篤患者の転送を行っています。
- 4 プレホスピタルケア（病院前医療救護活動）等
 - 尾張中部地域の消防組合に救急救命士は33名、救急車は6台配置されており、患者搬送人数は平成28年で6,406人でした。（表4-5）
 - 保健所、消防署等では、住民や市町関係者を対象に救急法等の講習会を開催するなど、啓発活動を行っています。また、AEDの操作が、

課 題

- 内科系、外科系における夜間の救急医療体制を整備する必要があります。
- 尾張中部地域内で第2次救急医療体制が確立されることが望ましいが、現状を踏まえ、広域2次救急医療圏の他に隣接する名古屋医療圏等の医療機関との機能連携を図る必要があります。
- 広域2次救急医療圏が医療計画に定める2次医療圏と異なっていることについて、対応を検討する必要があります。
- 尾張中部地域内での救急医療の機能拡充を図る必要があります。
- 尾張中部地域で第3次救急医療体制が確立されることが望ましいが、現状を踏まえ、救急医療情報システムを活用し、名古屋医療圏市の他に近隣の医療圏の第3次救急医療施設との機能連携を図る必要があります。
- 今後、民間施設を含めた多くの施設にAEDが設置されることに備えて、AED講習会に必要な指導者の養成を

一般市民にも認められたため、尾張中部地域でも西名古屋医師会会員の診療所や公共施設等にAEDの設置が進んでいます。

行い、さらに操作の知識普及を進めていく必要があります。

【今後の方策】

- 第一次救急医療体制について、内科系、外科系ともに夜間の救急医療体制の整備を進めます。
- 尾張中部地域は、救急医療を他の医療圏に大きく依存しており、隣接する医療圏の医療機関との機能連携を図っていくとともに、唯一の救急告示病院である済衆館病院の機能拡充が図られるよう救急病床の整備を支援します。
- 救急医療情報システムがより一層活用されるよう関係機関との調整を図っていきます。
- 地域住民へAEDや救急蘇生法の普及啓発を図っていきます。

表 4-1 第1次救急医療体制 (平成29年4月1日現在)

	医 科			歯 科		
	平日夜間	休日昼間	休日夜間	平日夜間	休日昼間	休日夜間
清 須 市	無	西部休日急病診療所 (内科・小児科) 10:00～12:00 13:00～17:00 9:30～11:30 13:00～16:30 在宅外科当番医制 10:00～12:00 13:00～17:00	無	無	在宅歯科当番医制 9:30～11:30	無
北名古屋市	無	東部休日急病診療所 (内科・小児科) 10:00～12:00 13:00～17:00 9:30～11:30 13:00～16:30 在宅外科当番医制 10:00～12:00 13:00～17:00	無	無	在宅歯科当番医制 9:30～11:30	無
豊山町						

資料：愛知県の救急医療(平成28年度版)、保健所調査

表 4-2 救急医療情報システムによる市町別案内件数 (平成28年度)

	住 民	医療機関	計	人口万対比
清 須 市	2,507	5	2,512	372.7
北名古屋市	2,317	11	2,328	276.6
豊 山 町	332	0	332	218.7
当 医 療 圏	5,156	16	5,172	317.1

資料：愛知県の救急医療(平成28年度版)

表 4-3 在宅外科当番医制参加医療機関

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

名 称	所在地	名 称	所在地
遠藤外科・整形外科	清 須 市	済衆館病院	北名古屋市
きとう医院 はなみずき整形外科スポーツ クリニック	清 須 市	師勝整形外科	北名古屋市
きよす整形外科クリニック	清 須 市	西春整形外科	北名古屋市
びわじま整形外科	清 須 市	ハルクリニック	北名古屋市
ゆたかクリニック	清 須 市	松尾整形外科 山田整形外科・リハビリクリ ニック	北名古屋市
新居外科 新居クリニック	北名古屋市	安田クリニック	北名古屋市
かんやまクリニック	北名古屋市	杉山医院	豊 山 町
名古屋整形外科人工関節クリ ニック	北名古屋市	—	—

資料：西名古屋医師会調査

表 4-4 救急告示病院

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

名 称	救急専用病床数	救急優先病床数
済 衆 館 病 院	4	5
五条川リハビリテーション病院	1	1
はるひ呼吸器病院	2	4

資料：西名古屋医師会、保健所調査

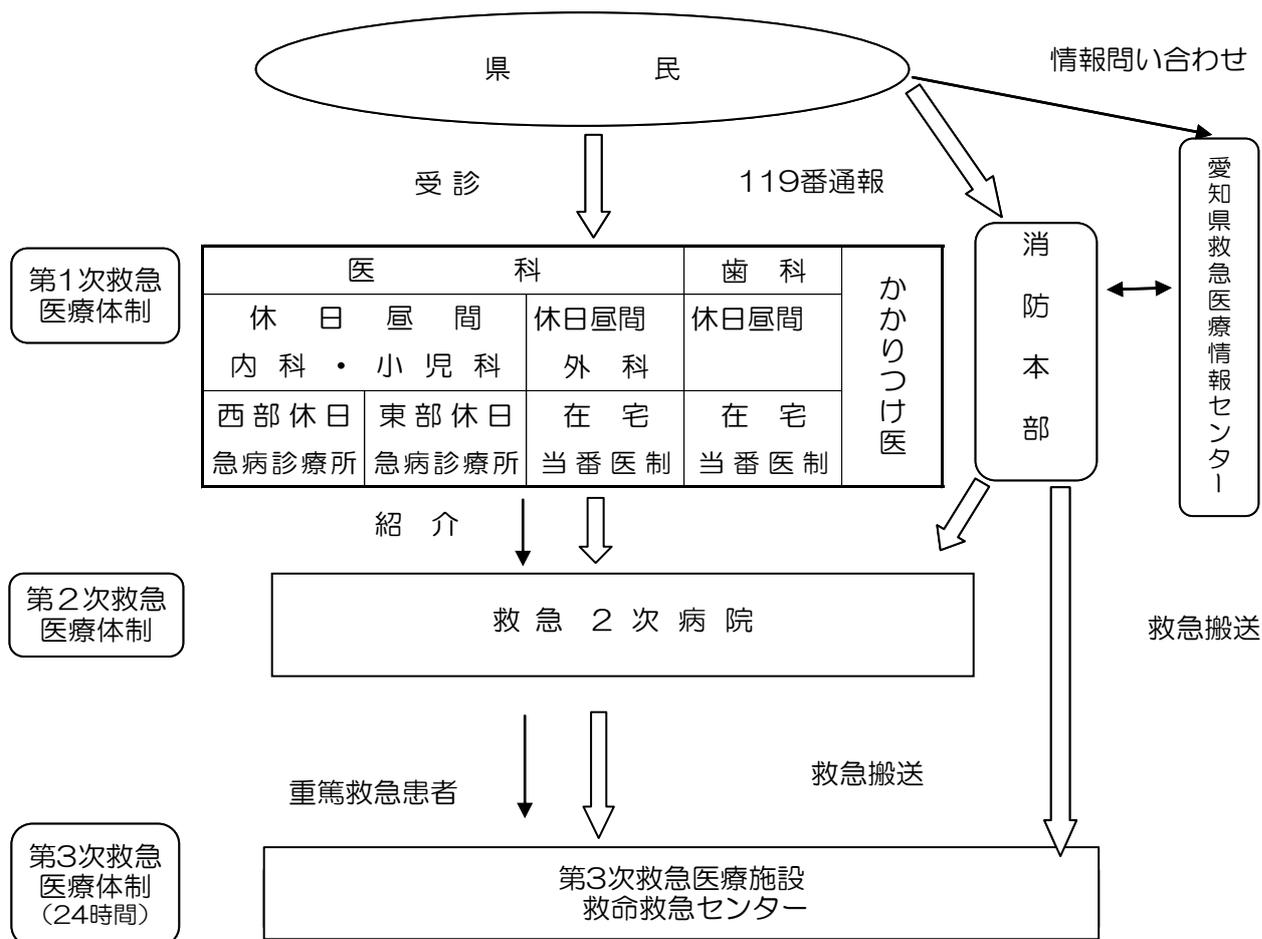
表 4-5 救急搬送体制及び実績

	救急車（高規格 救急車）保有台数	救急隊員総 数	救急救命士 （有資格者 数）	出動件数 （急病）	搬送人員 （急病）
西春日井広域事務組 合	6	100	33	6,791 (4,488)	6,406 (4,216)

資料：愛知県消防年報（平成 28 年版）

注：救急車保有台数・救急救命士数は平成 28 年 4 月 1 日現在

救急医療連携体系図



: 医療機関 (別表に記載がない。)
 : 医療機関 (別表に記載がある。)
 : 県民、医療機関等の流れ
 : 紹介を受けている施設
 : 紹介を受け、紹介している施設

<体系図の説明>

- 救急医療とは、通常の診療時間外（休日、夜間）及び緊急的に医療を必要とする者に医療を提供するもので、第1次、第2次、第3次と機能分担された救急医療体制を構築しています。
- 救急患者が軽症の場合は、第1次救急である休日急病診療所及び在宅当番医制で対応しています。
- 入院又は緊急手術を要する救急患者は、第2次救急医療施設が連携して輪番方式で対応しています。
- 脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷その他特殊診療部門（熱傷、小児、中毒等）における重篤救急患者は、第3次救急医療施設（救命救急センター）で救急医療を行っています。
- 愛知県救急医療情報センターは、24時間体制で、住民の症状に応じて、診療可能な最寄りの医療機関の情報を提供しています。また、インターネットによる直接検索もできます。

※具体的な医療機関名は、県計画の別表に記載してあります。